中華人民共和国産黒鉛電極に対する調査開始の件（令和６年財務省告示第１１９号）で告示した関税定率法（明治４３年法律第５４号）第８条第５項の調査に係る仮の決定の基礎となる事実（中間報告書）

目次

１ 総論 ..... - 1 -
１－１ 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴 ..... - 1 -
１－１－１ 品名 ..... - 1 -
１－１－２ 銘柄及び型式 ..... - 1 -
１－１－３ 特徴 ..... - 1 -
１－２ 調査対象貨物の供給者及び供給国 ..... - 1 -
１－３ 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。） ..... - 1 -
１－３－１ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 1 -
１－３－２ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 ..... - 1 -
１－４ 調査の対象とした事項の概要 ..... - 1 -
１－４－１ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 1 -
１－４－２ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 ..... - 2 -
１－５ 調査開始の経緯 ..... - 2 -
１－５－１ 課税申請 ..... - 2 -
１－５－２ 法第８条第４項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況 ..... - 2 -
１－５－３ 調査開始の決定 ..... - 4 -
１－６ 調査開始後の経緯 ..... - 5 -
１－６－１ 質問状等の送付及び回答の状況 ..... - 5 -
１－６－２ 標本抽出（サンプリング） ..... - 22 -
１－６－３ 当初質問状回答書の不備等の指摘 ..... - 24 -
１－６－４ 代替国に係る選定通知の送付等 ..... - 28 -
１－６－５ 代替国当初質問状回答書の不備等の指摘 ..... - 37 -
１－６－６ 追加質問状の送付等 ..... - 37 -
１－６－７ 本邦生産者追加質問状回答書の不備等の指摘 ..... - 38 -
１－６－８ 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等 ..... - 39 -
１－６－９ 現地調査 ..... - 41 -
１－７ 秘密の情報 ..... - 44 -
１－８ 証拠等の閲覧 ..... - 44 -
１－９ 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘 ..... - 44 -
１－１０ 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用 ..... - 46 -
２ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 48 -
２－１ 総論 ..... - 48 -
２－１－１ 調査対象貨物 ..... - 48 -
２－１－２ 調査対象貨物と比較する同種の貨物 ..... - 48 -
２－１－３ 不当廉売差額の基本的考え方 ..... - 48 -
２－１－４ 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定 ..... - 49 -
２－１－５ 正常価格の算出の基本的考え方 ..... - 50 -
２－１－６ 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方 ..... - 50 -
２－１－７ 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方 ..... - 50 -
２－１－８ 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討 ..... - 51 -
２－１－９ 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論 ..... - 51 -
２－１－１０ 輸出価格の算出の基本的考え方 ..... - 51 -
２－１－１１ 端数処理の基本的考え方 ..... - 51 -
２－２ 代替国候補の選定 ..... - 51 -

２－２－１ 代替国候補の選定 - 51 -
２－２－２ 代替国の正常価格 - 52 -
２－３ 調査対象者 - 53 -
２－３－１ 合肥炭素及び方大炭素 - 53 -
２－３－２ 遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料 - 56 -
２－３－３ 大連旭日及び山東旭日 - 59 -
２－３－４ 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者（サンプリング調査非対象者） - 61 -
２－４ 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者 - 62 -
２－４－１ 不当廉売差額率 - 62 -
２－５ 中国の供給者の不当廉売差額率 - 62 -
２－６ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 - 63 -
３ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 64 -
３－１ 同種の貨物の検討 - 64 -
３－１－１ 物理的及び化学的特性 - 64 -
３－１－２ 製造工程 - 64 -
３－１－３ 流通経路 - 65 -
３－１－４ 用途 - 65 -
３－１－５ 価格の決定方法 - 65 -
３－１－６ 代替性 - 65 -
３－１－７ 貿易統計上の分類 - 67 -
３－１－８ 同種の貨物の認定に係る意見等の検討 - 67 -
３－１－９ 同種の貨物の検討についての結論 - 68 -
３－２ 本邦の産業 - 69 -
３－３ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 71 -
３－３－１ 当該輸入貨物の輸入量 - 71 -
３－３－２ 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 73 -
３－３－３ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討 - 76 -
３－３－４ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論 - 78 -
３－４ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 - 78 -
３－４－１ 生産高 - 78 -
３－４－２ 生産能力・稼働率（操業度） - 79 -
３－４－３ 販売及び市場占拠率 - 79 -
３－４－４ 在庫 - 80 -
３－４－５ 国内価格に影響を及ぼす要因 - 81 -
３－４－６ 利潤 - 82 -
３－４－７ 投資及び投資収益 - 83 -
３－４－８ 資金流出入（キャッシュフロー） - 83 -
３－４－９ 資金調達能力 - 84 -
３－４－１０ 雇用 - 84 -
３－４－１１ 賃金 - 84 -
３－４－１２ 生産性 - 85 -
３－４－１３ 成長 - 85 -
３－４－１４ 不当廉売価格差の大きさ - 86 -
３－４－１５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討 - 86 -

３－４－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 ..... - 88 -
３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論 ..... - 88 -
４ 因果関係 ..... - 89 -
４－１ 当該輸入貨物の輸入による影響 ..... - 89 -
４－２ 当該輸入貨物以外による影響 ..... - 89 -
４－２－１ 第三国からの輸入の量及び価格 ..... - 89 -
４－２－２ 需要又は消費態様の変化 ..... - 92 -
４－２－３ 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争 ..... - 95 -
４－２－４ 技術の進歩 ..... - 95 -
４－２－５ 本邦の産業の輸出実績 ..... - 95 -
４－２－６ 本邦の産業の生産性 ..... - 96 -
４－２－７ その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討 ..... - 96 -
４－３ 因果関係に関する結論 ..... - 96 -
５ 結論 ..... - 97 -

（別添）主要証拠等目録

注：【　】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

１　総論

１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

１－１－１　品名

(1)　黒鉛電極

１－１－２　銘柄及び型式

(2)　商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 8545.11 号に分類される物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものに限る。）。

１－１－３　特徴

(3)　円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉（以下「電炉」という。）の電極として使用されるものである。

１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国

(4)　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

１－３　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

１－３－１　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(5)　令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで。
ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和 5 年 9 月 30 日まで。
なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう[1]。

１－３－２　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(6)　平成 30 年 1 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで。

１－４　調査の対象とした事項の概要

１－４－１　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(7)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、

(ア)　同種の貨物の正常価格（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第

[1]　1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）2.6

8条第1項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
(イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
(ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）
(エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

１－４－２　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(8)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、

(ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
(イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響
(ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
(エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

１－５　調査開始の経緯

１－５－１　課税申請

(9)　令和6年2月26日、法第8条第4項の規定による求めとして、「中華人民共和国産の黒鉛電極に対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、SECカーボン株式会社（以下「SECカーボン」という。）、東海カーボン株式会社（以下「東海カーボン」という。）及び日本カーボン株式会社（以下「日本カーボン」という。）の3者の連名で提出された。

表１　申請者の名称及び住所

名称	住所
SECカーボン	兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号
東海カーボン	東京都港区北青山一丁目二番三号
日本カーボン	東京都中央区八丁堀一丁目十番七号

(10)　申請者は、以下**「３－２　本邦の産業」**に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和4年10月1日から令和5年9月30日までにおける同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）[2]を満たしていた。

(11)　令和6年4月17日、調査当局は、中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知[3]した。

１－５－２　法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の

2　政令第5条第1項第1号
3　協定5.5

状況

(12)　申請書では、申請者の令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの黒鉛電極の生産高の割合は、本邦における総生産高の【50%超】を占めているとのことであったが、本邦の産業を所管する大臣である経済産業大臣は、関係生産者に対し、課税の求めに対する支持の状況を確認することとした。

(13)　令和 6 年 3 月 4 日、本邦産同種の貨物の生産者として知り得た下記の 5 者に対し、「不当廉売関税の課税の求めに対する支持状況等の確認への協力のお願い（本邦生産者用）」並びに調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か、本調査へ協力するか否か及び本調査の申請を支持するか否か等を確認するための「確認票（本邦生産者用）」（以下「本邦生産者確認票」という。）を送付[4]した。

(a) SEC カーボン
(b) 東海カーボン
(c) 日本カーボン
(d) マルヤ産業株式会社（以下「マルヤ産業」という。）
(e) 株式会社レゾナック・グラファイト・ジャパン（以下「レゾナック GJ」という。）

(14)　本邦生産者確認票に関して、**「表 2　本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況」**のとおり、本邦生産者確認票回答の提出期限である令和 6 年 3 月 18 日までに、上記（13）に示した 5 者のうち 4 者[5]から、本邦生産者確認票回答の提出があった。
　これら確認票回答の提出があった 4 者全てから調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨、及び当該 4 者のうち 3 者[6]から本調査へ協力する旨の回答があった。

(15)　本邦生産者確認票回答により、経済産業大臣が、法第 8 条第 4 項の規定による求めに対する関係生産者等の支持の状況を確認したところ、下記**「３－２　本邦の産業」**に記載のとおり、当該求めを支持している関係生産者等の本邦産同種の貨物の生産高の合計が、当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えていた。

(16)　本邦生産者確認票の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、**「表 2　本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況」**のとおりであった。

表 2　本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票等の送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	申請に対する支持の状況
(a)SEC カーボン	3/4	3/18	生産有り 協力する	－
(b)東海カーボン	3/4	3/18	生産有り 協力する	－
(c)日本カーボン	3/4	3/18	生産有り 協力する	－
(d)マルヤ産業	3/4	回答無し	－	－
(e)レゾナック GJ	3/4	3/18	生産有り 協力しない	意思表明しない

[4]　政令第 7 条第 1 項第 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）6.（2）一
[5]　SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、レゾナック GJ
[6]　SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン

(17)　令和 6 年 4 月 3 日、経済産業大臣は、上記(15)による確認結果を財務大臣に書面により通知した[7]。

１－５－３　調査開始の決定

(18)　申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は上記(15)のとおりであったこと[8]から、調査を開始する必要があると認められたため、令和 6 年 4 月 24 日、申請に基づく調査の開始を決定[9]し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者、申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知[10]（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示[11]した（令和 6 年 4 月 24 日財務省告示第 119 号）（以下「調査開始告示」という。）。

(19)　調査開始告示において、「令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。

(ア)　証拠の提出及び証言についての期限　令和 6 年 7 月 24 日
(イ)　証拠等の閲覧についての期限　政令第 16 条第 1 項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第 2 項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第 3 項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日
(ウ)　対質の申出についての期限　令和 6 年 8 月 26 日
(エ)　意見の表明についての期限　令和 6 年 8 月 26 日
(オ)　情報の提供についての期限　令和 6 年 8 月 26 日

(20)　また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始に当たり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

(21)　令和 6 年 4 月 24 日、調査当局は、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により

7　ガイドライン 6.（2）二
8　協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号、ガイドライン 6.(2)三①
9　法第 8 条第 5 項
10　政令第 8 条第 1 項
11　政令第 8 条第 1 項

通知[12]（申請書（開示版）の写しを添付[13]）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、同年 10 月 10 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明[14]した。

なお、本調査の開始決定に際し、同年 4 月 19 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知[15]した。

１－６　調査開始後の経緯

１－６－１　質問状等の送付及び回答の状況

(22)　令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者、本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙、確認票及び質問状を財務省[16]及び経済産業省[17]のホームページに掲載して公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(23)　調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、中華人民共和国駐日本国大使館に対し当該質問状を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(25)(ア)の 28 者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対して、それぞれに係る確認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

12　協定 12.1

13　協定 6.1.3

14　ガイドライン 6.(3)

15　政令第 18 条

16　https://www.customs.go.jp/tokusyu/kokuendenkyoku.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

17　https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

(24)　確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書[18]の提出状況等については、**「表３　確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況」**のとおりであった。

具体的には、以下**「１－６－１－１　供給者への質問状等の送付等」**、**「１－６－１－２　調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」**、**「１－６－１－３　輸入者への質問状等の送付等」**、**「１－６－１－４　本邦生産者への質問状等の送付等」**及び**「１－６－１－５　産業上の使用者への質問状等の送付等」**において述べる。また、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受領した。

表３　確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者	54	22	40.7	15	16	68.2	72.7	17	31.5
（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）	54	5	9.3	4		80.0		0	0
輸入者	20	15	75.0	14		93.3		10	50.0
本邦生産者	5	－	－	－		－		3	60.0
産業上の使用者	41	36	87.8	36		100		28	68.3

（注 1）上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」、及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

（注 2）質問状の回答数には、部分的な回答のみ提出したものは計上していない。

（注 3）上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

（注 4）上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者には当たらないことが明らかになった者を含む。

１－６－１－１　供給者への質問状等の送付等

(25)　令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た以下(ア)の供給者 28 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」という。）を送付[19]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる

18　本報告書中「回答書」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

19　政令第 10 条第 2 項

範囲に制限する」場合があることを明示した。
　また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、同年 5 月 22 日、以下(イ)の供給者 25 者に対して、同年 5 月 29 日、以下（ウ）の供給者 1 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び供給者当初質問状を送付し、回答を求めた。

(ア)　令和 6 年 4 月 24 日に供給者当初質問状等を送付した供給者
(a) 方大炭素新材料科技股份有限公司（以下「方大炭素」という。）
(b) 吉林炭素有限公司（以下「吉林炭素」という。）
(c) 遼寧丹炭科技集団有限公司（以下「遼寧丹炭」という。）
(d) 山西宏特煤化工有限公司（以下「山西宏特煤化工」という。）
(e) 介休市志堯炭素有限公司（以下「介休市志堯炭素」という。）
(f) 大同宇林徳黒鉛新材料股份有限公司（以下「大同宇林徳黒鉛新材料」という。）
(g) 河南紅旗渠新材料有限公司（以下「河南紅旗渠新材料」という。）
(h) 焦作市中州炭素有限公司（以下「焦作市中州炭素」という。）
(i) 開封平煤新型炭材料科技有限公司（以下「開封平煤新型炭材料科技」という。）
(j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料有限公司（以下「遼寧鑫瑞黒鉛新材料」という。）
(k) 霊石県揚帆炭素科技有限公司（以下「霊石県揚帆炭素科技」という。）
(l) 南通揚子炭素股份有限公司（以下「南通揚子炭素」という。）
(m) 山西鑫賢炭素材料科技有限公司（以下「山西鑫賢炭素材料科技」という。）
(n) 昇瑞能源科技有限公司（以下「昇瑞能源科技」という。）
(o) 四川広漢士達炭素股份有限公司（以下「四川広漢士達炭素」という。）
(p) 四川昭鋼炭素有限公司（以下「四川昭鋼炭素」という。）
(q) 烏蘭察布市福興炭素有限公司（以下「烏蘭察布市福興炭素」という。）
(r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司（以下「烏蘭察布市旭峰炭素科技」という。）
(s) 遼寧鴻達電炭有限公司（以下「遼寧鴻達電炭」という。）
(t) 宝方炭材料科技有限公司（以下「宝方炭材料科技」という。）
(u) 吉林炭素新素材有限公司（以下「吉林炭素新素材」という。）
(v) 旭日精密炭素（大連）有限公司（以下「大連旭日」という。）
(w) 京海商事（上海）貿易有限公司（以下「京海商事（上海）貿易」という。）
(x) 瑞顧斯貿易（上海）有限公司（以下「瑞顧斯貿易（上海)」という。）
(y) 山東旭日石墨新材料科技有限公司（以下「山東旭日」という。）
(z) 中建材国際貿易有限公司（以下「中建材国際貿易」という。）
(aa) 撫順金利石化炭素有限公司（以下「撫順金利石化炭素」という。）
(ab) 大連邦誼石墨材料有限公司（以下「大連邦誼石墨材料」という。）

(イ)　令和 6 年 5 月 22 日に供給者当初質問状等を送付した供給者
(ac) 嘉隆新材料有限公司（以下「嘉隆新材料」という。）
(ad) 河北瑞通炭素股份有限公司（以下「河北瑞通炭素」という。）
(ae) 江蘇江龍新能源科技有限公司（以下「江蘇江龍新能源科技」という。）
(af) 合肥炭素有限責任公司（以下「合肥炭素」という。）
(ag) 吉林炭素進出口有限公司（以下「吉林炭素進出口」という。）
(ah) 吉蒙炭素有限責任公司（以下「吉蒙炭素」という。）
(ai) 山西聚賢黒鉛新材料有限公司（以下「山西聚賢黒鉛新材料」という。）
(aj) Sojitz JECT (Qingdao) Co., Ltd. （以下「Sojitz JECT (Qingdao)」という。）
(ak) 江蘇江龍新材料科技有限公司（以下「江蘇江龍新材料科技」という。）
(al) 大連西姆晶正貿易有限公司（以下「大連西姆晶正貿易」という。）
(am) QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD. （以下「QINGDAO YIJIA E.T.I.」という。）
(an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT
(ao) 大連藍艦科技有限公司（以下「大連藍艦科技」という。）

(ap) 大連精芸炭素有限公司 （以下「大連精芸炭素」という。）
(aq) 江蘇智晏国際貿易有限公司（以下「江蘇智晏国際貿易」という。）
(ar) 吉林市松江炭素進出口有限公司（以下「吉林市松江炭素進出口」という。）
(as) 北京国鋼国際貿易有限公司（以下「北京国鋼国際貿易」という。）
(at) 河南高碩新材料科技有限公司（以下「河南高碩新材料科技」という。）
(au) 南宮市聚純炭素有限公司（以下「南宮市聚純炭素」という。）
(av) 山西西姆東海炭素材料有限公司（以下「山西西姆東海炭素材料」という。）
(aw) 松江市吉林炭素有限責任公司（以下「松江市吉林炭素」という。）
(ax) 撫順市東方碳素有限公司（以下「撫順市東方碳素」という。）
(ay) 興和県木子炭素有限責任公司（以下「興和県木子炭素」という。）
(az) 大同特殊鋼(上海)有限公司（以下「大同特殊鋼(上海)」という。）
(ba) 眉山士達新材料有限公司（以下「眉山士達新材料」という。）

（ウ） 令和 6 年 5 月 29 日に供給者当初質問状等を送付した供給者
(bb) 遼寧丹炭新材料有限公司（以下「遼寧丹炭新材料」という。）

(26) 確認票に関して、**「表 4　供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、次のように回答があった。

（ア）上記(25)(ア)の供給者 28 者のうち、確認票回答の提出期限である令和 6 年 5 月 13 日までに 10 者[20]から確認票回答の提出があった。また、2 者[21]からはメールにて供給者でない旨の連絡があった。
（イ）上記(25)(イ)の供給者 25 者のうち、確認票回答の提出期限である令和 6 年 6 月 5 日までに 10 者[22]から確認票回答の提出があり、当該提出期限後に 1 者[23]から確認票回答の提出があった。
（ウ）上記(25)(ウ)の供給者 1 者からは、確認票回答の提出期限である令和 6 年 6 月 12 日までに確認票回答の提出があった。

確認票回答の提出があった上記（ア）から（ウ）までの 22 者に関して、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又は輸出の実績について、15 者[24]から生産実績がある旨、16 者[25]から本邦への輸出実績がある旨、及び 21 者[26]から本調査へ協力する旨の回答があった。

(27) 供給者当初質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、提出期限である令和 6 年 5 月 27 日、同年 6 月 12 日及び同月 28 日までに、上記(26)に記載の本調査

---

[20] 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、京海商事（上海）貿易、瑞顧斯貿易（上海）

[21] 山西宏特煤化工、宝方炭材料科技
ただし、上記 2 者のうち、宝方炭材料科技については、同社が生産した黒鉛電極が第三者を通じて日本に輸出されている可能性はあるとの説明であったため、山西宏特煤化工のみ利害関係者に当たらないものとした。

[22] 嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇江龍新材料科技、大同特殊鋼(上海)

[23] 江蘇智晏国際貿易

[24] 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、撫順金利石化炭素、嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、江蘇江龍新材料科技、遼寧丹炭新材料

[25] 方大炭素、遼寧丹炭、大連旭日、京海商事（上海）貿易、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇智晏国際貿易、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料

[26] 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、京海商事（上海）貿易、嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇江龍新材料科技、江蘇智晏国際貿易、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料

への協力を表明した供給者 21 者のうち、15 者[27]から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(28)　供給者当初質問状に関して、**「表 4　供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、次のように供給者当初質問状の回答書（以下「供給者当初質問状回答書」という。）の提出があった。

（ア）上記(25)(ア)の供給者 28 者の供給者当初質問状回答書の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに、上記(26)（ア）のとおり本調査に協力を表明した 9 者[28]のうち 1 者[29]からは調査項目 A 及び B に係る回答書の提出が、6 者[30]から調査項目 A に係る回答書の提出があった。当該提出期限後には、2 者[31]から調査項目 A に係る回答書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

また、上記(27)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目 B から G について、延長後の提出期限である同年 6 月 17 日までに、供給者 2 者[32]からは調査項目 B、E 及び F（一部のみ）に係る回答書の提出が、供給者 1 者[33]から調査項目 B 及び F に係る回答書の提出が、供給者 5 者[34]から調査項目 B に係る回答書の提出があった。当該提出期限後には、供給者 2 者[35]から、調査項目 F 及び G に係る回答書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

（イ）上記(25)(イ)の供給者 25 者の供給者当初質問状回答書の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、上記(26)（イ）のとおり本調査に協力を表明した 11 者[36]のうち、1 者[37]からは調査項目 A 及び B に係る回答書の提出が、7 者[38]からは調査項目 A に係る回答書の提出があった。

また、上記(27)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目 B から G について、延長後の提出期限である同年 7 月 12 日までに、供給者 1 者[39]から調査項目 B 及び F に係る回答書の提出が、供給者 5 者[40]から調査項目 B に係る回答書の提出があった。

（ウ）上記(25)(ウ)の供給者 1 者の供給者当初質問状回答書の提出期限である令和 6 年 7 月 5 日までに、調査項目 A に係る回答書の提出があった。

また、上記(27)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目 B から G について、延長後の提出期限である同年 7 月 19 日までに、調査項目 B に係る回答書の提出があった。

(29)　供給者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、**「表 4　供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおりであった。

27　方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、嘉隆新材料、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、大同特殊鋼(上海)、大同特殊鋼(上海)

28　方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、京海商事（上海）貿易

29　京海商事（上海）貿易

30　方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素

31　大連旭日、山東旭日

32　大連旭日、山東旭日

33　方大炭素

34　吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素

35　大連旭日、山東旭日

36　嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao) 、江蘇江龍新材料科技、江蘇智晏国際貿易、大同特殊鋼(上海)

37　河北瑞通炭素

38　嘉隆新材料、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、Sojitz JECT (Qingdao) 、大同特殊鋼(上海)

39　合肥炭素

40　嘉隆新材料、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、大同特殊鋼(上海)

表 4　供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	当初質問状回答日（調査項目 B～G）
(ア) 令和 6 年 4 月 24 日に供給者当初質問状等を送付した供給者						
(a) 方大炭素	4/24	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	6/3	5/27	6/17
(b) 吉林炭素	4/24	5/12	生産　有 輸出　無 協力する	6/3	5/27	6/17
(c) 遼寧丹炭	4/24	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	6/3	5/27	6/17
(d) 山西宏特煤化工	4/24	回答無し (メール連絡あり)	－	回答無し	－	回答無し
(e) 介休市志尧炭素	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(f) 大同宇林徳黒鉛新材料	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(g) 河南紅旗渠新材料	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(h) 焦作市中州炭素	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(i) 開封平煤新型炭材料科技	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(k) 霊石県揚帆炭素科技	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) 南通揚子炭素	4/24	5/13	生産　有 輸出　無 協力する	6/3	5/27	6/17
(m) 山西鑫賢炭素材料科技	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(n) 昇瑞能源科技	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(o) 四川広漢士達炭素	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) 四川昭鋼炭素	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(q) 烏蘭察布市福興炭素	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(s) 遼寧鴻達電炭	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(t) 宝方炭材料科技	4/24	回答無し (メール連絡あり)	－	回答無し	－	回答無し
(u) 吉林炭素新素材	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(v) 大連旭日	4/24	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	6/4 （期限外）	5/27	BEF:6/17 (F:一部のみ) FG:7/1 （期限外）
(w) 京海商事（上海）貿易	4/24	5/10	生産　無 輸出　有 協力する	6/3	－	6/3
(x) 瑞顧斯貿易（上海）	4/24	5/13	生産　無 輸出　無	回答無し	－	回答無し

(y) 山東旭日	4/24	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	6/4 （期限外）	5/27	BEF:6/17 （F:一部のみ） FG:7/1 （期限外）
(z) 中建材国際貿易	4/24	5/13	生産　無 輸出　有 協力する	6/3	5/27	6/17
(aa) 撫順金利石化炭素	4/24	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	6/3	5/27	6/17
(ab) 大連邦誼石墨材料	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(イ) 令和 6 年 5 月 22 日に供給者当初質問状等を送付した供給者						
(ac) 嘉隆新材料	5/22	5/13	生産　有 輸出　無 協力する	6/28	6/21	7/12
(ad) 河北瑞通炭素	5/22	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	5/31	－	5/27
(ae) 江蘇江龍新能源科技	5/22	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	6/26	6/18	7/11
(af) 合肥炭素	5/22	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	6/28	6/25	7/11
(ag) 吉林炭素進出口	5/22	5/12	生産　無 輸出　有 協力する	6/28	6/20	7/12
(ah) 吉蒙炭素	5/22	5/12	生産　有 輸出　無 協力する	6/28	6/20	7/12
(ai) 山西聚賢黒鉛新材料	5/22	5/13	生産　有 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
(aj) Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	6/5	生産　無 輸出　有 協力する	6/28	－	回答無し
(ak) 江蘇江龍新材料科技	5/22	6/5	生産　有 輸出　無 協力する	回答無し	－	回答無し
(al) 大連西姆晶正貿易	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(am) QINGDAO YIJIA E.T.I.	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ao) 大連藍艦科技	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ap) 大連精芸炭素	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aq) 江蘇智晏国際貿易	5/22	6/6 （期限外）	生産　無 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
(ar) 吉林市松江炭素進出口	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(as) 北京国鋼国際貿易	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

(at) 河南高碩新材料科技	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(au) 南宮市聚純炭素	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(av) 山西西姆東海炭素材料	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aw) 松江市吉林炭素	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ax) 撫順市東方碳素	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ay) 興和県木子炭素	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(az) 大同特殊鋼(上海)	5/22	6/4	生産　無 輸出　有 協力する	6/28	6/21	7/11
(ba) 眉山士達新材料	5/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ウ) 令和6年5月29日に供給者当初質問状等を送付した供給者						
(bb) 遼寧丹炭新材料	5/29	6/12	生産　有 輸出　有 協力する	7/5	6/28	7/12

１－６－１－２　調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

(30)　令和6年4月24日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(25)(ア)の供給者28者に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの)」（以下「お願い紙（市場経済)」という。)、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの)」（以下「市場経済確認票」という。）及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済当初質問状」という。）を送付[41]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、上記(25)の調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、同年5月22日、上記(25)(イ)の供給者25者に対して、同年5月29日、上記(25)(ウ)の供給者1者に対して、お願い紙（市場経済)、市場経済確認票及び市場経済当初質問状を送付し、回答を求めた。

(31)　市場経済確認票においては、供給者に対して、供給者が市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第2条第3項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第1項第4号の価格[42]を正常価格として用いることがある旨を明示した。

また、お願い紙（市場経済）においては、市場経済確認票又は市場経済当初質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する旨を明示した。

(32)　市場経済確認票に関して、**「表５　市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、市場経済確認票回答の提出期限である令和6年5月13日、同年6月5日及び同月12日

41　政令第10条の2第2項

42　① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格
② 当該代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格
③ 当該代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

までに供給者 5 者[43]から市場経済確認票回答の提出があり、4 者[44]から調査対象期間中に調査対象貨物の生産がある旨の回答が、4 者[45]から市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望する旨の回答があった。

(33) 市場経済当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日、同年 6 月 21 日及び同月 28 日までに、上記(32)に記載の市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望する供給者 4 者のうち 2 者[46]から、調査項目 B から E について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(34) 市場経済当初質問状に関して、**「表 5　市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、市場経済当初質問状の回答書（以下「市場経済当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、上記(32)に記載の市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望する供給者 4 者のうち 1 者[47]から調査項目 A に係る回答書の提出があったものの、調査項目 B から E までの回答は提出されず、部分的な回答しかなされなかった。

(35) 市場経済当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、**「表 5　市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおりであった。

表 5　市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	生産の実績及び協力可否	市場経済の事実を調査当局に示すことを希望	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(ア) 令和 6 年 4 月 24 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者							
(a) 方大炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(b) 吉林炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(c) 遼寧丹炭	4/24	5/13	有 協力する	有	回答無し	5/27	回答無し
(d) 山西宏特煤化工	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(e) 介休市志尧炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(f) 大同宇林徳黒鉛新材料	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(g) 河南紅旗渠新材料	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(h) 焦作市中州炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(i) 開封平煤新型炭材料科技	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(k) 霊石県揚帆炭素科技	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(l) 南通揚子炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(m) 山西鑫賢炭素材	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

43 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、Sojitz JECT (Qingdao)、遼寧丹炭新材料
44 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料
45 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、Sojitz JECT (Qingdao)
46 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素
47 Sojitz JECT (Qingdao)

料科技							
(n) 昇瑞能源科技	4/24	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(o) 四川広漢士達炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(p) 四川昭鋼炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(q) 烏蘭察布市福興炭素	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(s) 遼寧鴻達電炭	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(t) 宝方炭材料科技	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(u) 吉林炭素新素材	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(v) 大連旭日	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(w) 京海商事（上海）貿易	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(x) 瑞顧斯貿易（上海）	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(y) 山東旭日	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(z) 中建材国際貿易	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(aa) 撫順金利石化炭素	4/24	5/13	有 協力する	有	回答無し	5/27	回答無し
(ab) 大連邦誼石墨材料	4/24	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(イ) 令和 6 年 5 月 22 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者							
(ac) 嘉隆新材料	5/22	回答無し	－	－	回答無し		回答無し
(ad) 河北瑞通炭素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ae) 江蘇江龍新能源科技	5/22	5/13	有 協力する	有	回答無し	－	回答無し
(af) 合肥炭素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ag) 吉林炭素進出口	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ah) 吉蒙炭素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ai) 山西聚賢黒鉛新材料	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aj) Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	6/5	無 協力する	有	6/28	－	回答無し
(ak) 江蘇江龍新材料科技	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(al) 大連西姆晶正貿易	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(am) QINGDAO YIJIA E.T.I.	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ao) 大連藍艦科技	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ap) 大連精芸炭素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aq) 江蘇智晏国際貿易	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ar) 吉林市松江炭素進出口	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(as) 北京国鋼国際貿易	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(at) 河南高碩新材料科技	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(au) 南宮市聚純炭素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

(av) 山西西姆東海炭素材料	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aw) 松江市吉林炭素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ax) 撫順市東方碳素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ay) 興和県木子炭素	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(az) 大同特殊鋼(上海)	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ba) 眉山士達新材料	5/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ウ) 令和 6 年 5 月 29 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者							
(bb) 遼寧丹炭新材料	5/29	6/12	有 協力する	無	回答無し	－	回答無し

１－６－１－３　輸入者への質問状等の送付等

(36)　令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た以下(ア)の 17 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者当初質問状」という。）を送付[48]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、同年 5 月 22 日、以下(イ)の 3 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を送付し、回答を求めた。

(ア)　令和 6 年 4 月 24 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者

(a) 株式会社 SK カーボン（以下「SK カーボン」という。）
(b) 大中物産株式会社（以下「大中物産」という。）
(c) 大和窯業株式会社（以下「大和窯業」という。）
(d) アークカーボントレーディング株式会社（以下「アークカーボントレーディング」という。）
(e) 東栄産業株式会社（以下「東栄産業」という。）
(f) 株式会社ファインズ（以下「ファインズ」という。）
(g) リックス株式会社（以下「リックス」という。）
(h) マルヤ産業株式会社（以下「マルヤ産業」という。）
(i) レゾナック GJ
(j) 双日ジェクト株式会社（以下「双日ジェクト」という。）
(k) 東海貿易株式会社（以下「東海貿易」という。）
(l) 大同興業株式会社（以下「大同興業」という。）
(m) 昭光通商株式会社（以下「昭光通商」という。）
(n) 株式会社トランスグローバルエージェンシー（以下「トランスグローバルエージェンシー」という。）
(o) 株式会社極東商会（以下「極東商会」という。）
(p) 【輸入者 A 社】
(q) CON 株式会社（以下「CON」という。）

48　政令第 10 条第 2 項

(イ)　令和 6 年 5 月 22 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者
(r) 東京鋼鐵株式会社（以下「東京鋼鐵」という。）
(s) 株式会社プロテリアル（以下「プロテリアル」という。）
(t) 株式会社エイ・ジー・イー（以下「エイ・ジー・イー」という。）

(37)　確認票に関して、**「表 6　輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、確認票回答の提出期限である令和 6 年 5 月 13 日及び同年 6 月 5 日までに、上記(36)(ア)及び(イ)の輸入者 20 者のうち 15 者[49]から確認票回答の提出があった。このうち 1 者[50]を除く 14 者については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨の回答があり、2 者[51]を除く 13 者については、本調査に協力する旨の回答があった。

(38)　輸入者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日及び同年 6 月 21 日までに、上記(37)の本調査への協力を表明した 13 者のうち 8 者[52]から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(39)　輸入者当初質問状に関して、**「表 6　輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、輸入者当初質問状の回答書（以下「輸入者当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日及び同月 28 日までに、上記(37)に記載した本調査への協力を表明した 13 者のうち 8 者[53]から調査項目 A に係る回答書の提出が、3 者[54]から調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。

(40)　輸入者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、延長後の提出期限である令和 6 年 6 月 17 日及び同年 7 月 12 日までに、輸入者 1 者[55]からは調査項目 B に係る回答書の提出が、輸入者 2 者[56]からは調査項目 B 及び C に係る回答書の提出が、輸入者 1 者[57]からは調査項目 B 及び E に係る回答書の提出が、輸入者 3 者[58]からは調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。
　また、当該提出期限後に、上記調査項目 B 及び C に係る回答書を提出した輸入者 2 者のうち、1 者[59]から調査項目 D 及び E に係る回答書の提出があったため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

(41)　輸入者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、**「表 6　輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおりであった。

表 6　輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目	当初質問状回答日（調査項目 B～E）

[49] SK カーボン、大中物産、大和窯業、アークカーボントレーディング、東栄産業、ファインズ、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商、トランスグローバルエージェンシー、【輸入者 A 社】、東京鋼鐵、プロテリアル、エイ・ジー・イー
[50] アークカーボントレーディング
[51] アークカーボントレーディング、【輸入者 A 社】
[52] SK カーボン、大中物産、大和窯業、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商、エイ・ジー・イー
[53] SK カーボン、大中物産、大和窯業、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商、エイ・ジー・イー
[54] 東栄産業、ファインズ、東京鋼鐵
[55] 大中物産
[56] SK カーボン、昭光通商
[57] 大同興業
[58] マルヤ産業、双日ジェクト、エイ・ジー・イー
[59] 昭光通商

					B～E)	
(a) SK カーボン	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(b) 大中物産	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(c) 大和窯業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	回答無し
(d) アークカーボントレーディング	4/24	5/13	無 協力しない	回答無し	－	回答無し
(e) 東栄産業	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(f) ファインズ	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(g) リックス	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(h) マルヤ産業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/23	6/17
(i) レゾナック GJ	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(j) 双日ジェクト	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(k) 東海貿易	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) 大同興業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(m) 昭光通商	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/27	BC：6/17 DE：7/10 （期限外）
(n) トランスグローバルエージェンシー	4/24	5/13	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(o) 極東商会	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) 【輸入者 A 社】	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(q) CON	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(r) 東京鋼鐵[60]	5/22	5/8	有 協力する	6/17 （期限外）	－	6/17
(s) プロテリアル[61]	5/22	5/13	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(t) エイ・ジー・イー	5/22	6/3	有 協力する	6/28	6/21	7/12

１－６－１－４　本邦生産者への質問状等の送付等

(42)　令和 6 年 4 月 24 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た以下の 5 者に対し、お願い紙及び「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」という。）を送付[62]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(a)　SEC カーボン

[60] 令和 6 年 4 月 24 日に調査当局から送付した産業上の使用者に係る確認票に対する回答により、東京鋼鐵は輸入者にも該当することが判明した。

[61] 令和 6 年 4 月 24 日に調査当局から送付した産業上の使用者に係る確認票に対する回答により、プロテリアルは輸入者にも該当することが判明した。

[62] 政令第 10 条第 2 項

(b) 東海カーボン
(c) 日本カーボン
(d) マルヤ産業
(e) レゾナック GJ

(43) 本邦生産者当初質問状の調査項目 B から F に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日までに、本邦生産者 3 者[63]から調査項目 B から F に係る回答書の提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(44) 本邦生産者当初質問状に関して、**「表 7　本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、上記(43)に記載した本邦生産者当初質問状の回答書（以下「本邦生産者当初質問状回答書」という。）の提出期限の延長を申し出た本邦生産者 3 者から、提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに調査項目 A に係る回答書の提出があった。また、当該 3 者から延長後の提出期限である令和 6 年 6 月 17 日までに調査項目 B から G に係る回答書の提出があった。

(45) 本邦生産者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、**「表 7　本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおりであった。

表 7　本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	当初質問状等の送付日	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	当初質問状回答日（調査項目 B～G）
(a) SEC カーボン	4/24	6/3	5/27	6/17
(b) 東海カーボン	4/24	6/3	5/27	6/17
(c) 日本カーボン	4/24	6/3	5/27	6/17
(d) マルヤ産業	4/24	回答無し	－	回答無し
(e) レゾナック GJ	4/24	回答無し	－	回答無し

１－６－１－５　産業上の使用者への質問状等の送付等

(46) 令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た以下の 41 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」という。）を送付[64]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

(a) 共英製鋼株式会社（以下「共英製鋼」という。）
(b) 東京製鐵株式会社（以下「東京製鐵」という。）
(c) 合同製鐵株式会社（以下「合同製鐵」という。）
(d) 株式会社中山製鋼所（以下「中山製鋼所」という。）
(e) トピー工業株式会社（以下「トピー工業」という。）
(f) 東京鐵鋼株式会社（以下「東京鐵鋼」という。）
(g) 大阪製鐵株式会社（以下「大阪製鐵」という。）
(h) 北越メタル株式会社（以下「北越メタル」という。）
(i) 愛知製鋼株式会社（以下「愛知製鋼」という。）
(j) 大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」という。）
(k) 株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）

63 SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン
64 政令第 13 条第 2 項

(l) 山陽特殊製鋼株式会社（以下「山陽特殊製鋼」という。）
(m) プロテリアル
(n) 中部鋼鈑株式会社（以下「中部鋼鈑」という。）
(o) 大和工業株式会社（以下「大和工業」という。）
(p) 日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）
(q) 株式会社向山工場（以下「向山工場」という。）
(r) JFE 条鋼株式会社（以下「JFE 条鋼」という。）
(s) 日本鋳造株式会社（以下「日本鋳造」という。）
(t) 王子製鉄株式会社（以下「王子製鉄」という。）
(u) 千代田製鐵株式会社（以下「千代田製鐵」という。）
(v) JFE スチール株式会社（以下「JFE スチール」という。）
(w) 株式会社伊藤製鐵所（以下「伊藤製鐵所」という。）
(x) 岸和田製鋼株式会社（以下「岸和田製鋼」という。）
(y) 新関西製鐵株式会社（以下「新関西製鐵」という。）
(z) 千代田鋼鉄工業株式会社（以下「千代田鋼鉄」という。）
(aa) 山口鋼業株式会社（以下「山口鋼業」という。）
(ab) 三星金属工業株式会社（以下「三星金属工業」という。）
(ac) 中山鋼業株式会社（以下「中山鋼業」という。）
(ad) 拓南製鐵株式会社（以下「拓南製鐵」という。）
(ae) 清水鋼鐵株式会社（以下「清水鋼鐵」という。）
(af) 三興製鋼株式会社（以下「三興製鋼」という。）
(ag) 九州製鋼株式会社（以下「九州製鋼」という。）
(ah) 株式会社トーカイ（以下「トーカイ」という。）
(ai) 株式会社城南製鋼所（以下「城南製鋼所」という。）
(aj) 株式会社宇部スチール（以下「宇部スチール」という。）
(ak) 朝日工業株式会社（以下「朝日工業」という。）
(al) 日鉄スチール株式会社（以下「日鉄スチール」という。）
(am) 東京鋼鐵
(an) 大谷製鉄株式会社（以下「大谷製鉄」という。）
(ao) ヤマトスチール株式会社（以下「ヤマトスチール」という。）

(47) 確認票に関して、**「表 8　産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、確認票回答の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに、上記(46)の産業上の使用者 41 者のうち 33 者[65]から確認票回答の提出があった。

また、当該提出期限後に 3 者[66]から確認票回答の提出があり、これを情報の提供として受領した。

これら確認票回答の提出があった 36 者全てから調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨及び当該 36 者のうち 31 者[67]から本調査へ協力する旨の回答があった。

(48) 産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、

---

65 共英製鋼、東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、プロテリアル、中部鋼鈑、日本製鉄、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鐵所、新関西製鐵、山口鋼業、三星金属工業、中山鋼業、拓南製鐵、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、日鉄スチール、東京鋼鐵、大谷製鉄、ヤマトスチール

66 岸和田製鋼、千代田鋼鉄工業、三興製鋼

67 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、プロテリアル、中部鋼鈑、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鐵所、岸和田製鋼、新関西製鐵、千代田鋼鉄工業、三星金属工業、拓南製鐵、三興製鋼、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、東京鋼鐵、大谷製鉄、ヤマトスチール

その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日までに、上記(47)に記載した本調査への協力を表明した 31 者のうち 2 者[68]から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(49)　産業上の使用者当初質問状に関して、**「表 8　産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおり、産業上の使用者当初質問状の回答書（以下「産業上の使用者当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに、本調査に協力を表明した産業上の使用者 31 者のうち 2 者[69]から調査項目 A に係る回答が、24 者[70]から調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。また、当該提出期限後に 2 者[71]から回答書の提出があり、これを情報の提供として受領した。

(50)　上記(48)の提出期限の延長を申し出た産業上の使用者 2 者から、延長後の提出期限である令和 6 年 6 月 17 日までに、調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

(51)　産業上の使用者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、**「表 8　産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」**のとおりであった。

表 8　産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(a) 共英製鋼	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(b) 東京製鐵	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(c) 合同製鐵	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(d) 中山製鋼所	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(e) トピー工業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(f) 東京鐵鋼	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(g) 大阪製鐵	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(h) 北越メタル	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(i) 愛知製鋼	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(j) 大同特殊鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(k) 神戸製鋼所	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) 山陽特殊製鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3

68　大同特殊鋼、JFE スチール

69　大同特殊鋼、JFE スチール

70　東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鈑、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、伊藤製鐵所、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、東京鋼鐵、大谷製鉄、ヤマトスチール

71　プロテリアル、新関西製鐵

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目A）	当初質問状回答延長要望（調査項目B～E）	当初質問状回答日（調査項目B～E）
(m) プロテリアル	4/24	5/13	有 協力する	6/7 （期限外）	－	6/7 （期限外）
(n) 中部鋼鈑	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(o) 大和工業	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) 日本製鉄	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(q) 向山工場	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(r) JFE 条鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(s) 日本鋳造	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(t) 王子製鉄	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(u) 千代田製鐵	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(v) JFE スチール	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/27	6/17
(w) 伊藤製鐵所	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(x) 岸和田製鋼	4/24	5/23 （期限外）	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(y) 新関西製鐵	4/24	5/13	有 協力する	6/7 （期限外）	－	6/7 （期限外）
(z) 千代田鋼鉄工業	4/24	5/20 （期限外）	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(aa) 山口鋼業	4/24	4/30	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(ab) 三星金属工業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(ac) 中山鋼業	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(ad) 拓南製鐵	4/24	5/10	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(ae) 清水鋼鐵	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(af) 三興製鋼	4/24	6/3 （期限外）	有 協力する	6/3	－	6/3
(ag) 九州製鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(ah) トーカイ	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(ai) 城南製鋼所	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(aj) 宇部スチール	4/24	5/13	有 協力する	5/29	－	5/29
(ak) 朝日工業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(al) 日鉄スチール	4/24	5/10	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(am) 東京鋼鐵	4/24	5/8	有 協力する	5/30	－	5/30
(an) 大谷製鉄	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目A）	当初質問状回答延長要望（調査項目B～E）	当初質問状回答日（調査項目B～E）
(ao) ヤマトスチール	－[72]	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3

１－６－２標本抽出（サンプリング）

１－６－２－１　標本抽出（サンプリング）に係る通知及び回答

(52)　調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た中国の生産者及び輸出者から提出された確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の不当廉売に係る個別の検討において、個別に検討することが調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど調査対象貨物の供給者の数が多いことから、標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）[73]を実施することとした。

(53)　令和 6 年 5 月 22 日及び同月 29 日、上記(25)(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者のうち、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった 1 者[74]を除く、供給者 53 者に対し、上記(52)のとおり、「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）について」（以下「サンプリング通知」という。）を送付し、調査当局は提出された確認票及びサンプリング通知への回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する旨を書面により通知した。

(54)　サンプリング通知に関して、サンプリング通知への回答の提出期限である令和 6 年 6 月 5 日及び同月 12 日までに、それぞれ供給者 17 者[75]から回答書が提出された。

１－６－２－２　サンプリングに係る対象者の選定通知

(55)　令和 6 年 6 月 19 日、確認票の回答において、上記(26)のとおり本調査へ協力することを表明した供給者 21 者に対して、「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定について」（以下「サンプリング選定通知」という。）を送付し、これまでに提出された確認票及びサンプリング通知に係る回答において得られた調査への協力の有無及び調査対象貨物の取引概況等に基づき、合理的に調査できる範囲として調査対象者（以下「サンプリング調査対象者」という。）を選定し、当該サンプリング調査対象者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする旨を書面により通知した。

　この際、サンプリング調査対象者として選定された供給者が供給者質問状への回答を期限までに提出しない場合、又は期限までに提出された供給者質問状への回答の内容に著しい不備がある場合等は、当該供給者をサンプリング調査対象者から除外し、新たなサンプリング調査対象者を選定する場合がある旨を明示した。

72　上記のとおり、大和工業に確認票等を送付したところ、子会社であるヤマトスチールから、大和工業は持株会社であり、自らが産業上の使用者である旨の連絡があり、確認票等が提出された。

73　協定 6. 10

74　瑞顧斯貿易（上海）

75　方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料

(56)　サンプリング調査対象者として、確認票及びサンプリング通知に対する回答を提出した供給者のうち、調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出し、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように、遼寧丹炭、大連旭日及び合肥炭素の 3 者を選定した。

　また、調査において、サンプリング調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする旨を通知した。

１－６－２－３　サンプリングに係る意見等の提出

(57)　上記(55)のサンプリング選定通知においてサンプリング調査対象者の選定について意見を述べる機会を設ける旨を通知したところ、サンプリング調査対象者の選定に係る意見の提出期限である令和 6 年 7 月 3 日までに、供給者 3 者[76]から、同者らをサンプリング調査対象者に選定することを要請する旨の意見書が提出された。また、同年 7 月 12 日にも、上記供給者 3 者から、同者らをサンプリング調査対象者に選定することを要請する書面が提出され、これを意見の表明として受領した。

(58)　令和 6 年 8 月 22 日、政府は、上記(57)の意見書に対して、サンプリング調査対象者は、政府が合理的に調査できる範囲で最大の量として 3 者を選定しているものであり、供給者 3 者を新たにサンプリング調査対象者に追加することは、政府にとって不当な負担となり、調査手続きを期間内に完結させることを妨げることになるため、サンプリング調査対象者として選定しない旨を書面で回答した。

(59)　サンプリングに係る供給者へのサンプリング通知の送付と回答書の提出、及びサンプリング選定通知の送付、並びに意見の提出状況等については、**「表 9　サンプリングに係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況」**のとおりであった。

表 9　サンプリングに係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況

供給者名	サンプリング通知送付日	サンプリング通知回答書提出日	サンプリング選定通知送付日	サンプリング選定通知に係る意見の提出
(a) 方大炭素	5/22	6/5	6/19	－
(b) 吉林炭素	5/22	6/5	6/19	7/3
(c) 遼寧丹炭	5/22	6/5	6/19	－
(d) 山西宏特煤化工	5/29	－	6/19	－
(e) 介休市志尧炭素	5/22	－	6/19	－
(f) 大同宇林徳黒鉛新材料	5/22	－	6/19	－
(g) 河南紅旗渠新材料	5/22	－	6/19	－
(h) 焦作市中州炭素	5/22	－	6/19	－
(i) 開封平煤新型炭材料科技	5/22	－	6/19	－
(j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料	5/22	－	6/19	－
(k) 霊石県揚帆炭素科技	5/22	－	6/19	－
(l) 南通揚子炭素	5/22	6/5	6/19	－
(m) 山西鑫賢炭素材料科技	5/22	－	6/19	－
(n) 昇瑞能源科技	5/22	－	6/19	－
(o) 四川広漢士達炭素	5/22	－	6/19	－
(p) 四川昭鋼炭素	5/22	－	6/19	－
(q) 烏蘭察布市福興炭素	5/22	－	6/19	－
(r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技	5/22	－	6/19	－
(s) 遼寧鴻達電炭	5/22	－	6/19	－

76　吉林炭素、吉蒙炭素、吉林炭素進出口

(t) 宝方炭材料科技	5/29	－	6/19	－
(u) 吉林炭素新素材	5/22	－	6/19	－
(v) 大連旭日	5/22	6/5	6/19	－
(w) 京海商事（上海）貿易	5/22	－	6/19	－
(y) 山東旭日	5/22	6/5	6/19	－
(z) 中建材国際貿易	5/22	6/5	6/19	－
(aa) 撫順金利石化炭素	5/22	6/5	6/19	－
(ab) 大連邦誼石墨材料	5/22	－	6/19	－
(ac) 嘉隆新材料	5/22	6/5	6/19	－
(ad) 河北瑞通炭素	5/22	6/4	6/19	－
(ae) 江蘇江龍新能源科技	5/22	6/5	6/19	－
(af) 合肥炭素	5/22	6/5	6/19	－
(ag) 吉林炭素進出口	5/22	6/5	6/19	7/3
(ah) 吉蒙炭素	5/22	6/5	6/19	7/3
(ai) 山西聚賢黒鉛新材料	5/22	6/4	6/19	－
(aj) Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	－	6/19	－
(ak) 江蘇江龍新材料科技	5/22	－	6/19	－
(al) 大連西姆晶正貿易	5/22	－	6/19	－
(am) QINGDAO YIJIA E.T.I..	5/22	－	6/19	－
(an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	－	6/19	－
(ao) 大連藍艦科技	5/22	－	6/19	－
(ap) 大連精芸炭素	5/22	－	6/19	－
(aq) 江蘇智晏国際貿易	5/22	－	6/19	－
(ar) 吉林市松江炭素進出口	5/22	－	6/19	－
(as) 北京国鋼国際貿易	5/22	－	6/19	－
(at) 河南高碩新材料科技	5/22	－	6/19	－
(au) 南宮市聚純炭素	5/22	－	6/19	－
(av) 山西西姆東海炭素材料	5/22	－	6/19	－
(aw) 松江市吉林炭素	5/22	－	6/19	－
(ax) 撫順市東方碳素	5/22	－	6/19	－
(ay) 興和県木子炭素	5/22	－	6/19	－
(az) 大同特殊鋼(上海)	5/22	6/5	6/19	－
(ba) 眉山士達新材料	5/22	－	6/19	－
(bb) 遼寧丹炭新材料	5/29	6/12	6/19	－

１－６－３　当初質問状回答書の不備等の指摘

(60)　供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

また、不備指摘と併せて、利害関係者に対し、以下(111)のとおり、利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について通知した。

(ア) サンプリング調査対象者である供給者 3 者[77]に対する不備指摘について、令和 6 年 7 月 19 日に 2 者[78]に対して、同月 26 日に 1 者[79]に対して、同年 8 月 21 日に 3 者に対して、同年 9 月 12 日に 1 者[80]に対して、同月 25 日に 1 者[81]に対して不備指摘をした。また、同年 7 月 19 日に行った不備指摘に対して供給者 1 者[82]から、同月 26 日に行った不備指摘に対して供給者 1 者から、それぞれ一部の指摘事項について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(イ) 輸入者当初質問状回答書を提出した輸入者 11 者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に 9 者[83]に対して、同年 7 月 19 日に 6 者[84]に対して、同月 26 日に 8 者[85]に対して、同年 8 月 21 日に 1 者[86]に対して不備指摘をした。

(ウ) 本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者 3 者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日、同年 7 月 19 日及び同年 8 月 21 日に 3 者に対して不備指摘をした。

(エ) 産業上の使用者当初質問状回答書を提出した産業上の使用者 28 者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に 27 者[87]に対して、同年 7 月 19 日に 3 者[88]に対して、同月 26 日に 23 者[89]に対して不備指摘をした。

(61) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書の提出があった。

(ア) 供給者に対する不備指摘について、令和 6 年 7 月 19 日に供給者 2 者[90]に対して行った不備指摘については、供給者 2 者のうち、供給者 1 者[91]から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。また、供給者 1 者[92]から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日及び延長後の期限である同月 9 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 7 月 26 日に供給者 1 者[93]に対して行った不備指摘については、回答書の提出期限である同年 8 月 9 日及び延長後の期限である同月 23 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

同月 21 日に供給者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての供給者から回答書の提出期限である同年 9 月 4 日までに不備改め版回答書の提出があった。

---

77 遼寧丹炭、大連旭日、合肥炭素
78 遼寧丹炭、大連旭日
79 合肥炭素
80 大連旭日
81 遼寧丹炭
82 遼寧丹炭
83 SK カーボン、大中物産、大和窯業、東栄産業、ファインズ、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商
84 SK カーボン、大中物産、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商
85 SK カーボン、大中物産、東栄産業、マルヤ産業、大同興業、昭光通商、東京鋼鐵、エイ・ジー・イー
86 マルヤ産業
87 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鈑、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鐵所、新関西製鐵、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、東京鋼鐵、大谷製鉄、ヤマトスチール
88 大同特殊鋼、プロテリアル、JFE スチール
89 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鈑、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鐵所、新関西製鐵、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、大谷製鉄、ヤマトスチール
90 遼寧丹炭、大連旭日
91 大連旭日
92 遼寧丹炭
93 合肥炭素

同月 12 日に供給者 1 者[94]に対して行った不備指摘については、回答書の提出期限である同月 26 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

同月 25 日に供給者 1 者[95]に対して行った不備指摘については、全ての供給者から回答書の提出期限である同年 10 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

(イ) 輸入者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に輸入者 9 者に対して行った不備指摘については、輸入者 7 者[96]から回答書の提出期限である同年 7 月 10 日までに不備改め版回答書の提出があった。また、輸入者 1 者[97]から、当該提出期限後に不備改め版回答書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

同年 7 月 19 日に輸入者 6 者に対して行った不備指摘については、輸入者 5 者[98]から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 7 月 26 日に輸入者 8 者に対して行った不備指摘については、輸入者 6 者[99]から回答書の提出期限である同年 8 月 9 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 8 月 21 日に輸入者 1 者に対して行った不備指摘については、同者から回答書の提出期限である同年 9 月 4 日までに不備改め版回答書の提出があった。

(ウ) 本邦生産者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に本邦生産者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 7 月 10 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 7 月 19 日に本邦生産者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 8 月 21 日に本邦生産者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 9 月 4 日までに不備改め版回答書の提出があった。

(エ) 産業上の使用者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に産業上の使用者 27 者に対して行った不備指摘については、25 者[100]から回答書の提出期限である同年 7 月 10 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同月 19 日に産業上の使用者 3 者に対して行った不備指摘については、2 者[101]から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 7 月 26 日に産業上の使用者 23 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 8 月 9 日までに不備改め版回答書の提出があり、当該産業上の使用者 23 者のうち、1 者[102]から回答書の提出期限後に追加の不備改め版回答書の提出があり、これを情報の提供として受領した。

(62) 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況については、**「表 10　供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」**のとおりであった。

表 10　供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の

94 大連旭日
95 遼寧丹炭
96 SK カーボン、大中物産、大和窯業、東栄産業、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業
97 ファインズ
98 大中物産、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商
99 大中物産、東栄産業、大同興業、昭光通商、東京鋼鐵、エイ・ジー・イー
100 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鈑、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鐵所、新関西製鐵、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、大谷製鉄、ヤマトスチール
101 大同特殊鋼、JFE スチール
102 城南製鋼所

提出状況

利害関係者等	不備指摘送付日	不備改め版回答書 提出日
＜供給者＞		
遼寧丹炭	7/19（1 回目） 8/21（2 回目） 9/25（3 回目）	8/2 延長後 8/9（1 回目） 9/4（2 回目） 10/2（3 回目）
大連旭日	7/19（1 回目） 8/21（2 回目） 9/12（3 回目）	8/2（1 回目） 9/4（2 回目） 9/26（3 回目）
合肥炭素	7/26（1 回目） 8/21（2 回目）	8/9 延長後 8/23（1 回目） 9/3（2 回目）
＜輸入者＞		
SK カーボン	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 7/26（3 回目）	7/3（1 回目） 回答無し（2 回目） 回答無し（3 回目）
大中物産	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 7/26（3 回目）	6/27（1 回目） 8/2（2 回目） 8/2（3 回目）
大和窯業	6/26	7/1
東栄産業	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/9（2 回目）
ファインズ	6/26	7/24 （期限外）
マルヤ産業	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 7/26（3 回目） 8/21（4 回目）	6/27（1 回目） 8/1（2 回目） 回答無し（3 回目） 8/22（4 回目）
双日ジェクト	6/26（1 回目） 7/19（2 回目）	7/2（1 回目） 8/2（2 回目）
大同興業	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 7/26（3 回目）	7/5（1 回目） 8/1（2 回目） 8/5（3 回目）
昭光通商	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 7/26（3 回目）	回答無し（1 回目） 8/2（2 回目） 8/8（3 回目）
東京鋼鐵	7/26	8/6
エイ・ジー・イー	7/26	8/8
＜本邦生産者＞		
SEC カーボン	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 8/21（3 回目）	7/10（1 回目） 8/2（2 回目） 9/4（3 回目）
東海カーボン	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 8/21（3 回目）	7/10（1 回目） 8/2（2 回目） 9/4（3 回目）
日本カーボン	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 8/21（3 回目）	7/10（1 回目） 8/2（2 回目） 9/4（3 回目）
＜産業上の使用者＞		
東京製鐵	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/9（1 回目） 8/7（2 回目）

合同製鐵	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/8（2 回目）
中山製鋼所	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/2（1 回目） 8/7（2 回目）
トピー工業	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/7（2 回目）
東京鐵鋼	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/9（1 回目） 8/8（2 回目）
大阪製鐵	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/9（2 回目）
北越メタル	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/6（2 回目）
愛知製鋼	6/26	7/2
大同特殊鋼	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 7/26（3 回目）	7/10（1 回目） 7/26（2 回目） 8/9（3 回目）
山陽特殊製鋼	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/9（2 回目）
プロテリアル	7/19	回答無し
中部鋼鈑	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/9（1 回目） 8/7（2 回目）
向山工場	6/26	7/1
JFE 条鋼	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/7（2 回目）
王子製鉄	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	6/28（1 回目） 7/29（2 回目）
JFE スチール	6/26（1 回目） 7/19（2 回目） 7/26（3 回目）	7/10（1 回目） 8/2（2 回目） 8/2（3 回目）
伊藤製鐵所	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/3（1 回目） 8/5（2 回目）
新関西製鐵	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/5（1 回目） 8/8（2 回目）
三星金属工業	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	6/27（1 回目） 7/29（2 回目）
三興製鋼	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/5（1 回目） 8/5（1 回目）
九州製鋼	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/8（2 回目）
トーカイ	6/26	回答無し
城南製鋼所	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/9（2 回目）
宇部スチール	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/8（2 回目）
朝日工業	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/2（1 回目） 8/6（2 回目）
東京鋼鐵	6/26	回答無し
大谷製鉄	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/8（1 回目） 8/5（2 回目）
ヤマトスチール	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/4（1 回目） 8/6（2 回目）

１－６－４　代替国に係る選定通知の送付等

(63)　同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市

場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている[103]。

１－６－４－１　代替国に係る選定通知（1 回目）

(64)　令和 6 年 4 月 24 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者 28 者、輸入者 17 者及び本邦生産者 5 者並びに中国政府に対して、また、同年 5 月 22 日、調査開始後に調査当局が知り得た供給者 25 者及び調査開始後に調査当局が知り得た輸入者 3 者に対し、さらに、同年 5 月 29 日には調査開始後に調査当局が知り得た供給者 1 者に対して、「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定 1 回目通知」という。）を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、**「表 11　代替国の候補及びその選定理由」**を示すとともに、意見を求めた。

表 11　代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
オーストリア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、インド共和国、イタリア共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、ロシア連邦、スペイン王国、ウクライナ、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 12 か国において黒鉛電極の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

(65)　代替国選定 1 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 6 年 5 月 13 日[104]、同年 6 月 5 日[105]及び同月 12 日[106]までに、供給者 1 者[107]、輸入者 3 者[108]及び申請者である本邦生産者 1 者[109]から**「表 12　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」**及び**「表 13　提案された代替国候補及び提案する理由」**のとおり意見の提出があった。また、当該提出期限後には供給者 2 者から意見の提出があり、これを意見の表明として受領した。

表 12　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由

不適切と考える 代替国候補	理由
ロシア連邦	ロシアのウクライナ侵攻に対する各国からの経済制裁や、ロシアが中国との貿易に依存している状況を踏まえると、ロシアの経済状況は、自由で開かれた国際秩序のもとで行われる、通常の商取引における比較可能な市場とは明らかに異なる、特異な経済環境下にあり、ロシアにおいて調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透していると見ることには疑義があることから、ロシアは「調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない場合」に該当すると考えるため。

[103] 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）及び政令第 2 条第 3 項
[104] 令和 6 年 4 月 24 日に通知した者に対する意見の提出期限
[105] 令和 6 年 5 月 22 日に通知した者に対する意見の提出期限
[106] 令和 6 年 5 月 29 日に通知した者に対する意見の提出期限
[107] 嘉隆新材料
[108] ファインズ、大同興業、エイ・ジー・イー
[109] 東海カーボン

不適切と考える 代替国候補	理由
ロシア連邦、ウクライナ	・会社方針により購買を控えているため。 ・両国の生産者の企業規模が小さく、輸出実績がなく、合理的な比較対象ではない。
インド共和国	納期トラブルが多く、価格メリットも少ない上に、品質後位と聞いているため。
イタリア共和国	中国資本会社であり、本邦使用実績はなく、納期もかかるため。
メキシコ合衆国、マレーシア、スペイン王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、アメリカ合衆国、日本国	レゾナック、東海 C、GTI 社の製造各拠点であり、品質良好であるが価格メリットが少なく、納期も長期化するため。
オーストリア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、メキシコ合衆国、スペイン王国、アメリカ合衆国、日本国	先進国でありながら、又はその国の黒鉛電極の生産会社が先進国に投入され設置したもので、中国の商品コストと対等ではない。
全て	代替国候補の選定の基準が適切ではない。

表 13　提案された代替国候補及び提案する理由

代替国候補	提案する理由
インド共和国	インドで生産された関連製品は、中国で生産された製品と比べて、生産プロセス、物理化学特性、用途などの面で同じであるため。
マレーシア、インド共和国、フランス共和国、スペイン王国	定常的に黒鉛電極の本邦への輸入がある。特にマレーシア、インドは 2022 年～2024 年 4 月までの期間で増加しており、中国に代わる供給国となりうる国であるため。

１－６－４－２　代替国に係る選定通知（2 回目）

(66)　代替国選定 1 回目通知に係る上記の意見を踏まえ、令和 6 年 6 月 14 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者 54 者、輸入者 20 者のうち、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった供給者 1 者[110]及び輸入者 1 者[111]を除く供給者 53 者、輸入者 19 者及び本邦生産者 5 者並びに中国政府に対して、「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を通知し、上記(65)の意見について以下の検討結果を示した。

(ア)　ロシア連邦に関する「調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない」旨の意見については、客観的かつ合理的な根拠が示されておらず、事実関係が確認できないため、当該意見のみをもって、ロシア連邦を代替国候補から除外しない。

(イ)　インド共和国に関する「納期トラブルが多く、価格メリットが少ないうえに品質後位であると聞いている」旨の意見については、伝聞であり、品質に差異があるかどうかの客観的かつ合理的な根拠が示されていない上、納期トラブルや価格メリットについては代替国選定に係る絶対的な基準とはならないため、当該意見のみをもって、インド共和国を代替国候補から除外しない。

110 瑞顧斯貿易（上海）
111 アークカーボントレーディング

(ウ) ロシア連邦及びウクライナに関する「会社方針により購買を控えている」旨の意見、「生産規模が小さく、輸出実績がなく、合理的な比較対象ではない」旨の意見、イタリア共和国に関する「中国資本会社であり、本邦使用実績がない」旨の意見、並びにメキシコ合衆国、マレーシア、スペイン王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、アメリカ合衆国、日本国に関する「本邦生産者等の製造拠点であり、価格メリットが少なく、納期も長期化する」旨の意見については、ロシア連邦及びウクライナの生産規模に係る証拠がなく、また、本邦への輸出実績、本邦での使用実績、納期等に係る意見は、代替国選定に係る絶対的な基準とはならないため、当該意見のみをもって、当該意見に記載の国を代替国候補から除外しない。

(エ) オーストリア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、メキシコ合衆国、スペイン王国、アメリカ合衆国、日本国に関する「先進国が設置したものでコストが対等ではない」旨の意見について、代替国は不当廉売関税に関する政令第２条第１項第４号に基づき、「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定することとされていることから、所謂「先進国」であることのみを以て、代替国候補から排除されることとはならない。従って当該意見のみをもって代替国候補として不適切とはいえず、当該意見に記載の国を代替国候補から除外しない。

(オ) 代替国候補の選定の基準が適切ではない旨の意見について、代替国候補は、調査当局が調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると認識している国であり、選定の基準が適切ではないとは言えない。

(カ) インド共和国に関する「インドで生産された関連製品は、中国で生産された製品と比べて、生産プロセス、物理化学特性、用途などの面で同じである」旨の意見については、根拠が示されておらず、事実関係が確認できないうえ、生産プロセス等が同じであることは、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。

(キ) マレーシア、インド共和国、フランス共和国、スペイン王国に関する、「日本が定常的に黒鉛電極を輸入している」旨及びマレーシア、インド共和国に関する「両国からの輸入が増加しており、中国に代わる供給国となりうるため、代替国に適している」旨の意見については、定常的に本邦への輸入があること、又は輸入量が増加していることは、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。

(67) 代替国選定 2 回目通知においては、各代替国候補における令和 4 年（2022 年）の 1 人当たりの GNI[112]が中国に近い順に優先順位[113]を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）20 者を記載した**「表 14　代替国候補の優先順位リスト」**を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する」、「これらの代替国候補について、①調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない場合又は②生産者に関する情報が入手・使用できないと日本国政

[112] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1 人当たりの GNI（2022 年）」。
[113] 日本国に関しては、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、調査を実施する当事国であることを考慮して、優先順位を最後とした。

府が判断した場合には、代替国候補から除外する」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、**「表 14　代替国候補の優先順位リスト」**の優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」こととし、同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用することとする旨を明示した。

表 14　代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国候補	生産者の名称
1	ロシア連邦	El 6 Chelyabinsk
2	マレーシア	Resonac Graphite Malaysia Sdn. Bhd
3	メキシコ合衆国	GrafTech Mexico S.A.de C. V
4	ウクライナ	PrJSC Ukrgrafit
5	インド共和国	Graphite India Limited
		HEG Limited
6	スペイン王国	GrafTech Iberica S.L.
		Resonac Graphite Spain S.A.U.
7	イタリア共和国	SANGRAF ITALY Srl
8	フランス共和国	GrafTech France S.N.C.
9	ドイツ連邦共和国	TOKAI ERFTCARBON GmbH
		Resonac Graphite Germany GmbH
10	オーストリア共和国	Resonac Graphite Austria GmbH
11	アメリカ合衆国	Tokai Carbon GE LLC
		Resonac Graphite America Inc.
		GrafTech USA LLC
12	日本国	SEC カーボン
		東海カーボン
		日本カーボン
		レゾナック GJ

(68)　代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、供給者 7 者[114]及び輸入者 1 者[115]から、**「表 15　代替国候補等に関する意見」**のとおり意見の提出があった。

表 15　代替国候補等に関する意見

意見	理由
代替国制度の適用には法的正当性が欠如している	中国が WTO に加盟してから 15 年の移行期間が終了していることから、中国に対して代替国制度を改めて適用すべきではない。
一人当たりの GNI に基づき代替国の優先順位を決めることには合理性がない	・輸出国企業のデータを使って正常な価値を確定できない場合は、輸出国企業の正常な価値を算出するために用いるデータの出所には代表性を備えていていなければならない。 ・一人当たりの国民総所得はその国の経済発展水準を表すことができるが、黒鉛電極の販売価格水準を反映することはできないはずである。 ・一人当たりの国民総所得水準に基づき代替国の優先順位を決めるのは不合理で、かつ代表性も備えていないものである。

[114] 吉林炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、嘉隆新材料、吉林炭素進出口、吉蒙炭素
[115] エイ・ジー・イー

意見	理由
価格代表性に基づき代替国の優先順位を決めるべき	・インド製の黒鉛電極と、中国製の黒鉛電極は、生産工程、物理化学特性及び用途等の面において同じである。これは、インド製の黒鉛電極が、コスト及び製品の種類の面において、中国製の黒鉛電極と類似性を備えていることを意味している。従って、製品の点から見た場合、インド製の黒鉛電極と中国製の黒鉛電極は、比較性を備えているものだと言える。 ・マレーシア製の黒鉛電極の生産コストと中国製の黒鉛電極と類似している。 ・他の候補代替国と比べて、インド（及びマレーシア）の炭素産業と中国との競争が激しく、これは十分な市場競争があるため、インド製の黒鉛電極製品の価格と中国製の黒鉛電極価格と大きな開きがなく、中国製の黒鉛電極の価格水準をよりよく反映し、代表できるものだと言える。 ・インド（及びマレーシア）製の黒鉛電極製品と中国製の本件にかかわる製品は、製品の種類において比較性を備えており、価格においても代表性を備えているため、優先的に考慮されるべきだと認識している。
日本を代替国候補とすべきではない	【日本を代替国候補とすべきでない理由】
国民一人当たりの粗鋼生産量を基準とする方が適当である	・黒鉛電極は主に電炉でスクラップを溶かす際に使用し、鉄鋼産業が対面業界になる。 ・2023 年の粗鋼生産量を人口数で割り、国民一人当たりの粗鋼生産量を算出した結果に基づき、オーストリア共和国から順に代替国候補と捉えるべき。

(69)　上記(68)の意見について、調査当局は以下のとおり検討した。

(ア)　代替国制度の適用には法的正当性が欠如しているという意見について、下記**「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」**から**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」**で記載のとおり、調査当局は、中国 WTO 加盟議定書及び政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売に市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、代替国価格を使用することとしている。本調査においては、下記**「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」**から**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」**で記載するとおり、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、代替国価格を使用する。

(イ)　一人当たりの GNI に基づき代替国の優先順位を決めることには合理性がないという意見については、理由として「一人当たりの国民総所得はその国の経済発展水準を表すことができるが、黒鉛電極の販売価格水準を反映することはできないはずである」点が挙げられているが、黒鉛電極の販売価格水準を反映できないとする具体的な根拠が示されていない。したがって、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。

(ウ)　価格代表性のあるインド及びマレーシアを優先的に代替国として考慮すべきとの意見については、インド及びマレーシア以外の国の製品が類似性や代表性を有していない根拠が示されておらず、事実関係が確認できないうえ、生産プロセス等が同じであることは、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標と

して当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められないため、**「表 14　代替国候補の優先順位リスト」**の優先順位は変更しない。なお、インド及びマレーシアの代替国供給者からは回答が無かった。

(エ)　日本を代替国候補とすべきではないという意見について、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられるため、代替国候補から除外しない。なお、日本国は、調査を実施する当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

(オ)　国民一人当たりの粗鋼生産量を基準とする方が適当する意見について、根拠が示されておらず、事実関係が確認できないため、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められないため、**「表 14　代替国候補の優先順位リスト」**の優先順位は変更しない。

(70)　代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、**「表 16　利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」**のとおりであった。

表 16　利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
＜供給者＞				
方大炭素	4/24	－	6/14	－
吉林炭素	4/24	－	6/14	6/28
遼寧丹炭	4/24	－	6/14	－
山西宏特煤化工	4/24	－	6/14	－
介休市志堯炭素	4/24	－	6/14	－
大同宇林徳黒鉛新材料	4/24	－	6/14	－
河南紅旗渠新材料	4/24	－	6/14	－
焦作市中州炭素	4/24	－	6/14	－
開封平煤新型炭材料科技	4/24	－	6/14	－
遼寧鑫瑞黒鉛新材料	4/24	－	6/14	－
霊石県揚帆炭素科技	4/24	－	6/14	－
南通揚子炭素	4/24	－	6/14	－
山西鑫賢炭素材料科技	4/24	－	6/14	－
昇瑞能源科技	4/24	－	6/14	－
四川広漢士達炭素	4/24	－	6/14	－
四川昭鋼炭素	4/24	－	6/14	－
烏蘭察布市福興炭素	4/24	－	6/14	－
烏蘭察布市旭峰炭素科技	4/24	－	6/14	－
遼寧鴻達電炭	4/24	－	6/14	－
宝方炭材料科技	4/24	－	6/14	－
吉林炭素新素材	4/24	－	6/14	－
大連旭日	4/24	6/6	6/14	6/28

		（期限外）		
京海商事（上海）貿易	4/24	－	6/14	－
瑞顧斯貿易（上海）	4/24	－	－	－
山東旭日	4/24	6/6 （期限外）	6/14	6/28
中建材国際貿易	4/24	－	6/14	6/28
撫順金利石化炭素	4/24	－	6/14	－
大連邦誼石墨材料	4/24	－	6/14	－
嘉隆新材料	5/22	6/5	6/14	6/28
河北瑞通炭素	5/22	－	6/14	－
江蘇江龍新能源科技	5/22	－	6/14	－
合肥炭素	5/22	－	6/14	－
吉林炭素進出口	5/22	－	6/14	6/28
吉蒙炭素	5/22	－	6/14	6/28
山西聚賢黒鉛新材料	5/22	－	6/14	－
Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	－	6/14	－
江蘇江龍新材料科技	5/22	－	6/14	－
大連西姆晶正貿易	5/22	－	6/14	－
QINGDAO YIJIA E.T.I.	5/22	－	6/14	－
SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	－	6/14	－
大連藍艦科技	5/22	－	6/14	－
大連精芸炭素	5/22	－	6/14	－
江蘇智晏国際貿易	5/22	－	6/14	－
吉林市松江炭素進出口	5/22	－	6/14	－
北京国鋼国際貿易	5/22	－	6/14	－
河南高碩新材料科技	5/22	－	6/14	－
南宮市聚純炭素	5/22	－	6/14	－
山西西姆东海炭素材料	5/22	－	6/14	－
松江市吉林炭素	5/22	－	6/14	－
撫順市東方碳素	5/22	－	6/14	－
興和県木子炭素	5/22	－	6/14	－
大同特殊鋼(上海)	5/22	－	6/14	－
眉山士達新材料	5/22	－	6/14	－
遼寧丹炭新材料	5/29	－	6/14	－
＜輸入者＞				
SK カーボン	4/24	－	6/14	－
大中物産	4/24	－	6/14	－
大和窯業	4/24	－	6/14	－
アークカーボントレーディング	4/24	－	6/14	－
東栄産業	4/24	－	6/14	－
ファインズ	4/24	5/13	6/14	－
リックス	4/24	－	6/14	－
マルヤ産業	4/24	－	6/14	－

双日ジェクト	4/24	－	6/14	－
東海貿易	4/24	－	6/14	－
大同興業	4/24	5/13	6/14	－
昭光通商	4/24	－	6/14	－
トランスグローバルエージェンシー	4/24	－	6/14	－
極東商会	4/24	－	6/14	－
【輸入者 A 社】	4/24	－	6/14	－
CON	4/24	－	6/14	－
東京鋼鐵	5/22	－	6/14	－
プロテリアル	5/22	－	6/14	－
エイ・ジー・イー	5/22	6/5	6/14	6/28
＜本邦生産者＞				
SEC カーボン	4/24	－	6/14	－
東海カーボン	4/24	5/13	6/14	－
日本カーボン	4/24	－	6/14	－
レゾナック GJ	4/24	－	6/14	－

１－６－４－３　代替国候補の供給者への質問状等の送付等

(71)　令和 6 年 6 月 14 日、**「表 14　代替国候補の優先順位リスト」**に示した調査当局が知り得た代替国供給者 20 者に対し、「黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中に黒鉛電極を生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「代替国の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国当初質問状」という。）を送付[116]し、協力を求めた。

(72)　これに対して、代替国確認票の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、ドイツ連邦共和国に所在する代替国供給者 1 者[117]及び本邦に所在する代替国供給者 1 者[118]から、黒鉛電極の生産及び輸出の実績があり、調査に協力する旨の代替国確認票回答の提出があった。

(73)　代替国当初質問状の調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和 6 年 7 月 16 日までに、代替国供給者 2 者から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(74)　代替国当初質問状に関して、代替国当初質問状の回答書（以下「代替国当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 7 月 22 日までに、代替国供給者 2 者から調査項目 A に係る回答書の提出があった。また、代替国当初質問状の調査項目 B から D に関して、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 6 年 8 月 5 日までに、当該代替国供給者 2 者から、

[116] **「表 14　代替国候補の優先順位リスト」**に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者 20 者のうち、ロシア連邦に所在の El 6 Chelyabinsk について、令和 6 年 6 月 14 日時点において、国際郵便事情等により、差出不可であったことから、調査当局は、同社のホームページで把握したメールアドレスに電子データを送付するとともに、在日本国ロシア連邦大使館に対しても代替国質問状等を同社に送付するための送付先を求めたが、同大使館から回答はなかった。

[117] TOKAI ERFTCARBON GmbH

[118] SEC カーボン

回答書の提出があった。

(75) 代替国当初質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、**「表 17 代替国当初質問状等の回答等の状況」**のとおりであった。

表 17 代替国当初質問状等の回答等の状況

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称	代替国確認票回答提出日	代替国確認票回答内容				代替国当初質問状回答提出日（調査項目 A）	代替国当初質問状回答延長要望（調査項目 B から D）	代替国当初質問状回答提出日（調査項目 B から D）
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
9	ドイツ連邦共和国	TOKAI ERFTCARBON GmbH	6/28	有	有	する	受入可	7/22	7/16	8/5
12	日本国	SEC カーボン	6/28	有	有	する	受入可	7/22	7/16	8/5

１－６－５ 代替国当初質問状回答書の不備等の指摘

(76) 代替国当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者 2 者に対して、令和 6 年 9 月 4 日、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて不備改め版回答書を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める不備指摘を行った。

(77) 不備指摘に対して、全ての代替国供給者から、提出期限である令和 6 年 9 月 18 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

１－６－６ 追加質問状の送付等

１－６－６－１ 追加質問状の送付及び回答

(78) 令和 6 年 9 月 12 日、本邦生産者当初質問状回答書及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、本邦生産者 3 者[119]に対して「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状」という。）を送付した。

この際、指定した回答期限までに本邦生産者追加質問状の回答書（以下「本邦生産者追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

(79) これに対して、提出期限である令和 6 年 9 月 26 日までに、本邦生産者 3 者から、本邦生産者追加質問状回答書の提出があった。

(80) 令和 6 年 9 月 18 日[120]、同月 25 日[121]及び同年 10 月 8 日[122]、供給者当初質問状回答書及び

[119] SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン
[120] 遼寧丹炭に対する送付日
[121] 合肥炭素に対する送付日
[122] 大連旭日に対する送付日

供給者当初質問状不備改め版回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、供給者 3 者に対して「海外供給者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状」という。）を送付した。

この際、指定した回答期限までに供給者追加質問状の回答書（以下「供給者追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

(81) これに対して、提出期限である令和 6 年 10 月 2 日[123]、同月 15 日[124]及び同月 22 日[125]までに、供給者 3 者から、供給者追加質問状回答書の提出があった。

(82) 令和 6 年 10 月 24 日及び同年 11 月 8 日、代替国当初質問状回答書及び代替国当初質問状不備改め版回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、代替国供給者 2 者[126]に対して「代替国の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「代替国追加質問状」という。）を送付したところ、提出期限である同月 8 日[127]及び同月 22 日[128]までに、代替国追加質問状の回答書（以下「代替国追加質問状回答書」という。）の提出があった。

(83) 上記(78)から(82)に記載の追加質問状の送付の状況及び回答状況については、**「表 18　追加質問状の送付及び回答状況」**のとおりであった。

表 18　追加質問状の送付及び回答状況

送付先	追加質問状送付日	追加質問状回答日
＜本邦生産者追加質問状＞		
SEC カーボン	9/12	9/26
東海カーボン	9/12	9/26
日本カーボン	9/12	9/26
＜供給者追加質問状＞		
遼寧丹炭	9/18	10/2
合肥炭素	9/25	10/15
大連旭日	10/8	10/22
＜代替国追加質問状＞		
TOKAI ERFTCARBON GmbH	10/24	11/8
SEC カーボン	11/8	11/22

１－６－７　本邦生産者追加質問状回答書の不備等の指摘

(84) 本邦生産者追加質問状の回答書を受領後、当該回答書について、回答内容に不備がある項目があったこと等から、本邦生産者 3 者に対して、令和 6 年 10 月 11 日、当該箇所を明示し、回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて不備改め版回答書を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める不備指摘を行った。

---

123 令和 6 年 9 月 18 日に遼寧丹炭に対して送付した供給者追加質問状の提出期限
124 令和 6 年 9 月 25 日に合肥炭素に対して送付した供給者追加質問状の提出期限
125 令和 6 年 10 月 8 日に大連旭日に対して送付した供給者追加質問状の提出期限
126 TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン
127 令和 6 年 10 月 24 日に TOKAI ERFTCARBON GmbH に対して送付した代替国追加質問状の提出期限
128 令和 6 年 11 月 8 日に SEC カーボンに対して送付した代替国追加質問状の提出期限

(85)　不備指摘に対して、当該本邦生産者 3 者から、提出期限である令和 6 年 10 月 25 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

１－６－８　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

１－６－８－１　証拠の提出及び証言[129]

(86)　証拠の提出に関して、その期限である令和 6 年 7 月 24 日までに、輸入者 1 者[130]から証拠の提出があった（この他、上記**「１－６－１　質問状等の送付及び回答の状況」**等に記載のとおり、供給者及び輸入者から、期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受領した。）。

(87)　証言に関して、その申出の期限である令和 6 年 7 月 10 日までに、利害関係者から申出は提出されなかった。

１－６－８－２　対質の申出[131]

(88)　対質の申出に関して、その期限である令和 6 年 8 月 26 日に、供給者 7 者[132]及び調査当局が把握していない中国企業 2 者から対質の申出が提出された。調査当局が把握していない当該中国企業 2 者については、利害関係者と認めるに至らなかったことから、同月 28 日、当該 2 者に対して、当該申出を受理しないこととする旨を通知した。

(89)　上記(88)の供給者 7 者による対質の申出については、対質の相手方の同意が得られず、対質は実施しなかった。

１－６－８－３　意見の表明[133]

(90)　意見の表明に関して、その期限である令和 6 年 8 月 26 日までに、供給者 7 者[134,135]、輸入者 2 者[136]及び産業上の使用者 1 者[137]から、**「表 19　意見の表明」**のとおり意見の表明があった。また、調査当局が把握していない中国企業 2 者から意見の表明が提出されたが、当該調査当局が把握していない中国企業 2 者については、利害関係人と認められるに至らなかったことから、当該意見を受領しなかった。

表 19　意見の表明

提出者	提出日
＜供給者＞	
方大炭素	7/24
大連旭日	7/24

[129] 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項
[130] エイ・ジー・イー
[131] 政令第 12 条第 1 項
[132] 方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料
[133] 政令第 12 条の 2 第 1 項
[134] 方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料
[135] 上記「1-6-2-3 サンプリングに係る意見等の提出」に記載した意見の表明を除く。
[136] 東京鋼鐵、エイ・ジー・イー
[137] 山陽特殊製鋼

山東旭日	7/24
江蘇江龍新能源科技	7/24
吉林炭素進出口	7/24
山西聚賢黒鉛新材料	7/24
遼寧丹炭新材料	7/24
＜輸入者＞	
東京鋼鐵[138]	6/27
エイ・ジー・イー	8/23
＜産業上の使用者＞	
山陽特殊製鋼	8/26

１－６－８－４　情報の提供[139]

(91)　情報の提供に関して、その期限である令和 6 年 8 月 26 日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった（ただし、上記**「１－６－１　質問状等の送付及び回答の状況」**等に記載のとおり、産業上の使用者から期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、情報の提供としてこれを受領した。）。

１－６－８－５　証拠の提出及び意見の表明の求め

(92)　調査当局は、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとしたことから、本調査に協力を表明した供給者 21 者のうち、確認票において、調査対象貨物の生産の実績が無いと回答した供給者 6 者[140]に対して、改めて調査対象貨物の生産概況について証拠の提出を求める[141]とともに、上記の不当廉売差額の算出に係る取扱いについて意見の表明を求めた[142]。

(93)　上記（92）の証拠の提出及び意見の表明の求めに対して、提出期限である令和 6 年 9 月 17 日までに、上記供給者 6 者から、調査対象貨物の生産が無い旨の回答があり、意見の表明は提出されなかった。

表 20　証拠の提出及び意見の表明の求めに対する回答状況

供給者名	回答日	生産実績	意見の表明の提出
京海商事（上海）貿易	9/10	生産無し	提出無し
中建材国際貿易	9/14	生産無し	提出無し

[138] 東京鋼鐵は、輸入者兼産業上の使用者
[139] 政令第 13 条第 1 項
[140] 京海商事（上海）貿易、中建材国際貿易、吉林炭素進出口、Sojitz JECT (Qingdao) 、江蘇智晏国際貿易、大同特殊鋼（上海）
[141] 政令第 10 条第 2 項
[142] 政令第 12 条の 2 第 2 項

吉林炭素進出口	9/16	生産無し	提出無し
Sojitz JECT (Qingdao)	9/12	生産無し	提出無し
江蘇智晏国際貿易	9/13	生産無し	提出無し
大同特殊鋼(上海)	9/17	生産無し	提出無し

１－６－９　現地調査

１－６－９－１　供給者に対する現地調査の実施

(94)　令和 6 年 10 月 1 日、サンプリング調査対象者である供給者 3 者[143]に対して、**「表 21-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[144]を行った。

(95)　これに対して、供給者 3 者から回答期限である令和 6 年 10 月 8 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(96)　供給者 3 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から中華人民共和国駐日本国大使館を通じて中国政府に対して、供給者 3 者に対する現地調査への異議の有無について確認[145]を依頼した。

(97)　これに対して、中華人民共和国駐日本国大使館から外務省を通じて、供給者 3 者に対する現地調査について、中国政府は異議がない旨の回答を得た。

(98)　令和 6 年 10 月 17 日[146]、同月 28 日[147]及び同年 11 月 1 日[148]、現地調査の受入れに同意した供給者 3 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[149]し、**「表 21-1　現地調査（供給者に係るもの）の実施状況」**のとおり、現地調査受入れの同意があった日程のとおり、現地調査を実施した[150]。

表 21-1　現地調査（供給者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
遼寧丹炭	10/1	10/8	10/17	11/6～11/8

143 遼寧丹炭、合肥炭素、大連旭日
144 協定 6.7 及び附属書Ⅰ並びにガイドライン 9.(1)一①イ及びロ
145 協定 6.7 及び附属書Ⅰ並びにガイドライン 9.(1)一①ハ
146 遼寧丹炭に対する送付日
147 合肥炭素に対する送付日
148 大連旭日に対する送付日
149 協定 6.7 及び附属書Ⅰ並びにガイドライン 9.(1)一②
150 現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。

合肥炭素	10/1	10/8	10/28	11/13～11/15
大連旭日	10/1	10/8	11/1	11/20～11/22

１－６－９－２　本邦生産者に対する現地調査の実施

(99)　令和 6 年 9 月 20 日、上記(44)の本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者 3 者[151]のうち 1 者[152]に対して、**「表 21-2　現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[153]を行った。

(100)　これに対して、回答期限である令和 6 年 9 月 27 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(101)　令和 6 年 10 月 8 日、現地調査の受入れに同意した本邦生産者 1 者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[154]し、**「表 21-2　現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり現地調査を実施した。

表 21-2　現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
東海カーボン	9/20	9/27	10/8	10/22～10/23

１－６－９－３　代替国供給者に対する現地調査の実施

(102)　令和 6 年 10 月 1 日及び同年 11 月 15 日、上記(74)の代替国当初質問状回答書を提出した代替国供給者 2 者[155]に対して、**「表 21-3　現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付[156]し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(103)　これに対して、代替国供給者 2 者からそれぞれの回答期限である令和 6 年 10 月 8 日[157]及び同年 11 月 22 日[158]までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(104)　代替国供給者 1 者[159]から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から在ドイツ連邦共和国日本国大使館を通じてドイツ連邦共和国政府に対して、当該代替国供給者 1 者に対する現

151 SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン
152 東海カーボン
153 ガイドライン 9. (1)一①イ及びロ及び(3)
154 ガイドライン 9. (1)一②及び(3)
155 TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン
156 協定 6.7 及び附属書 I 及びガイドライン 9.(1)一①イ及びロを準用
157 令和 6 年 10 月 1 日、TOKAI ERFTCARBON GmbH に送付した通知の提出期限
158 令和 6 年 11 月 15 日、SEC カーボンに送付した通知の提出期限
159 TOKAI ERFTCARBON GmbH

地調査の実施について通知[160]した。

(105) 令和 6 年 11 月 15 日及び同月 29 日、現地調査の受入れに同意した代替国供給者 2 者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の実施について」を送付[161]し、**「表 21-3　現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり現地調査を実施した。

表 21-3　現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
TOKAI ERFTCARBON GmbH	10/1	10/8	11/15	12/2～12/4
SEC カーボン	11/15	11/22	11/29	12/16～12/17

１－６－９－４　供給者、本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

(106) 現地調査終了後、調査当局は現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者 3 者、本邦生産者 1 者及び代替国供給者 2 者に対して、同報告書を送付の上、期限を定めて、同報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、「提出された修正要望に係る同報告書への反映については、日本国政府が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限る」ことを明示した。

(107) これに対して、**「表 21-4　現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況」**のとおり、現地調査対象者である供給者 2 者[162]及び本邦生産者 1 者[163]及び代替国供給者 2 者[164]から、提出期限までに、それぞれに係る現地調査結果報告書の内容に明らかな事実誤認があるとして、修正を要望する書面が提出された。

調査当局は、現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討し、当該修正要望の内容が適当であると認めたものについては、現地調査結果報告書を修正した。

表 21-4　現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況

対象者	現地調査結果報告書送付日	明らかな事実誤認による修正の要望書提出日
＜供給者＞		
遼寧丹炭	12/25	1/15
大連旭日	12/24	1/14
＜本邦生産者＞		
東海カーボン	11/27	12/11
＜代替国供給者＞		
TOKAI ERFTCARBON GmbH	1/7	1/21
SEC カーボン	1/8	1/22

160 協定 6.7 及び附属書 I 及びガイドライン 9.(1)一①ハを準用
161 協定 6.7 及び附属書 I 及びガイドライン 9.(1)一②を準用
162 遼寧丹炭、大連旭日
163 東海カーボン
164 TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン

１－７秘密の情報

(108)　利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密情報について、調査当局は、秘密の理由書の提出を求め、これを受領[165]した。

　この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

１－８　証拠等の閲覧

(109)　利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した[166]。

１－９　開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

(110)　利害関係者に対して、閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

(111)　利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し次のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの書面を提出するよう求めた。

（ア）　令和６年６月 26 日、輸入者５者[167]及び産業上の使用者９者[168]に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（イ）　令和６年７月 19 日、供給者１者[169]、輸入者４者[170]、本邦生産者３者[171]及び産業上の使用者１者[172]に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（ウ）　令和６年７月 26 日、供給者１者[173]、輸入者１者[174]及び産業上の使用者６者[175]に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（エ）　令和６年８月 21 日、供給者３者[176]に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

---

165 協定 6.5、政令第７条第６項及び第７項、第 10 条第１項及び第２項並びに第 10 条の２第１項及び第２項
166 政令第 11 条
167 大中物産、大和窯業、東栄産業、ファインズ、双日ジェクト
168 合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、大阪製鐵、北越メタル、山陽特殊製鋼、向山工場、JFE スチール、朝日工業
169 遼寧丹炭
170 大中物産、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業
171 SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン
172 プロテリアル
173 合肥炭素
174 東栄産業
175 中山製鋼所、大阪製鐵、山陽特殊製鋼、向山工場、城南製鋼所、大谷製鉄
176 遼寧丹炭、大連旭日、合肥炭素

(オ)　令和 6 年 9 月 12 日、供給者 1 者[177]に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(カ)　令和 6 年 9 月 25 日、供給者 2 者[178]に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(キ)　令和 6 年 11 月 20 日、供給者 2 者[179]に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(112)　上記(111)の通知に対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。

(ア)　上記(111)(ア)の通知に関し、輸入者 4 者[180]及び産業上の使用者 9 者から、提出期限である令和 6 年 7 月 10 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。また、輸入者 1 者[181]から、提出期限後に開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

(イ)　上記(111)(イ)の通知に関し、供給者 1 者、輸入者 4 者、本邦生産者 3 者から、提出期限である同年 8 月 2 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
　なお、産業上の使用者 1 者から回答はなかった。

(ウ)　上記(111)(ウ)の通知に関し、供給者 1 者、輸入者 1 者及び産業上の使用者 6 者から、提出期限である同年 8 月 9 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(エ)　上記(111)(エ)の通知に関し、供給者 3 者から、提出期限である同年 9 月 4 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(オ)　上記(111)(オ)の通知に関し、供給者 1 者から、提出期限である同年 9 月 26 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(カ)　上記(111)(カ)の通知に関し、供給者 2 者から、提出期限である同年 10 月 2 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(キ)　上記(111)(キ)の通知に関し、供給者 2 者から、提出期限である同年 12 月 4 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(113)　質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、**「表 22　供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者による質問状回答書への開示範囲の指摘の通知及び修正版等の提出状況」**のとおりであった。

表 22　供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者による質問状回答書への開示範囲の指摘

177 大連旭日
178 遼寧丹炭、合肥炭素
179 遼寧丹炭、合肥炭素
180 大中物産、大和窯業、東栄産業、双日ジェクト
181 ファインズ

の通知及び修正版等の提出状況

供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書 秘密の理由書等の 提出日
＜供給者＞		
遼寧丹炭	7/19（1 回目） 8/21（2 回目） 9/25（3 回目） 11/20（4 回目）	8/2（1 回目） 9/4（2 回目） 10/2（3 回目） 11/27（4 回目）
大連旭日	8/21（1 回目） 9/12（2 回目）	9/4（1 回目） 9/26（2 回目）
合肥炭素	7/26（1 回目） 8/21（2 回目） 9/25（3 回目） 11/20（4 回目）	8/9（1 回目） 9/3（2 回目） 9/26（3 回目） 11/21（4 回目）
＜輸入者＞		
大中物産	6/26（1 回目） 7/19（2 回目）	6/27（1 回目） 8/2（2 回目）
大和窯業	6/26	7/1
東栄産業	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/9（2 回目）
ファインズ	6/26	7/24（期限外）
マルヤ産業	7/19	8/1
双日ジェクト	6/26（1 回目） 7/19（2 回目）	7/2（1 回目） 8/2（2 回目）
大同興業	7/19	8/1
＜本邦生産者＞		
SEC カーボン	7/19	8/2
東海カーボン	7/19	8/2
日本カーボン	7/19	8/2
＜産業上の使用者＞		
合同製鐵	6/26	7/10
中山製鋼所	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/2（1 回目） 8/7（2 回目）
トピー工業	6/26	7/10
大阪製鐵	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/9（2 回目）
北越メタル	6/26	7/10
山陽特殊製鋼	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/10（1 回目） 8/9（2 回目）
プロテリアル	7/19	回答無し
向山工場	6/26（1 回目） 7/26（2 回目）	7/1（1 回目） 8/1（2 回目）
JFE スチール	6/26	7/10
城南製鋼所	7/26	8/9
朝日工業	6/26	7/2
大谷製鉄	7/26	8/5

１－１０　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(114) 調査当局が知り得た供給者 52 者、輸入者 19 者及び本邦生産者 4 者[182]に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

[182] SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、レゾナック GJ。なお、**「3-2 本邦の産業」**に記載のとおり、マルヤ産業については、同種の貨物の生産を行っていないことが認められた。

２　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

２－１　総論

２－１－１　調査対象貨物

(115)　調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された黒鉛電極であり、当該貨物の詳細は、上記**「１－１　調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴」**及び**「１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国」**に記載のとおりである。

２－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物

(116)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである黒鉛電極、又はそのような黒鉛電極がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する黒鉛電極とした。

２－１－３　不当廉売差額の基本的考え方

(117)　不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする[183]こととした。

(118)　不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する[184]こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて[185]、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する[186]こととした。

(119)　輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する[187]こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(120)　価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する[188]こととした。

---

183 協定 2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.
184 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10
185 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.
186 協定 9.2
187 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項
188 協定 2.4.1

(121) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である[189]とした。

２－１－４　不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定

(122) 上記**「１－６－１－１　供給者への質問状等の送付等」**に記載のとおり、調査開始と同時に、調査当局が知り得た供給者 28 者に対し、確認票及び供給者当初質問状を送付した。また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者に対して、同年 5 月 22 日には 25 者、同年 5 月 29 日には 1 者に確認票及び供給者当初質問状を送付した。

これに対して、確認票については、回答提出期限までに 21 者から、及び当該提出期限後に 1 者から回答の提出があり、2 者[190]からは供給者でない旨の連絡があった。確認票の提出のあった 22 者に関して、15 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 16 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 21 者から本調査へ協力する旨の回答があった。

(123) 調査当局は、調査開始と同時に、中華人民共和国駐日本国大使館に対し、調査対象貨物の供給者として調査開始までに調査当局が知り得た中国の生産者及び輸出者 28 者以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者及び輸入者に対し、**「１－６－１　質問状等の送付及び回答の状況」**に記載のとおりそれぞれに係る確認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」のⅠ．注意事項（8）において、確認票又は質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(124) また、調査当局では、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」のⅠ．注意事項(9)及び確認票Ⅰ．4.(3)調査協力・標本抽出(サンプリング)c)において、政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する場合がある旨を明示した。

(125) 確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物のダンピングに係る個別の検討において、調査対象貨物の供給者の数が個別に検討することが実行可能でないほど多いことから、上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）」**に記載のとおり、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 54 者の内、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった 1 者を除く 53 者に対し、サンプリング通知を送付し、指定した期限までに 17 者から回答書が提出された。

(126) これを受け、調査当局は、サンプリング調査対象者として、確認票及びサンプリング通知に回答した供給者のうち、調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出した上で、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように 3 者[191]を選定し、これら 3 者から提出された証拠等により事実認定を行うこととした。

---

189 協定 5.8

190 脚注 21 と同じ。

191 合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日

２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方

(127)　正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）[192]とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合[193]には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）[194]、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）[195]とする[196]こととした。

(128)　単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす[197]こととした。

２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(129)　上記**「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」**にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国価格として以下のいずれか[198]を使用することとした。

(ア)　代替国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格

(イ)　代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格

(ウ)　代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

２－１－７　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(130)　上記(129)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるもの[199]とした。

(ア)　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実

(イ)　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

---

192 政令第 2 条第 1 項第 1 号

193 政令第 2 条第 2 項

194 政令第 2 条第 1 項第 2 号

195 政令第 2 条第 1 項第 3 号

196 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

197 協定 2.2.1

198 政令第 2 条第 1 項第 4 号

199 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(ｉ)、政令第 2 条第 3 項、ガイドライン 7.(6)一並びに調査開始告示九（一）

(ウ)　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
(エ)　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
(オ)　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(131)　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記**「２－１－７　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」**に記載のとおり、調査当局は市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記**「１－６－１－２　調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」**のとおり、供給者４者[200]からは確認票の回答があったものの市場経済質問状の回答はなく、供給者である輸出者１者[201]からは確認票及び市場経済質問状の調査項目 A に係る回答は提出されたものの調査項目 B から E までの回答は提出されず、また、その他の供給者からも、市場経済質問状の回答の提出はなかった。

２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

(132)　上記(129)から(131)の事実を総合的に評価すると、上記**「２－１－７　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」**に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第２条第３項の規定に基づき、代替国販売価格を用いることとした。

２－１－１０　輸出価格の算出の基本的考え方

(133)　輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する[202]こととした。

(134)　輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする[203]こととした。

２－１－１１　端数処理の基本的考え方

(135)　通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第３位を四捨五入することとした。

２－２　代替国候補の選定

２－２－１　代替国候補の選定

(136)　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記**「１－６－４－１　代替国に係る選定通知（１回目）」**のとおり、令和６年４月 24 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者 28 者、輸入者 17 者及び本邦生産者５者並びに中国政府に対して、また、同年５月 22 日、調査開始後に調査当局が知り得た供給

[200] 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料
[201] Sojitz JECT (Qingdao)
[202] 協定 2.1 及び法第８条第１項
[203] 協定 2.3、協定 2.4、法第８条第 36 項、政令第３条及びガイドライン 7.(3)

者 25 者及び輸入者 3 者に対して、さらに、同年 5 月 29 日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者 1 者に対して、「代替国選定 1 回目通知」を送付したところ、上記(65)のとおり、供給者 1 者[204]、輸入者 3 者[205]及び本邦生産者 1 者[206]から、調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由並びに提案する代替国候補及び提案する理由について意見の提出があった。また、当該提出期限後には供給者 2 者[207]から意見の提出があり、これを意見の表明として受領した。

(137) 上記(136)の意見を踏まえ、上記**「１－６－４－２　代替国に係る選定通知（2 回目）」**のとおり、令和 6 年 6 月 14 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者 54 者、輸入者 20 者の内、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった 2 者を除く供給者 53 者、輸入者 19 者及び本邦生産者 5 者並びに中国政府に対して、各代替国の候補における令和 4 年（2022 年）の一人当たりの GNI が中国に近い順に優先順位を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者を記載した**「表 14　代替国候補の優先順位リスト」**とともに「代替国選定 2 回目通知」を送付し、代替国の候補等について意見を求めたところ、上記(68)のとおり供給者 7 者[208]及び輸入者 1 者[209]から意見の提出があった。

当該意見について、上記**「１－６－４－２　代替国に係る選定通知（2 回目）」**のとおり、調査当局は検討し、代替国候補の優先順位リストの優先順位は変更しないこととした。

(138) 上記(137)を踏まえ、上記**「１－６－４－３　代替国候補の供給者への質問状等の送付等」**に記載のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国当初質問状を送付したところ、回答提出期限までに 2 者[210]から代替国当初質問状回答書が提出された。

(139) 代替国当初質問状に回答した 2 者は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていると認められたが、上記**「１－６－４　代替国に係る選定通知の送付等」**の**「表 14 代替国候補の優先順位リスト」**に基づき検討した結果、【回答を用いた代替国供給者に係る説明】の回答を用いることとした。

２－２－２　代替国の正常価格

(140) 正常価格については、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）[211]を採用することとした。代替国構成価格の算出には、調査対象期間における当該代替国供給者の回答を用いた。

(141) 代替国構成価格の算出にあたり、調査対象貨物の製造原価に影響を与えうる物理的な特性等の要素を考慮し、ニップル[212]装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組み合わせごとにグルーピングを行ったところ、中国の供給者から日本に向けて輸出された調査対象貨物は、代替国で生産された産品と同種ではあるが、品種は同一ではなかった。したがって、調査対象貨物と公正に比較可能な貨物の価格を算定するため、調査当局は以下の方法を検討した。

---

204 嘉隆新材料
205 ファインズ、大同興業、エイ・ジー・イー
206 東海カーボン
207 大連旭日、山東旭日
208 吉林炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、嘉隆新材料
209 エイ・ジー・イー
210 TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン
211 政令第 2 条第 1 項第 4 号
212 黒鉛電極の両端ねじソケットにかん合し，黒鉛電極同士の接続を行うための双円すい台形（そろばん玉状）黒鉛製継ぎ手

(142)　調査当局は、代替国で生産された産品について、各品種における調査対象貨物との物理的な特性等の相違点を調査対象貨物に合わせた際に発生する完成品 1kg 当たりの製造原価差異について、下記のとおり、代替国供給者から証拠を入手した。

(143)　呼び径及び呼び長さの違いについて、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から【回答内容】旨の回答を得た[213]ことから、【製造原価差異の取り扱い】こととした。

(144)　コークスの品質及びコークスの種類については、中国の供給者から、「各製品の製造に使用したニードルコークス及びノンニードルコークスの投入量及び投入したコークスが石油または石炭由来のものか」についての回答を得たことから、中国供給者が調査対象貨物の生産に使用した原材料投入量を参照して、代替国供給者の製品に使用した原材料の投入量を調整した。

(145)　ニップルの装着の有無、ピッチ浸透回数及び焼成回数については、【製造原価差異の取り扱い】。

(146)　かさ密度及び固有抵抗については、中国供給者から「様式 B の回答は、目標値を記載しており、実測値ではない。」旨の回答[214]を得たため、中国供給者製品の実際のかさ密度及び固有抵抗については確認できなかったことから、製造原価単価の差額は考慮しないこととした。

(147)　中国供給者においては、【製品について】を販売していたことから、代替国供給者に対し、【製造方法】における製造原価を質問したところ、【回答内容】旨回答され、【製造原価】の回答を得た[215]。調査当局は、【製造原価差異の取り扱い】[216]。
　なお、代替国供給者から回答によると、【製造方法】の製造原価に含まれる原価要素は、【原価要素】[217]であり、【製造方法】に要する製造原価は適切に算出されていると認められた。

(148)　管理費、販売経費及び一般的な経費の額については、当該代替国供給者は【計算方法】とのことであった[218]。

(149)　利潤の額については、【検討経緯】ため、代替国供給者にドイツの黒鉛電極業界における平均利潤率を質問したところ、【回答内容】の回答を得た。そこで、【利潤の計算】を正常価格算定のための利潤率として採用することとした[219]。

２－３　調査対象者

(150)　上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）」**に記載のとおり、合肥炭素、遼寧丹炭及び大連旭日をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売された黒鉛電極の輸入の事実を検討することとした。

２－３－１　合肥炭素及び方大炭素

２－３－１－１　供給者

213 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】
214 現地調査結果報告書（合肥炭素）(3.(6))
215 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】
216 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】
217 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】
218 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】
219 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】

(151) 合肥炭素の回答[220]によると、同者は、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していた。また、方大炭素の回答[221]によると、同者も、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される黒鉛電極を本邦に輸出していた。

(152) 合肥炭素及び方大炭素との関係性に関し、以下の点を確認した。
(ア) 合肥炭素は、方大炭素の関連企業であり、両者の関係は【両者の関係性】[222]である。
(イ) 合肥炭素及び方大炭素はいずれも【会社の基本情報】する[223]。
(ウ) 合肥炭素の理事長である馬之旺氏は、【馬之旺氏の経歴】している[224]。
(エ) 合肥炭素及び方大炭素は、【関連状況に関する説明】であることを紹介している[225]。
(オ) 合肥炭素は、方大炭素とどのような役割を担い合う関係を有しているかとの質問に対して、【両者の関係性】した[226]。
(カ) 合肥炭素と方大炭素は、それぞれ独立して財務管理を行っているが、合肥炭素が財務管理のために使用するソフトウェアは、方大炭素が作成したものであり、同社から使用権限を割り当てられている[227]。
(キ) 合肥炭素は、【両者の関係性】方大炭素から日常的に黒鉛電極の品質及び設備を管理されており、半年に 1 度は立入検査を受けている[228]。

(153) 上記(152)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(154) 方大炭素は、【両者の関係性】いる。

(155) 両者は、【会社の基本情報】おり、人的な関係性が認められる。

(156) 両者は、【両者の関係性】おり、同一の商業コンセプトのもと事業活動を行っている事実が認められる。

(157) 合肥炭素は方大炭素から、黒鉛電極の品質管理等の点で一定の影響力を受けている。

(158) 合肥炭素及び方大炭素は、いずれも黒鉛電極を生産し、【両者の関係性】おり、業務が絡み合っている。

(159) 以上から、調査当局は、合肥炭素及び方大炭素が、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、両者を 1 事業体として取り扱うこととした。また、不当廉売差額率については、両者のうち、主に調査対象貨物を日本に輸出しており、サンプリング調査対象者である合肥炭素の不当廉売差額率を適用した。

---

220 供給者不備改め版回答書（合肥炭素）（様式 B-1-2）
221 供給者当初質問状回答書（方大炭素）（様式 B-1-2）
222 供給者当初質問状回答書（合肥炭素）（調査項目 A-2）
223 供給者当初質問状回答書（合肥炭素、方大炭素）（添付資料 A-3-2）
現地調査結果報告書（合肥炭素）（2.(1)）
224 現地調査結果報告書（合肥炭素）（1.(2)）
225 供給者追加質問状回答書（合肥炭素）（H-12-7、H-12-8）
226 供給者不備改め版回答書（合肥炭素、令和 6 年 8 月 9 日）（「別記 1」整理番号 13）
227 現地調査結果報告書（合肥炭素）（1.(4)）
228 現地調査結果報告書（合肥炭素）（2.(3)）

２－３－１－２　正常価格

(160)　上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**のとおり、調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

２－３－１－３　本邦向け輸出価格

(161)　上記**「１－６－１－１　供給者への質問状等の送付等」**のとおり、調査当局は合肥炭素に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記**「１－６－３　当初質問状回答書の不備等の指摘」**のとおり合肥炭素に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は、合肥炭素に対し、上記**「１－６－６－１　追加質問状の送付及び回答」**のとおり、追加質問状を送付し、供給者質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

(162)　調査当局は上記**「１－６－９－１　供給者に対する現地調査の実施」**のとおり、これまでに合肥炭素から提出された質問状等の回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、合肥炭素に対して現地調査を実施した。

なお、上記の質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(163)　現地調査において、合肥炭素は、正確な内容を把握することが可能であったにもかかわらず、質問状等に対して、品種コードの一部に不正確な内容を回答していたことが明らかとなり、調査当局は同者の回答内容の正確性を確認することができなかった[229]。

(164)　そのため、合肥炭素の輸出価格については、十分に合理的な説明がなされた上で、現地調査で根拠資料が提出され、正確性を検証することができた【数値】取引に基づき算出することとした。なお、当該【数値】取引の取引条件は、合肥炭素の回答によると、【取引条件】であった。ただし、取引条件を【当該取引条件の取引に係る説明】ことが認められた。

(165)　公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】と回答のあった輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】と回答のあった輸出取引の場合は【項目名】[230]を控除した。

(166)　上記(164)で輸出価格算出の基礎とした【数値】取引につき、物理的特性等を考慮するため、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組合せにより品種を定め、【数値】品種につき、品種ごとに 1kg 当たりの輸出価格を算出した。

２－３－１－４　通貨の換算

(167)　不当廉売差額の算出のための価格比較において、合肥炭素が取引に使用している通貨は【通貨単位】であったことから、調査当局が認定した販売日における、【為替レート】を用いて、【通貨単位】に換算した。

---

[229] ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等及び不当廉売差額率の算定について（合肥炭素）

[230] 現地調査結果報告書（合肥炭素）（添付資料 3.1（様式 B 修正版））

２－３－１－５　不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）

(168)　不当廉売差額は、上記**「２－３－１－２　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－３－１－３　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(166)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 23 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」**のとおり 104.61%となり、僅少ではなかった。

表 23　不当廉売差額率（合肥炭素び方大炭素）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
合肥炭素及び方大炭素	104.61

２－３－２　遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料

２－３－２－１　供給者

(169)　遼寧丹炭の回答[231]によると、同者は、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していた。また、遼寧丹炭新材料の回答[232]によると、同者も、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を【取引形態】本邦に輸出していた。

(170)　遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係性に関し、以下の点を確認した。

(ア)　遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は、関連企業であり、両者の関係は、遼寧丹炭が遼寧丹炭新材料の株式を【数値】%保有する[233]【両者の関係性】。

(イ)　遼寧丹炭、遼寧丹炭新材料間の役員派遣状況について、【回答内容】[234]とのことであり、また、【回答内容】[235]とのことであり、遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の【回答内容】[236]。

(ウ)　遼寧丹炭新材料の【個人名】及び遼寧丹炭の【個人名】は、遼寧丹炭の【遼寧丹炭との関係性】となっている[237]。また、遼寧丹炭新材料の【個人名】及び遼寧丹炭の【個人名】は、【個人の関係性】にある[238]。

(エ)　調査対象期間において遼寧丹炭新材料が調査対象貨物を生産し、販売している取引については、【取引形態の説明】、また、【費用の支払者】が輸送に関する費用の支払者となっている[239]。そして、遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は同一のグループ企業として、同一の商業コンセプトのもと事業活動を行っている[240]。

---

231 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（様式 B）
232 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（様式 B）
233 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（調査項目 A-2）
234 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-1）
235 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-3）
236 現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(1)）
237 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（調査項目 A-1-5）、供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（調査項目 A-1-5）
238 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-2）、現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(2)）
239 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（様式 B、様式 B-1-6-②）
240 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-10）

(オ) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の【会社経営に係る説明】[241]であり、【会社経営に係る説明】している[242]。

(カ) 遼寧丹炭、遼寧丹炭新材料間で【関連企業間での従業員の共有に関する問への回答】している[243]。

(キ) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の 2018 年～2023 年分の販売計画において、【販売計画の説明】[244]しており、遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は【販売計画の説明】[245]。

(ク) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の間で、【関連企業間での価格設定のためのルールに関する問への回答】[246]を適用している。

(ケ) 遼寧丹炭、遼寧丹炭新材料間で、調査対象貨物及び同種の貨物の在庫について、【関連企業間での在庫商品の移転に関する問への回答】[247]。

(コ) 遼寧丹炭は、遼寧丹炭新材料から【遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係】するなど、【遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係】している[248]。遼寧丹炭は、調査対象期間中、遼寧丹炭新材料から、【遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係】[249]した[250]。

(サ) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の会社ホームページは、共通であり、両者が紹介されている[251]。

(シ) 【丹炭の商標を使用し、商業活動】[252]。

(ス) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は、【添付資料 A-5-3 に係る説明】[253]。

(171) 上記(170)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(172) 遼寧丹炭は、【関連の状況】である遼寧丹炭新材料に対して法的な支配力を有している。

(173) 遼寧丹炭の管理職は、遼寧丹炭新材料の【関連の状況】ため、【関連の状況】ある。
また、両者は、同一の商業コンセプトのもと事業活動を行い、【会社経営に係る説明】も行っている。
したがって、両者の経営について共通性が認められる。

(174) 遼寧丹炭新材料は遼寧丹炭【販売形態】している。また、両者は【販売と在庫に係る説明】おり、業務が絡み合っている。

---

241 供給者追加質問状回答（遼寧丹炭）（調査項目 H3-11）、供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（調査項目 A-6、A-10）、供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（調査項目 A-6、A-10））
242 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-11）
243 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-14）
244 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（添付資料 A-8-3）、供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（添付資料 A-8-3）
245 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-7）、現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(1)）
246 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-15）
247 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-9）
248 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭、令和 6 年 9 月 4 日）（様式 A-4-2、「別記 1」整理番号 11）
249 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（様式 A-7-2）
250 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（様式 A-7-3）
251 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-13、添付資料 H3-13）
252 現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(4)）
253 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭）（添付資料 A-5-3）、現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（1.(6)）

(175) 以上から、調査当局は、遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料が、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、両者を一事業体として取り扱うこととした。

２－３－２－２　本邦向け輸出価格

(176) 上記**「１－６－１－１　供給者への質問状等の送付等」**のとおり、調査当局は遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記**「１－６－３　当初質問状回答書の不備等の指摘」**のとおり遼寧丹炭に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

しかしながら、提出された供給者当初質問状に対する回答及び不備指摘に対する回答をもってもなお、回答が不十分であったため、調査当局は遼寧丹炭に対し、上記**「１－６－６－１　追加質問状の送付及び回答」**のとおり、供給者追加質問状及び添付資料等に関する指摘事項を送付し、更なる説明を求めた。

(177) その後、上記**「１－６－９－１　供給者に対する現地調査の実施」**のとおり、これまでに遼寧丹炭から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、遼寧丹炭に対して現地調査を実施した。

なお、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(178) 上記(176)のとおり、調査当局は、回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見され、これまでに遼寧丹炭から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証を目的とした現地調査においてもなお、同様に誤りが発見され、また、調査当局から度重なる指摘を受けてもなお完全な回答をせず、調査当局が要請した全ての資料を提出しなかった。これらのことから、結果として、遼寧丹炭から提出された様式 B[254]の回答内容の正確性を確認することができなかった[255]。

(179) 遼寧丹炭が様式 B で回答した取引に係る情報は、遼寧丹炭自身が当然に把握しているものであり、回答することが困難とは言えない内容である上、調査当局は、遼寧丹炭からの回答期限の延長の求めを認めた上で、回答書を受領している。それにもかかわらず、上記のとおり、回答を大幅に修正した上、その修正した回答にも不備や誤りがあることから、遼寧丹炭が回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

(180) 遼寧丹炭の回答及び説明には数多くの誤り及び不整合が認められ、調査当局は同者の回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり多くの困難に直面した[256]。

(181) このように、遼寧丹炭の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められた。このため、調査当局は、遼寧丹炭の不当廉売差額率について、知ること

---

254 調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式

255 ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について（以下「FA 経緯書」という。）（遼寧丹炭）

256 同上

ができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、同者の不当廉売差額率を算定した。

２－３－２－３　不当廉売差額率（遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料）

(182)　遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料の不当廉売差額率として、上記**「２－３－１－５　不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」**における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

表 24　不当廉売差額率（遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料	104.61

２－３－３　大連旭日及び山東旭日

２－３－３－１　供給者

(183)　大連旭日の回答[257]によると、同者は、【事業内容】を行う者であり、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していたことが判明した。また、同者の関連企業である山東旭日の回答[258]によると、同者は、【事業内容】であり、同者についても、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していたことが判明した。

(184)　大連旭日と山東旭日との関係性に関し、以下の点を確認した。

(ア)　山東旭日の設立経緯及び株主について[259]、【設立経緯】山東旭日が設立された。また、山東旭日の株主である【株主について】である。

(イ)　株式保有状況については下記**「表 25　株式保有状況」**のとおりである[260]。

表 25　株式保有状況

大連旭日	張相基　88.68% 裴美蘭　9.43% 【株式保有状況】
山東旭日	【株式保有状況】
【企業名】	【株式保有状況】

(ウ)　血縁関係について[261]は、大連旭日の董事長である張相基と山東旭日の董事長である呉允子は、【関係】、【役職】である【個人名】は【関係】である。

また、【役職】である【個人名】は【関係】であり、【役職】である【個人名】は【関係】である。

(エ)　役員派遣状況[262]については、【役員派遣状況】を行っている。

(オ)　生産・販売については、【これまでの事業の共同状況】、今後は、【今後の事業の共同方針について】方向でいる。

また、大連旭日と山東旭日は、【事業の共同状況】している。

---

257 供給者不備改め版回答書（大連旭日）（調査項目 E-1-1-2）
258 供給者当初質問状回答書（山東旭日）（調査項目 E-1-1-2）
259 現地調査結果報告書（大連旭日）(2.(6))
260 現地調査結果報告書（大連旭日）(1.(1)、2.(4)(7))
供給者当初質問状回答書（山東旭日）（調査項目 A-1-5）
261 現地調査結果報告書（大連旭日）(2.(5)(8)~(10))
262 現地調査結果報告書（大連旭日）(2.(4))

(185)　上記(183)及び(184)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(186)　大連旭日と山東旭日は、【資本関係】といった状況であるため、両者は、関連企業と認められる。

(187)　大連旭日の董事長である張相基と山東旭日の董事長である呉允子は、【関係】、【役職】である【個人名】は【関係】であること、【役職】に【関係】である【個人名】が任命されており、【役職】に【関係】である【個人名】が任命されている。よって、大連旭日と山東旭日は、【関係】によって、経営の主要な部分が支配されている状況であると認められる。

(188)　【役員派遣状況】といった、事実上の役員派遣が行われている状況が確認できる。

(189)　山東旭日は、【設立目的】に設立された会社であり、大連旭日は、【事業の共同状況】といえる。したがって、大連旭日と山東旭日は、事業を共同して行っている状況であると認められる。

(190)　以上から、調査当局は、大連旭日と山東旭日には、経営の共通性があり、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、両者を一事業体として取り扱うこととした。

２－３－３－２　本邦向け輸出価格

(191)　上記**「１－６－１－１　供給者への質問状等の送付等」**のとおり、調査当局は大連旭日に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。
　また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記**「１－６－３　当初質問状回答書の不備等の指摘」**のとおり大連旭日に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。
　さらに、調査当局は、大連旭日に対し、上記**「１－６－６－１　追加質問状の送付及び回答」**のとおり、追加質問状を送付し、供給者質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

(192)　その後、上記**「１－６－９－１　供給者に対する現地調査の実施」**のとおり、これまでに大連旭日から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、大連旭日に対して現地調査を実施した。
　なお、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(193)　上記(191)及び(192)のとおり、調査当局は、回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、これまでに大連旭日から提出された質問状回答及びその他の書面等は、それらの確認・検証を目的とした現地調査においてもなお、同様に誤りや不整合が発見された。これらのことから、結果として、大連旭日から提出された様式 B[263]、F[264]及び G[265]の回答内容の正確性を確認することができなかった[266]。

---

263 調査対象期間において行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式

264 調査対象期間において連合輸入者が輸入した調査対象貨物の全ての輸入取引について記載する様式

265 調査対象期間において調査対象貨物の供給者が日本向けに販売し、調査対象貨物の供給者又は連合輸入者により日本に輸入された調査対象貨物が、日本国内において、関連輸入者等から最初に非関連企業に販売された際の調査対象貨物の販売価格について記載する様式

266 FA 経緯書（大連旭日）

(194) 大連旭日が様式 B、F 及び G で回答した取引に係る情報は、大連旭日が当然に把握している、または、把握可能なものであり、回答することが困難とは言えない内容である上、調査当局は、可能な限り大連旭日からの回答期限の延長の求めを認めている。
それにもかかわらず、上記のとおり、回答を複数回にわたり修正した上、その修正した回答にも不備や誤りがあったことから、大連旭日が回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

(195) また、大連旭日の回答には、数多くの誤り及び不整合が認められ、かつ、同者は回答内容についての説明を二転三転させる等調査に対し非協力的であったことから、調査当局は、同者の回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり多くの困難に直面した[267]。

(196) 以上のとおり、大連旭日の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められることから、調査当局は、大連旭日の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて同者の不当廉売差額率を算出した。

２－３－３－３　不当廉売差額率

(197) 大連旭日及び山東旭日の不当廉売差額率として、上記**「２－３－１－５　不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」**における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

表 26　不当廉売差額率（大連旭日及び山東旭日）

供給者名	不当廉売差額率（%）
大連旭日及び山東旭日	104.61

２－３－４　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者（サンプリング調査非対象者）

２－３－４－１　不当廉売差額率

(198) 本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった供給者であって、上記(168)、(182)及び(197)において不当廉売差額率を算出した者を除く供給者のうち、生産者 9 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、合肥炭素から提出された回答であって、調査当局がその回答内容の正確性を確認することができた【数値】品種に基づく輸出価格と、上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**において算出した正常価格との差額に基づき算出した。その結果、**「表 27　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象者）」**のとおり、104.61%となった。当該不当廉売差額率の算出に用いられた不当廉売差額は、サンプリング調査対象者として選定された供給者について加重平均によって定められた不当廉売差額を超えず、算出された不当廉売差額率は僅少ではなかった。

表 27　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象者）

供給者名	不当廉売差額率（%）
吉林炭素 南通揚子炭素 撫順金利石化炭素 嘉隆新材料	104.61

[267] 同上

河北瑞通炭素 江蘇江龍新能源科技 吉蒙炭素 山西聚賢黒鉛新材料 江蘇江龍新材料科技	

２－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者

２－４－１　不当廉売差額率

(199)　上記(168)、(182)、(197)及び(198)の供給者 15 者以外の調査当局が知り得た供給者については、上記(114)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実に基づき[268]不当廉売差額率を算出することとした。具体的には、上記**「２－３－１－５　不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」**における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

(200)　調査当局が知り得た供給者 52 者以外のその他の中国の供給者については、上記(114)及び(123)で述べたとおり、調査当局が供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供するその他の中国の供給者はいなかった。したがって、当局は、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとした。具体的には、上記**「２－３－１－５　不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」**における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

(201)　以上により、知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者の不当廉売差額率は、上記**「２－３－１－５　不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」**における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

２－５　中国の供給者の不当廉売差額率

(202)　中国の供給者の不当廉売差額率は、**「表 28　中国の供給者の不当廉売差額率」**のとおりとなった。

表 28　中国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率 (%)
合肥炭素 方大炭素	104.61
遼寧丹炭 遼寧丹炭新材料	104.61
大連旭日 山東旭日	104.61
吉林炭素 南通揚子炭素 撫順金利石化炭素 嘉隆新材料 河北瑞通炭素 江蘇江龍新能源科技	104.61

[268] 協定 6.8 及び協定附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

供給者名	不当廉売差額率 (%)
吉蒙炭素 山西聚賢黒鉛新材料 江蘇江龍新材料科技	
介休市志尧炭素 大同宇林徳黒鉛新材料 河南紅旗渠新材料 焦作市中州炭素 開封平煤新型炭材料科技 遼寧鑫瑞黒鉛新材料 霊石県揚帆炭素科技 山西鑫賢炭素材料科技 昇瑞能源科技 四川広漢士達炭素 四川昭鋼炭素 烏蘭察布市福興炭素 烏蘭察布市旭峰炭素科技 遼寧鴻達電炭 宝方炭材料科技 吉林炭素新素材 大連邦誼石墨材料 大連西姆晶正貿易 QINGDAO YIJIA E.T.I. SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT 大連藍艦科技 大連精芸炭素 吉林市松江炭素進出口 北京国鋼国際貿易 河南高碩新材料科技 南宮市聚純炭素 山西西姆東海炭素材料 松江市吉林炭素 撫順市東方碳素 興和県木子炭素 眉山士達新材料	104.61
その他の中国の供給者	104.61

２－６　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(203)　以上のとおり、中国を原産地とする不当廉売された黒鉛電極の本邦への輸入の事実が認められた。

３　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

３－１　同種の貨物の検討

(204) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、
(ア) ダンピング[269]輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響、並びに
(イ) ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響
の双方についての客観的な検討に基づいて行う[270]こととされている。

そこで、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 に規定される同種の産品であることを確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途、価格の決定方法、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

３－１－１　物理的及び化学的特性

(205) 当該輸入貨物である黒鉛電極は、物理的特性としては、円柱状で、一般に黒色であり、接続用にねじを切った状態で販売されている。また、黒鉛電極は、付属品となるニップルを装着した状態で販売されることもある。寸法、直径の大きさ、黒鉛電極本体へニップルが装着されているか否かを問わず、表面加工、表面仕上げ、特別な形への切断、旋盤加工、穴あけ、フライス削り等の加工を行い又は製品の形にした、炉に使用する種類の丸形電極全てを対象とする。化学的特性としては、主な原材料であるコークスなどを焼成し、高温熱処理が施されることによって黒鉛質に変化し、炭素質と比べて、強度や熱伝導率が高く、耐熱性に優れた特性を有する。また、黒鉛電極の強度や熱伝導率を高めるため、一次焼成後、黒鉛化前にピッチ浸透及び二次焼成がなされる場合がある[271]。

一方、本邦産同種の貨物も、物理的・化学的特性が同様であることを確認した[272]。

３－１－２　製造工程

(206) 黒鉛電極の一般的な製造方法は、次のとおりである。まず、主な原材料である石油系又は石炭系のコークスとバインダーピッチ（結合剤）を、捏合機を使用して高温で混捏する。次に、押出しプレスや型を用いて、捏合物を成形する。この時、先端部分に装着するノズルや型を交換することで、直径サイズを自在に変えることが可能となる。さらに、熱安定性、機械的強度を強化し、電気伝導性をもたらすため、成形された捏合物を焼成する（一次焼成）。黒鉛電極の組織を緻密化し、強度及び電気伝導性をさらに上げる必要がある場合には、一次焼成後の黒鉛電極にピッチ浸透を行った上で、2 度目の焼成（二次焼成）を行う。昇温することにより、黒鉛電極を炭素質から黒鉛質に変化させる。最後に、黒鉛電極の本体となるポールの側面及びニップル装着部分について、それぞれ必要となる加工（外径加工、ねじ切り加工等）を施す。ニップル装着済みの黒鉛電極の場合には、黒鉛電極の本体となるポールのねじ切り加工がなされた部分に加工済みのニップルを装着する[273]。

なお、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記(206)に述べた方法で生産されており[274] 、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

---

269 協定 2.1
270 協定 3.1
271 申請書 2-3、供給者当初質問状回答書（合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日）（添付資料 A-5-3）
272 申請書 2-3、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-6）
273 申請書 2-3、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(1)（ア））
274 供給者当初質問状回答書（合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日）（添付資料 E-1-1-1）及び本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-7）

３－１－３　流通経路

(207)　当該輸入貨物の本邦における流通経路については、当該輸入貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から産業上の使用者に販売されている場合や、更に他の商社を経由して販売されている場合が確認できたほか、当該輸入貨物の供給者から直接、本邦の産業上の使用者に輸出している場合もあることが確認できた[275]。本邦産同種の貨物についても、大部分は本邦の生産者から本邦の商社を介して産業上の使用者に販売されているが、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されている場合もあることを確認した[276]。

(208)　以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、いずれも、直接販売と間接販売とが併用されており、流通経路は共通していた。

３－１－４　用途

(209)　当該輸入貨物は、主に電炉における陰極として使用される。直径約 20 インチ以上の黒鉛電極は、主に、一度使用された鉄スクラップを電炉で溶かし、鉄鋼を製造（以下「製鋼」という。）するために使用される。一方で、直径約 18 インチ以下の黒鉛電極は、主に、電炉において鉄鋼の成分調整（以下「精錬」という。）を行う際に使用される。また、直径 12 インチ以下の黒鉛電極は、鉄鋼の成分を精錬する以外に、ゴミ焼却灰溶融炉（プラズマ式溶融炉）や非鉄金属を精錬するための電炉で使用されることもある。本邦産同種の貨物についても同様であることを確認した[277]。

なお、サンプリング調査対象者の生産する調査対象貨物について、直径サイズと用途の関係性に着目したところ、製鋼用途の黒鉛電極については、【サイズ】の電極が生産されていた[278]。また、精錬用途の黒鉛電極は、【サイズ】以上【サイズ】までの電極が生産されていた[279]。したがって、直径サイズと用途にはある程度の相関性が見られるものの、黒鉛電極の直径サイズによって用途を厳密に区別することができるものではなく、一部の直径サイズでは用途が重複していることを確認した。なお、【サイズ】の黒鉛電極については、ゴミ焼却灰溶解炉及び非鉄金属精錬用途のみが確認できた[280]。

３－１－５　価格の決定方法

(210)　当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、大部分が取引先との個別交渉によって行われており、本邦産同種の貨物についても、同様に、大部分が取引先との個別交渉によって行われていることを確認した[281]。

(211)　以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

３－１－６　代替性

(212)　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、**「表 29　当該輸入貨物と本邦産**

---

275 輸入者当初質問状回答書（調査項目 D-1-6）及び産業上の使用者当初質問状回答書（様式 A-3）
276 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-10、C-1）
277 申請書 2-3(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-6-3-①）、産業上の使用者当初質問状回答書（様式 B-3、D-4）、同不備改め版回答書（様式 B-3）
278 供給者当初質問状回答書、同不備改め版回答書（合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日）（様式 A-5-2）
279 同上
280 同上
281 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2、添付資料 C-2-1、C-3-3）、産業上の使用者当初質問状回答及び同不備改め版回答書（調査項目 C-1）、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(3)（イ））

同種の貨物との代替性」のとおり、質問状への回答内容が確認できる 36 者[282] のうち「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が全体の 6 割以上を占める中、「代替不可能」との回答は約 1 割であった。なお、輸入者及び産業上の使用者より、直径 500mm 未満であって精錬に用いる黒鉛電極に関し、「代替不可能」な理由として、本邦生産者では精錬用グレード及び当該サイズを製造していないため、供給者になりえない旨の回答[283]があったが、本邦生産者において、直径 500mm 未満の黒鉛電極を生産していることが確認された[284]。

また、精錬用の黒鉛電極について、当該輸入貨物は HP グレードであるのに対して、本邦産はUHP グレードしか製造しておらず競合していない旨の回答があった[285]が、グレードは、あくまで各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものであり、黒鉛電極産業界において、統一された呼び径や代表特性の基準があるものではない[286]。また、各用途にどのような仕様の黒鉛電極を使用するのかは、使用者の使用環境及び電極の価格との兼ね合いにより決定されるものであるが[287]、調査当局は、調査期間中に本邦生産者による精錬用の黒鉛電極の生産及び販売を確認していることから[288]、精錬用の黒鉛電極について輸入貨物だけが購入されているわけではない。さらに、細径品は減耗が早く、特性値が同じであっても、中国品は、本邦品では発生しない不具合が発生するため、中国品の採用を見送っているとの回答があった[289]が、このことも、精錬用黒鉛電極について本邦品の利用企業が存在していることを示している。なお、当該輸入貨物の採用を見送っていると回答したのは、当該 1 社のみであった。このほか、輸入元と独占販売契約のため[290]との回答があったが、原産国の違いにより代替不可能であるという趣旨の意見ではないと考えられる。

なお、申請者に確認したところ、自社製品の黒鉛電極と他社製品のニップルの相互性について、本邦生産者 3 者ともに JIS 規格準拠で製造しているため、本邦生産品同士が接続可能であることに加えて、本邦生産品と、調査対象貨物の生産国及び欧米を含む第三国品では、他国の規格 IEC 規格（IEC60239）及び NEMA 規格（OG1）がいずれも統一された規格となっており、接続部の呼び名が同一であれば寸法が一致しているため接続が可能である[291]という回答を得た。

(213) 以上より、当該輸入貨物について、本邦産同種の貨物との相互性及び代替性があることを確認した。

表 29 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

[282] 本邦生産者 3 者、輸入者 9 者、産業上の使用者 24 者

[283] 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（大同興業）（様式 E-2-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（大同特殊鋼）（様式 D-2-3）

[284] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

[285] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答、（山陽特殊製鋼）（調査項目 D-8）（様式 D-4-2）、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(9)（ア））

[286] 申請書 2-3(1)、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(9)（ア）、（イ））

[287] 申請書 2-3(2)

[288] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

[289] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（プロテリアル）（様式 D-2-3）

[290] 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ファインズ）（様式 E-2-3）。なお、回答書本文中では「輸出先と独占契約のため」と記載されているところ、「輸出先」は当該貨物の輸入者視点の記載であることから、本文中は「輸入元」と読み替えて記載した。

[291] 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-5）SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン

原産国	回答の割合（国別の組み合わせ）	
	回答	中国
日本	代替可能性あり	47.5%
	一定の条件を満たせば代替可能	16.3%
	代替不可能	12.8%
	わからない	23.4%

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 E-2-1）、輸入者当初質問状回答書（様式 E-2-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-2-1）
（注）小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とならない。

３－１－７　貿易統計上の分類

(214)　当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 8545.11 号に分類される黒鉛電極（炉に使用する種類のもので丸形のもの）[292]であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号に分類されることを確認した。

３－１－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討

(215)　輸入者兼産業上の使用者である東京鋼鐵から、製鋼用として直径 500mm の UHP グレード、精錬用（LF）として直径 350mm の HP グレードの黒鉛電極を使用しているところ、サイズ・仕様によっては、日本国の黒鉛電極メーカーが積極的に製造販売していない製品もあるため、これら国内の黒鉛電極メーカーが積極的に製造販売していないサイズ・仕様の電極については、課税対象貨物から除外して欲しい旨の意見の表明[293]があった。また、同じく産業上の使用者である山陽特殊製鋼からも、直径 400mm（16 インチ）以下の精錬用黒鉛電極について、国内の黒鉛電極メーカーは同仕様の黒鉛電極をほぼ製造しておらず、本邦産と中国産の市場の棲み分けが行われており競合関係にないため対象外とすべきであり、用途については、通関関係書類や梱包外面にサイズとともに用途を追記可能であることから税関での対象分別が可能であるとの意見の表明があった[294]。

(216)　上記(215)の意見に関し、通関関係書類や梱包外面に用途の追記が可能であるという山陽特殊製鋼の主張については、仮にそのような追記が可能であったとしても、税関において分別が可能であることを合理的に示す証拠は提出されておらず、調査当局において検討することは困難であると判断した。東京鋼鐵の主張する、国内の黒鉛電極メーカーが積極的に製造販売していないとされるサイズ・仕様については、その内容が明らかではなく、本邦生産者が積極的に製造販売していない製品があることを示す証拠も提出されていない。その上で、調査当局は、直径 400mm 以下の電極の市場の棲み分け・競合関係について、以下のとおり検討した。

(217)　まず、本邦生産者の質問状回答において、直径 400mm 以下の黒鉛電極の販売状況を確認したところ、調査対象期間中に多数の販売が確認された[295]。次に、直径 400mm 以下の精錬用黒鉛電極について、より詳細に市場の棲み分け・競合関係を確認するため、意見の表明者である東京鋼鐵及び山陽特殊製鋼において使用されている直径 350mm 以上 400mm 未満の

[292] 令和 6 年 4 月 24 日付け財務省告示第 119 号
[293] 意見の表明（東京鋼鐵、令和 6 年 6 月 27 日）
[294] 意見の表明（山陽特殊製鋼、令和 6 年 8 月 26 日）
[295] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

黒鉛電極の製造・販売状況[296]に関し、改めて本邦生産者に確認を行ったところ、うち１者より、生産を制限したという事実はなく、今後も顧客の需要を踏まえ、経済合理性を検証の上、供給を行っていく予定という回答[297]を得た。当該回答の正確性を確認するため、産業上の使用者の状況を確認したところ、東京鋼鐵及び山陽特殊製鋼を始めとする複数者において、調査対象期間中に当該直径サイズの黒鉛電極を本邦生産者から購入し、精錬用として使用していることが確認された[298]。

(218)　さらに、直径 350mm 又はそれより細い直径サイズの黒鉛電極については、当該直径サイズの黒鉛電極を製造している本邦生産者１者[299]より、細物の生産量が減少した要因は、調査対象貨物の影響により、黒鉛電極の販売価格が低迷していることを背景にして、黒鉛電極事業として生産効率を高める手法を検討した結果、収益性の維持が困難と判断したためであるが、直径 300mm 以下（6～12 インチ）の設備についても廃棄しておらず、製造を再開することが可能であるという回答[300]を得た。同じく、他の本邦生産者[301]より、既存設備で物理的に製造は可能であるが、製造には顧客の需要、コストの精査等の経済合理性の検証を要する[302]旨の回答があった。また、他の生産者についても、既存設備で製造可能との回答があった[303]。これらにより、調査対象期間中、既存の製造設備において本邦生産者の生産能力が維持されている事実を確認した。

加えて、上記に述べた直径 350mm 以下の黒鉛電極について、本邦産同種の貨物は、量及び価格の両面において当該輸入貨物の影響を受けており、競合の結果、本邦産同種の貨物の販売量は当該輸入貨物の販売量に比して大きく減少している事実を確認した[304]。当該事実については、**「３－３　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において分析を行うこととする。

(219)　以上より、特定の直径サイズの黒鉛電極について競合関係を完全に否定することはできず、また、本邦生産者が特定の直径サイズの黒鉛電極を積極的に製造販売していないという事実は確認できなかった。したがって、上記(215)の東京鋼鐵及び山陽特殊製鋼の主張は、失当である。

なお、東京鋼鐵の意見の表明において言及されているグレードについて、同社の回答からはその詳細が明らかではないため、本項目においては検討の対象としない。グレードはあくまで各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものであり、黒鉛電極産業界において統一された呼び径や代表特性の基準があるものではないことは、**「３－１－６　代替性」**にて述べたとおりである。ただし、別途**「３－３－３　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**において、関連する事項について検討を行った。

３－１－９　同種の貨物の検討についての結論

(220)　上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。

したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認した。

---

296 産業上の使用者質問状回答（D-1-1、様式 B-3）山陽特殊製鋼
297 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-6）東海カーボン
298 産業上の使用者質問状回答（D-1-1、様式 B-3）中部鋼鈑、王子製鉄、伊藤製鐵所
299 SEC カーボン
300 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-7）SEC カーボン
301 日本カーボン
302 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-7）日本カーボン
303 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-7）、東海カーボン、日本カーボン
304 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）

３－２　本邦の産業

(221)　申請書の記載によれば、本邦において黒鉛電極を生産しているのは、SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、マルヤ産業及びレゾナック GJ の 5 者である。調査当局は、本邦の産業について確認するため、これらの者に対し、確認票及び本邦生産者当初質問状を送付した。

調査当局が確認票回答書を確認したところ、これら 5 者のうち、東海カーボンにおいて、課税の求めがあった日の 6 月前の日以後に調査対象貨物の輸入があり、その量は【1,000～20,000kg】であることが認められた。この場合、その輸入量が少量の場合を除き、同者の主たる事業が本邦産同種の貨物の生産であることについての証拠を提出しない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない[305]ところ、東海カーボンより、【主たる事業は黒鉛電極の生産である旨の説明】旨の回答があり[306,307]、主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産者であることについての事実が認められた。

(222)　次に、申請書において、マルヤ産業が本邦産同種の貨物の生産者である旨が示されていたことから、調査当局は、同社を知り得た本邦産同種の貨物の生産者であると考え、本邦生産者に対する確認票及び当初質問状の送付を行ったものの、期限までに回答は得られなかった。他方、同者より、輸入者に対する確認票及び質問状回答書の提出があり、マルヤ産業は調査対象貨物の輸入者であるが、輸入している貨物は、中国において外径加工、表面仕上げが施されたもので、子会社のマルヤ精工株式会社（以下「マルヤ精工」という。）に依頼して黒鉛電極及びニップルのねじ加工のみを行っている旨の説明がなされた[308]。つまり、マルヤ産業の業務は、調査対象貨物を輸入し、更なる加工を施すものである。また、子会社であるマルヤ精工に当該輸入貨物の加工を依頼しているとのことであるが[309]、親会社であるマルヤ産業は、加工依頼先であるマルヤ精工の株式を 100%保有しており、代表者も同一人物である[310]。さらに、マルヤ産業のパンフレットにおいても、「国内唯一の電極加工の専門メーカーとして、良質な人造黒鉛電極を供給しています」との記載が認められた[311]。その他、マルヤ産業の電極事業部からマルヤ精工への出向者派遣の事実や、完成品売買取引の主体がマルヤ産業であること等、マルヤ産業とマルヤ精工の間には、同一の会社組織的な関係が存在することを確認した[312]。これらのことから、両者は実質的に一体となって当該輸入貨物の輸入及び加工を行っているものと考えられる。

本件調査においては、HS 番号で調査対象貨物の範囲を設定していることから、マルヤ産業の輸入貨物は調査対象貨物の輸入量の一部として検討されるべきものであり、重複して本邦生産量の一部として取り扱うことは適当でない。また、調査対象貨物の HS 番号の範囲内で加工を行うにすぎない場合には、実質的に当該輸入貨物と同種の貨物の生産を行っていると評価することができず、本邦生産者に含めることは妥当でない。したがって、調査当局は、マルヤ産業及びマルヤ精工を本邦の生産者とは見なさないことが適当であると判断した。

(223)　レゾナック GJ は、同社の株式を 100%保有する株式会社レゾナックの子会社であり、株式会社レゾナックの黒鉛電極事業の一翼を担う企業である。また、親会社である株式会社レゾナックは、当該輸入貨物の供給者である四川昭鋼炭素の株式を 67%保有し、役員派遣を行

---

[305] 政令第 4 条第 2 項ただし書
[306] 本邦生産者確認票（VII.2.）なお、(13)のとおり、本件調査において、本邦生産者に対する確認票の送付は、ガイドライン 6.(2)に基づいて調査開始告示前に実施されたことから、回答書には「確認対象貨物」と記載されているところ、本報告書においては、「調査対象貨物」と読み替えて記載した。
[307] 本邦生産者確認票（VII.2.(4)）【個社名】
[308] 当初質問状回答書（マルヤ産業）（調査項目 A-2-5）
[309] 当初質問状回答書（マルヤ産業）（添付資料 A-4-1）
[310] 当初質問状回答書（マルヤ産業）（調査項目 A-1-2, A-2-2）
[311] 当初質問状回答書（マルヤ産業）（添付資料 A-2）
[312] 当初質問状回答書（マルヤ産業）（添付資料 A-4-1）

っている[313]。これらのことから、調査当局は、レゾナック GJ は、当該輸入貨物の供給者である四川昭鋼炭素を直接支配している第三者である株式会社レゾナックにより直接支配されており、政令第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる関係を有する生産者に該当するものと判断した。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動を取らせるものでないことについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれないものとされるところ、同者の確認票回答書において、そのような事実は認められなかった。

さらに、レゾナック GJ の確認票回答書によれば、課税の求めがあった日の 6 月前の日以後に調査対象貨物の輸入があり、その量は【輸入量】である。この場合、その輸入量が少量の場合を除き、同者は政令第 4 条第 2 項に掲げる当該輸入貨物を輸入した生産者に該当するため、主たる事業が本邦産同種の貨物の生産であることについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない[314]こととなるところ、同者の確認票回答書において、そのような事実は認められなかった[315]。

したがって、調査当局は、レゾナック GJ が本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものと判断した。

(224) その他、SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボンの 3 者について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はないことを確認した。また、東海カーボンについては前述(221)のとおりであるが、SEC カーボン及び日本カーボンの 2 者についても、申請の日の 6 月前の日以後同申請の日の前日まで（令和 5 年 8 月 26 日～令和 6 年 2 月 25 日）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、2 者ともに輸入の事実はなかった[316]ことから、本邦の生産者に該当すると判断した。

(225) 以上より、調査当局は、東海カーボン、日本カーボン、SEC カーボンの 3 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。また、**「表 30　本邦の産業の状況（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）」**のとおり、当該 3 者の令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月における生産量は【数値】MT であり、本邦における黒鉛電極の総生産高に占める割合は【60-75】%であった。

表 30　本邦の産業の状況（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
SECカーボン	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
東海カーボン	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
日本カーボン	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
レゾナックGJ	【数値】	【数値】	有り	意思表示しない	協力しない
合計	【数値】	100.0%			

（出所）申請書、本邦生産者確認票（IV.V.VIII.2,3.及び X.3.）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

313 本邦生産者確認票（Ⅶ.3）、有価証券報告書（レゾナック GJ）
314 政令第 4 条第 2 項ただし書
315 本邦生産者確認票（VII.2.）
316 本邦生産者確認票（VII.2.）

３－３　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

３－３－１　当該輸入貨物の輸入量

(226)　当該輸入貨物の輸入量について確認したところ、**「表 31　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月における総輸入量 17,365MT のうち、中国からの輸入量は 13,036MT（対総輸入量比 75.1%）であり、無視できる数量（全輸入量の 3%未満）ではなかった。令和元年には、世界的な黒鉛電極不足に対応するため、前年に積み増した黒鉛電極の在庫の調整があり、また、令和 2 年には在庫調整に加えて新型コロナウイルス感染症の流行を背景に粗鋼生産量が減少し、**「表 32　需要量の変化」**のとおり、黒鉛電極の需要が減少したため[317]、当該輸入貨物の輸入量は、平成 30 年から令和 2 年にかけて 11,420MT から 10,034MT へと減少した。その後、令和 3 年は新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着きをみせたことで需要が回復し[318]、当該輸入貨物の輸入量は、令和 4 年に 15,395MT へと増加した。令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、自動車減産に伴う特殊鋼減産、資材高騰並びに人手不足に伴う建設需要減少等に起因して電炉メーカーの鉄鋼生産が減少したことにより需要が減少し[319]、当該輸入貨物の輸入量は 13,036MT へと減少した。調査対象期間全体では 14.2%の増加となった。

一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 33　本邦産同種の貨物の販売量の変化」**のとおり、平成 30 年から令和 2 年にかけて減少、令和 3 年には増加したが、その後、令和 4 年、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて減少した。調査対象期間全体では 40%減となった。

表 31　当該輸入貨物の輸入量

		平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	11,420	10,557	10,034	14,498	15,395	13,036
	対総輸入量	84.2%	77.2%	69.3%	72.2%	75.8%	75.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	2,148	3,111	4,447	5,575	4,923	4,329
	対総輸入量	15.8%	22.8%	30.7%	27.8%	24.2%	24.9%
総輸入量(MT)		13,568	13,668	14,481	20,073	20,318	17,365

（出所）財務省貿易統計
（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

表 32　需要量の変化

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書（様式 B-1）
（注 1）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。
（注 2）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

[317] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本カーボン）調査項目 A-11-1
[318] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（SEC カーボン）調査項目 A-11-1
[319] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（東海カーボン）調査項目 A-11-1

表 33　本邦産同種の貨物の販売量の変化

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(227)　さらに、黒鉛電極は、精錬用と製鋼用とで用途が大きく異なることから、用途別サイズ別に分析を行った。まず、精錬用であって、本邦の市場における販売量が多く、十分な回答が得られた、直径 350mm 以上 500mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、**「表 34 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量（350mm 以上 500mm 未満及び精錬用）」**のとおりであった。当該輸入貨物の販売量は令和 4 年にかけて増加し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にはやや減少したものの、調査対象期間全体では、25 ポイントの増加となった。一方、本邦産同種の貨物の国内販売量は、令和 2 年にかけて大きく減少した後、令和 3 年、令和 4 年はやや増加したものの、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には再び減少し、調査対象期間を通じて 47 ポイント減少した。

表 34　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量（350mm 以上 500mm 未満及び精錬用）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(MT)	【100】	【104】	【127】	【142】	【143】	【125】
本邦産同種の貨物量(MT)	【100】	【76】	【44】	【50】	【56】	【53】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者質問状回答書（様式 C-1）
（注）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(228)　次に、製鋼用であって、本邦市場における販売量が多く、十分な回答が得られた直径 500mm 以上 650mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、**「表 35　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量（500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用）」**のとおりであった。当該輸入貨物の輸入量は、令和元年に減少した後令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて大きく増加し、調査対象期間全体では、306 ポイントの増加となった。一方、本邦産同種の貨物の国内販売量は、令和 2 年にかけて大きく減少した後、令和 3 年はやや増加したものの、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて再び減少し、調査対象期間を通じて 43 ポイント減少した。

表 35　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量（500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(MT)	【100】	【45】	【123】	【248】	【425】	【406】
本邦産同種の貨物(MT)	【100】	【82】	【58】	【71】	【66】	【57】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者質問状回答書（様式 C-1）
（注）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(229)　さらに、精錬用であって、直径 350mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、**「表 36　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量（350mm 未満及び精錬用）」**のとおりであった。当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の国内販売量は、共に調査対象期間全体を通じて減少したものの、当該輸入貨物の輸入量の減少が 11 ポイントであった一

方、本邦産同種の貨物の国内販売量は 41 ポイントの減少となり、当該輸入貨物の輸入量に比して大幅な減少となった。

表 36　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量（350mm 未満及び精錬用）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(MT)	【100】	【85】	【71】	【72】	【80】	【89】
本邦産同種の貨物(MT)	【100】	【74】	【54】	【53】	【65】	【59】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者質問状回答書（様式 C-1）
（注）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(230)　最後に、全品種について、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、**「表 37　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**のとおり、当該輸入貨物の市場占拠率は、平成 30 年から令和 4 年にかけて 51 ポイント上昇、その後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に 7 ポイント下落したが、調査対象期間全体では 44 ポイントの上昇と大幅な増加となった。これに対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、平成 30 年から令和 4 年にかけて 28 ポイント下落、その後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に 3 ポイント増加したが、調査対象期間全体では 25 ポイントの下落となった。

表 37　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【109】	【126】	【139】	【151】	【144】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【92】	【78】	【75】	【72】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【170】	【296】	【284】	【256】	【254】
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－３－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(231)　本邦における当該輸入貨物の販売価格と、本邦産同種の貨物の販売価格について、まず、全ての品種[320] について分析することとし、**「表 38　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、年別加重平均価格を比較した。本邦生産者から、中国の環境規制強化に伴う黒鉛電極生産抑制の影響を受けて当該輸入貨物の価格が高騰した旨の回答[321]があった平成 30 年を除いて、当該輸入貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を【20-70】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、令和元年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて継続して下落し、調査対象期間全体では 16 ポイント下落した。

表 38　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円／kg)	【100】	【56】	【30】	【28】	【37】	【40】
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【148】	【110】	【91】	【87】	【84】
価格比	【130】-【160】	【30】-【60】	【30】-【60】	【30】-【60】	【40】-【70】	【50】-【80】

320 非関連企業間取引のみを対象とした。
321 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11）（東海カーボン）

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）
（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物 （円／kg）×100

(232) **「表 39　本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」**のとおり、本邦の産業は、令和 2 年及び令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に製造原価上昇分を国内販売価格に転嫁しようと試みたものの、安価な当該輸入貨物を引き合いに出され、取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった[322] 。また、令和 3 年においても、前年の令和 2 年に比して若干製造原価が低下したものの、それ以上に国内販売の価格の低下が大きかったため、製造原価に見合った価格設定を行うことができなかった。上記について、当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実があったことを確認した[323] 。

表 39　本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
製造原価合計(円／kg)		【100】	【162】	【212】	【204】	【165】	【190】
	原材料費(円／kg)	【100】	【182】	【160】	【149】	【145】	【144】
	労務費(円／kg)	【100】	【145】	【389】	【331】	【238】	【284】
	経費(円／kg)	【100】	【122】	【295】	【304】	【197】	【275】
国内販売価格(円／kg)		【100】	【148】	【110】	【91】	【87】	【84】
製造原価率(%)		【100】	【109】	【192】	【225】	【191】	【226】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2 及び様式 F-2-4）
（注 1）1kg 当たりの原材料費（円／kg）＝原材料費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 2）1kg 当たりの労務費（円／kg）＝労務費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 3）1kg 当たりの経費（円／kg）＝経費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 4）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(233) また、**「表 37　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**及び**「表 38　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を下回っており、当該輸入貨物の市場占拠率は、調査対象期間を通じて上昇した。また、産業上の使用者の当初質問状回答書において確認できた 28 者のうち、約 6 割が購入先の選定において価格が最も重要な要素であると回答しており、この割合は、品質、安全性、供給安定性を最も重要な要素であると回答した割合と並んで高かった。価格以外を最も重要な要素であると回答した者も、価格の重要性を、品質及び供給安定性に次いで高く評価しており、価格を重視しないと回答した者は僅かであった[324]。これら産業上の使用者の回答は、顧客が購入先を決定する際に価格の重要性を相対的に高く評価していることを示している。このことから、黒鉛電極の市場において、価格は調達先の選定において最も決定的な要素の 1 つであり、それ故に、本邦産同種の貨物よりも安価な当該輸入貨物への置き換えが進んだことが伺われる。

(234) 以上のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、平成 30 年を除いて、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）及び価格が著しく押し下げられている（プライスディプレッション）ことが認められた。

322 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3・C-4-3、添付資料 F-2-6-2）（【個社名】）
323 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）
324 産業上の使用者当初質問状回答書（様式 D-5-1）

(235)　さらに、黒鉛電極は、精錬用と製鋼用とで用途が大きく異なることから、用途別サイズ別に分析を行った。まず、精錬用であって、本邦市場における販売量が多く、十分な回答が得られた直径 350mm 以上 500mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、**「表 40　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 以上 500mm 未満及び精錬用、庭先渡し）」**のとおりであった。

直径 350mm 以上 500mm 未満の精錬用黒鉛電極における当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【20-65】%下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。また、平成 30 年と令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月を比較すると、**「表 38　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**において分析した全品種を合わせた総平均価格と同様に減少していた。

当該輸入貨物の全ての品種の販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っており（プライスアンダーカッティング）、また、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）は、調査対象期間全体で 16 ポイント下落し、価格が著しく押し下げられていた（プライスディプレッション）のは、(231)で述べたとおりである。同様に、直径 350mm 以上 500mm 未満の精錬用黒鉛電極における本邦産同種の貨物の販売価格についても、調査対象期間全体で 23 ポイント下落していることを確認した。

表 40　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 以上 500mm 未満及び精錬用、庭先渡し）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円／kg)	【100】	【55】	【28】	【26】	【37】	【39】
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【145】	【102】	【85】	【80】	【77】
価格比	【100】-【200】	【30】-【80】	【30】-【80】	【30】-【80】	【30】-【80】	【30】-【80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物　（円／kg）×100

（注 2）各欄の【　】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【　】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

(236)　次に、製鋼用であって、本邦市場において販売量が多く、十分な回答が得られた直径 500mm 以上 650mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、**「表 41　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用、庭先渡し）」**のとおり、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【15-50】%下回っていた。このことより、直径 500mm 以上 650mm 未満の製鋼用黒鉛電極における当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格は、調査対象期間を通じて**「表 38　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**の全品種を合わせた総平均価格と同様の推移を示していたことが確認出来た。

したがって、直径 500mm 以上 650mm 未満であって製鋼用の当該輸入貨物と本邦産同種の国内販売価格を比較した結果、当該輸入貨物の販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）が認められた。また、本邦産同種の貨物の販売価格は、令和元年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて継続して下落し、調査対象期間全体では 15 ポイントの下落となり、価格が著しく押し下げられていること（プライスディプレッション）が認められた。

表 41　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用、庭先渡し）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円／kg)	【100】	【52】	【31】	【26】	【28】	【31】
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【150】	【112】	【92】	【87】	【85】
価格比	【100】-【250】	【50】-【85】	【50】-【85】	【50】-【85】	【50】-【85】	【50】-【85】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物　（円／kg）×100

（注 2）各欄の【　】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【　】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

(237)　最後に、直径 350mm 未満の精錬用黒鉛電極についても比較を行ったところ、**「表 42　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 未満及び精錬用、庭先渡し）」**のとおりであった。平成 30 年を除いて、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【50-80】%下回っており、全品種をあわせた総平均価格と同様にプライスアンダーカッティングが認められた。

表 42　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 未満及び精錬用、庭先渡し）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円／kg)	【100】	【60】	【28】	【30】	【44】	【39】
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【149】	【128】	【109】	【111】	【110】
価格比	【100】-【120】	【20】-【50】	【20】-【50】	【20】-【50】	【20】-【50】	【20】-【50】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物　（円／kg）×100

（注 2）各欄の【　】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【　】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

３－３－３　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

(238)　調査対象貨物の供給者 7 者より、日本製の黒鉛電極の殆どが UHP の黒鉛電極である一方、中国から日本に輸出された黒鉛電極には、UHP の黒鉛電極も、UHP でない黒鉛電極も含まれており、一部の中国企業にとっては、UHP でない黒鉛電極が企業の輸出量の 50%を占めている。したがって、中国企業の輸出価格は、製品の種類の影響を受けることがあり、UHP でない黒鉛電極の価格は比較的廉価であるため、中国企業全体の輸出価格が低くなっている。一方、日本国内で販売されている黒鉛電極はほとんど UHP の黒鉛電極であるため、価格が高くなっているので、製品のグレード別に分析すべきである旨の意見の表明があった[325]。

[325] 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）

(239)　上記(238)の意見について、当局は以下のとおり分析した。

まず、「中国から日本に輸出された黒鉛電極には、UHP の黒鉛電極も、UHP でない黒鉛電極も含まれており、一部の中国企業にとっては、UHP でない黒鉛電極が企業の輸出量の50%を占めている。」という意見については、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出はなされず、単なる主張にすぎないことから、分析が困難であると判断した。

(240)　次に、供給者 7 者の主張によると、異なるグレードの黒鉛電極の相違点は、主に使用する原材料、製造工程、許容電流密度及び用途などの面にあるとのことである。

確かに、これらの要素のうち、原材料及び製造工程の相違については、製造原価に影響を与える可能性があると考えられることから、調査当局が本邦生産者[326]に確認したところ、【原材料に関する情報】が、製造コストは複数の要因により決まるため、単純に材料の価格差をそのまま製品価格に反映することはできず、より安価に輸入販売されている調査対象貨物に対抗できるほどのコストダウンを図ることは極めて困難である。産業上の使用者等においては、本邦生産者の材料配合割合及びコスト構造を知り得ず、また、国内外の黒鉛電極製造の同業他社の材料配合割合及びコスト構造についても同様に知り得ないはずであり、ノンニードルコークスの配合割合を高めれば、材料の価格差をそのまま製品価格に反映することができると考えている可能性があるが、そのような単純なコスト構造ではない旨の回答[327]がなされた。

なお、サンプリング調査対象者である合肥炭素によると、黒鉛電極の物理的特性については、製造時の条件によって、完成品のかさ密度、固有抵抗等の物理的特性に差異が生じるため、どの黒鉛電極がどのような特性値の製品になるのかは、製造工程の最後に検査をするまで決定出来ない[328]という趣旨の回答がなされた。さらに、用途については、供給者において、個別の黒鉛電極に係る産業上の使用者の用途については、必ずしも正確に把握しているわけではないことも併せて確認された[329]。

各用途にいずれの黒鉛電極を使用するのかは、使用者の使用環境及び黒鉛電極の価格との兼ね合いで使用者が決定するものであると考えられるが、前述のとおり各グレードに統一された基準がないことを踏まえても、グレードを基準として適切な価格分析を行うことは困難である。少なくとも本邦生産者である東海カーボンにおいては、寸法・検査方法には JIS 規格が存在するものの、その他の仕様は顧客の要望に応じてセミオーダーのような形で決定しているという趣旨[330]の回答のとおり、画一的なグレードに基づいた管理は行われていない。産業上の使用者である山陽特殊製鋼から、グレードについては統一規格がなく、各社各様であることから、分別条件には適さない旨の意見があった[331]ことも、当該事情を裏付けるものである。

(241)　以上より、上記(238)の調査対象貨物の供給者 7 者による意見は受け入れられない。

(242)　なお、本邦生産者より、中国品の製造コストについては、中国メーカーが原材料を中国国内で調達している場合、原材料価格が歪んでいる（市場経済原理が働いていない）可能性があるとの主張がなされた[332]。しかしながら、**「１－６－１－２　調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」**のとおり、調査当局は、知り得た供給者に対し、市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状を送付して関連する情報の提供を求めたところであるが、十分な回答を提出した供給者はおらず、分析は許されなかった。

---

326 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-8）、東海カーボン
327 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-8）
328 供給者現地調査結果報告書（4.(1)）
329 供給者現地調査結果報告書（3.(2)）
330 本邦生産者現地調査結果報告書（3.(9)（ア）、（イ））
331 意見の表明（山陽特殊製鋼）
332 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-8）、東海カーボン

３－３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(243)　以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると大幅に増加した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間全体で見ると減少した。

また、当該輸入貨物の価格は、平成 30 年を除き、本邦産同種の貨物の価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。本邦産同種の貨物の販売価格についても、令和元年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて下落し続けており、価格が著しく押し下げられている（プライスディプレッション）ことが認められた。

上記**「３－１　同種の貨物の検討」**で検討したとおり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは高い代替性があり、また、本邦生産者は製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを試みたものの、取引先から安価な当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、当該輸入貨物に販売の機会を奪われている[333] ことや、本邦産同種の貨物と比較して原単価に優位性がある調査対象貨物の購入量の比率が上昇したこと[334]、調査対象貨物及び第三国産同種の貨物の品質が本邦産同種の貨物と同等であること等が確認でき、産業上の使用者が安価品である調査対象貨物の導入を進めてきた[335]ことが、本邦産同種の貨物、当該輸入貨物の数量及び価格動向より認められた。

これらの事実から、調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量は、当該輸入貨物の影響により減少していたことが認められた。

３－４　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(244)　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価[336] ,[337] ,[338] した。

３－４－１　生産高

(245)　本邦の産業の生産高（生産量）は、**「表 43　本邦の産業の生産量の推移」**のとおり、令和元年は対前年比で 26 ポイント減少した後、令和 2 年は対前年比 42 ポイント減少した。平成 30 年から令和 2 年までの期間で生産量が減少した背景には、輸出量が 81 ポイント減少したことが影響している。さらに、電炉鋼生産が低調に推移して黒鉛電極需要が減少したため、販売低調に対応して減少した[339]。令和 3 年は、輸出は 2 ポイント上昇となり、輸出の影響はほぼ無くなったが、国内の電炉鋼増産により黒鉛電極需要が改善した影響を受け[340]、対前年比で 11 ポイント増加した。令和 4 年は対前年比で横這いとなり、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、対前年比 3 ポイント減少した。調査対象期間を通じては、60 ポイントの減少となった。調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は【0-1】%程度で推移しており、影響は限定的であった。また、輸出量が令和 3 年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9

---

333 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）
334 産業上の使用者当初質問状回答書（トピー工業、山陽特殊製鋼）（調査項目 B-2-6）
335 産業上の使用者当初質問状回答書（愛知製鋼）（調査項目 B-2-6）
336 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）
337 協定 3.4
338 調査当局は、本邦生産者当初質問状回答書（様式 F2-2）について、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に評価を行った。
339 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
340 同上。

月にかけて 4 ポイント増加したものの、生産量が 3 ポイント減少していることについては、同期間の国内販売量の減少に対応したものと認められる。

表 43　本邦の産業の生産量の推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
生産量(MT)	【100】	【74】	【32】	【43】	【43】	【40】
期首在庫量(MT)	【100】	【91】	【128】	【92】	【101】	【121】
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】
自家消費量(MT)	【100】	【22】	【40】	【67】	【22】	【25】
輸出量(MT)	【100】	【64】	【19】	【21】	【24】	【25】
期末在庫量(MT)	【100】	【140】	【101】	【111】	【124】	【133】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－２　生産能力・稼働率（操業度）

(246)　本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、**「表 44 本邦の産業の稼働率の推移」**のとおりであった。稼働率は令和元年に対前年比で 26 ポイント下落した後、令和 2 年に対前年比で 42 ポイント落ち込み、令和 3 年には生産能力が低下した。令和 3 年の稼働率は、生産能力の減少を受けて対前年比 19 ポイント増加、令和 4 年には横ばいとなり徐々に回復したものの、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にはさらに減少し、調査対象期間全体として 52 ポイントの下落となった。生産能力が令和 3 年に対前年比で低下した要因は、本邦生産者の 1 者[341]が本邦産同種の貨物の製造過程のうち【生産能力の変動】ことにあることを確認した[342]。当該 1 者を除いた本邦生産者については調査対象期間中に生産能力の変動はなく、生産量の削減にともなって稼働率が悪化したことが認められる。

表 44　本邦の産業の稼働率の推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
生産量(MT)	【100】	【74】	【32】	【43】	【43】	【40】
生産能力(MT)	【100】	【100】	【100】	【85】	【85】	【85】
稼働率	【100】	【74】	【32】	【51】	【51】	【48】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）稼働率（%）＝生産量（MT）／生産能力（MT／年）×100
（注 2）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－３　販売及び市場占拠率

(247)　本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 45　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**のとおり、令和元年に対前年比 21 ポイント減少、令和 2 年に対前年比 24 ポイント減少、令和 3 年に対前年比 13 ポイント増加したが、令和 4 年に対前年比 3 ポイント減少、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比 5 ポイント減少した。調査対象期間を通じては、40 ポイント減少した。上記**「３－３－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、平成 30 年を除き、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、令和 2 年及び令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、製造原価上昇分を国内販売価格に転嫁しようと試みたものの、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された

[341]【本邦生産者】
[342] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1、B-2-2、添付資料 F-1）

結果、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった[343] 。また、令和 3 年も、製造原価の減少以上に国内販売価格の減少が大きく、製造原価に見合った価格設定を行うことができなかった。その他、取引先から安価な当該輸入貨物を引き合いとした交渉がなされた結果、成約数量が減少し販売の機会を奪われたことを確認した[344]。なお、自家消費量は、調査対象期間を通じて増加と減少を繰り返したものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、調査対象期間を通じて【0-1】%程度であり、国内販売量と自家消費量の合計に顕著な影響を与えるものではなかった。

本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記**「３－３－１　当該輸入貨物の輸入量」**及び**「表 45　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**のとおり、当該輸入貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間を通じては 25 ポイント減少した。

表 45　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】
自家消費量(MT)	【100】	【22】	【40】	【67】	【22】	【25】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【28】	【72】	【98】	【34】	【43】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【92】	【78】	【75】	【72】	【75】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注１）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注２）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注３）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－４　在庫

(248)　本邦の産業の期末在庫について、**「表 46　本邦の産業の在庫の推移」**のとおり、在庫量は、令和元年に対前年比 40 ポイント増加した後、令和 2 年に減少したが、その後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月まで継続して増加し、調査対象期間全体を通じて 33 ポイント増加した。平成 30 年から令和元年にかけては、国内販売と輸出が減少し、生産量が輸出量と国内販売量より多かったため在庫量が増加した。令和元年から令和 2 年にかけては、生産量の減少に伴い在庫量が減少した。令和 3 年及び令和 4 年は、令和 2 年と比べ生産量が増加した一方、国内販売量は令和 3 年にやや増加したものの令和 4 年には減少し、輸出量の増加も限定的であったため、在庫量が増加した。令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、国内販売がさらに減少したため令和 4 年に比して在庫量が増加した。調査対象期間全体では、生産量が減少し在庫量は増加したため、在庫率は 228 ポイントと大きく増加した。

表 46　本邦の産業の在庫の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
在庫量(MT)	【100】	【140】	【101】	【111】	【124】	【133】
在庫率	【100】	【189】	【315】	【258】	【286】	【328】
生産量(MT)	【100】	【74】	【32】	【43】	【43】	【40】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

[343] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）
[344] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

（注 1）在庫率（%）＝本邦生産者の期末在庫量（MT）／本邦産同種の貨物の生産量（MT）×100
（注 2）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－５　国内価格に影響を及ぼす要因

(249)　本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、**「表 39　本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」**のとおりであった。

製造原価の【数値】%を占める原材料費は令和元年に大きく増加し、以後令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけてはゆるやかに減少した。調査対象期間全体では 44 ポイントの増加となった。労務費の製造原価に占める割合は、【数値】%と大きくないものの、令和 2 年にかけて大きく増加した後、令和 4 年までは減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に増加した。調査対象期間全体で 184 ポイントの増加となった。製造原価の【数値】%を占める経費は、令和 3 年にかけて大きく増加した後、令和 4 年に減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には増加した。調査対象期間全体では 175 ポイントの増加となった。

製造原価は、原材料費、労務費、経費の推移を反映して、平成 30 年から令和 2 年にかけて 112 ポイント増加、令和 3 年は対前年比 8 ポイント減少、令和 4 年は対前年比 39 ポイント減少、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は対前年比 25 ポイント増加となった。調査対象期間全体では 90 ポイントの増加となった。

国内販売価格は、製造原価の上昇に伴い令和元年に対前年比 48 ポイント上昇した後、調査対象期間を通じて減少しつづけ、調査対象期間全体では 16 ポイント減少した。

本邦の産業は、上記**「３－３－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況下において、令和 2 年及び令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には、製造原価が上昇する中で、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった[345] 。令和 3 年及び令和 4 年は、製造原価が下落傾向となり、国内販売価格も下落した。令和 3 年においては、製造原価の減少以上に国内販売価格の減少が大きく、製造原価に見合った価格設定を行うことができなかった。上記に加え、安価な輸入品に販売を奪われ、販売機会を喪失していたことを確認した[346] 。

表 39　本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移（再掲）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
製造原価合計(円／kg)	【100】	【162】	【212】	【204】	【165】	【190】
原材料費(円／kg)	【100】	【182】	【160】	【149】	【145】	【144】
労務費(円／kg)	【100】	【145】	【389】	【331】	【238】	【284】
経費(円／kg)	【100】	【122】	【295】	【304】	【197】	【275】
国内販売価格(円／kg)	【100】	【148】	【110】	【91】	【87】	【84】
製造原価率(%)	【100】	【109】	【192】	【225】	【191】	【226】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2 及び様式 F-2-4）
（注 1）1kg 当たりの原材料費（円／kg）＝原材料費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 2）1kg 当たりの労務費（円／kg）＝労務費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 3）1kg 当たりの経費（円／kg）＝経費（円）／国内向け生産量（kg）

345 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）
346 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

（注 4）各欄の【　】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－６　利潤

(250)　本邦の産業の売上高は、**「表 47　本邦の産業の利潤の推移」**のとおり、令和元年に対前年比 17 ポイント増加、令和 2 年に対前年比 56 ポイント減少、令和 3 年に対前年比 1 ポイント増加、令和 4 年に対前年比 5 ポイント減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には、さらに 6 ポイント減少した。調査対象期間全体では、49 ポイントの減少となった。上記**「３－３－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**及び**「３－４－３　販売及び市場占拠率」**に述べたとおり、令和元年は、国内販売量は対前年比で減少したものの、製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを行ったことにより、売上高が増加した。令和 2 年は、国内販売量の減少及び国内販売価格の減少により、売上高が対前年比で減少した。令和 3 年は、国内販売量が対前年比で増加したため、売上高が対前年比で 1 ポイント増加するが、その後、令和 4 年、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月とも国内販売価格と国内販売量どちらも減少したことにより、売上高は減少した。

営業利益は、令和元年に対前年比 14 ポイント増加したが、令和 2 年に対前年比 93 ポイント減少、令和 3 年に対前年比 14 ポイント減少、令和 4 年に対前年比 4 ポイント増加したが、調査対象期間全体では 97 ポイントの減少となった。**「３－３－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、平成 30 年を除き当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたことにより、製造原価の上昇に見合った価格設定ができなかった影響を受けていた。令和 2 年の対前年比の営業利益の落ち込みの背景には、新型コロナウイルス感染症の流行を背景とした電炉鋼生産減及び安価な調査対象貨物の輸入の影響による減益[347]がある。令和 3 年においては、新型コロナウイルス感染症流行の影響で停滞していた鉄鋼需要は回復した一方で、本邦産同種の貨物の国内市場は安価な輸入品の影響を受けて、国内販売価格の低下による影響が大きく、営業利益は低水準にとどまった[348]。令和 4 年においては僅かに増益したものの国内販売価格の低迷は続き、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にはさらに減少した。

売上高営業利益率についても営業利益と同様の傾向となった。営業利益が横ばいで推移した令和 4 年は、売上高が減少したことにより売上高営業利益率が微増したが、調査対象期間全体では 94 ポイントの減少となり、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月の売上高営業利益率は、【数値】%となった。これは同期間における、本邦の産業が属する窯業・土石製品製造業界の売上高営業利益率の平均 4.6%[349]と比較して低水準であり、本邦の産業の収益性が十分でないことが認められる。実際、東海カーボン社は、滋賀工場（滋賀県近江八幡市）での生産を 2025 年 7 月末までに終了することを発表している[350]。

表 47　本邦の産業の利潤の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
売上高(百万円)	【100】	【117】	【61】	【62】	【57】	【51】
営業利益(百万円)	【100】	【114】	【21】	【7】	【11】	【3】
売上高営業利益率	【100】	【97】	【34】	【12】	【19】	【6】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）
（注１）売上高営業利益率（%）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）×100
（注２）各欄の【　】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

347 SEC カーボン（本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書、調査項目 F-2-3-3）
348 日本カーボン（本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書、調査項目 F-2-3-3）
349 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省法人企業統計調査」。
350 調査当局が収集及び分析した関係証拠「東海カーボン　黒鉛電極生産体制の再構築について」

３－４－７　投資及び投資収益

(251)　本邦の産業の投資は、**「表 48　本邦の産業の設備投資額の推移」**のとおり、平成 30 年から令和 3 年にかけて 57 ポイントと減少が続いた後、令和 4 年は対前年比 14 ポイント、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は対前年比 25 ポイントと増加に転じたものの、調査対象期間中では 18 ポイントの減少となった。令和 4 年以降に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1 者[351]が【要因】ことが理由であることを確認した[352]。

表 48　本邦の産業の設備投資額の推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
設備投資額(百万円)	【100】	【68】	【65】	【43】	【57】	【82】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-1）
（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(252)　本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、**「表 49　本邦の産業の設備投資収益率の推移」**のとおりとなった。設備投資評価額は、帳簿価額及び取得原価のいずれも、調査対象期間を通じて減少傾向であった。

表 49　本邦の産業の設備投資収益率の推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
営業利益／設備投資評価額（帳簿価額）	【100】	【80】	【9】	【3】	【4】	【1】
営業利益／設備投資評価額（取得原価）	【100】	【107】	【17】	【5】	【8】	【2】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2、F-4-2）
（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－８　資金流出入（キャッシュフロー）

(253)　本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、**「表 50　本邦の産業のキャッシュフローの推移」**のとおり、売上債権の減少に伴い令和元年に増加したが、以降令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月まで、販売減少による営業利益減少に伴い減少し続け、調査対象期間全体で 85 ポイント減少した[353]。

このように、上記**「３－４－６　利潤」**で述べたとおり、キャッシュフローが調査対象期間全体を通じて大幅に減少したのは、営業利益が悪化したことが主な要因であった。

表 50　本邦の産業のキャッシュフローの推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
営業活動によるキャッシュフロー（百万円）	【100】	【120】	【67】	【59】	【45】	【15】
投資活動によるキャッシュフロー（百万円）	【100】	【191】	【212】	【204】	【107】	【137】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）

[351]【本邦生産者】
[352] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）
[353] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）

（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－９　資金調達能力

(254)　本邦の産業の資金調達能力については、上記**「３－４－７　投資及び投資収益」**で述べたとおり、令和 4 年以降に設備投資額が増加したが、これは、本邦生産者のうち 1 者[354]が【要因】ことが理由であることを確認した[355]。一方、いずれの本邦生産者も他の事業を営んでおり、本邦における同種の貨物の売上高変動による本邦の生産者の資金調達能力への顕著な影響は認められなかった。

３－４－１０　雇用

(255)　本邦の産業の平均雇用人数は、**「表 51　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**のとおり、令和元年に対前年比 3 ポイント増加、令和 2 年に対前年比 4 ポイント減少、令和 3 年に対前年比横這いとなり、令和 4 年には対前年比 4 ポイント減少と、調査対象期間を通じて 8 ポイント減少した。なお、令和元年の増加は、本邦生産者の 1 者[356]が【平均雇用人数の変動の理由】ためであった[357]。また、上記**「３－４－２　生産能力・稼働率（操業度）」**のとおり、令和元年及び令和 2 年に本邦生産者 1 者[358]が本邦産同種の貨物の製造過程のうち【生産能力の変動】ことにより、同時期以降の雇用人数が減少した[359]。

表 51　本邦の産業の平均雇用人数の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
平均雇用人数(人)	【100】	【103】	【99】	【99】	【95】	【92】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－１１　賃金

(256)　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、**「表 52　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移」**のとおり、令和元年に対前年比 17 ポイントの増加、令和 2 年に対前年比 11 ポイントの減少、令和 3 年に対前年比 4 ポイントの減少、令和 4 年に対前年比 7 ポイントの増加した後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には、対前年比で 4 ポイント減少した。調査対象期間全体としては 5 ポイントの増加となった。賃金の増減理由は、黒鉛電極以外の事業についても含まれる会社全体の業績連動によるものであった[360]。

表 52　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【117】	【106】	【102】	【109】	【105】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

354【本邦生産者】
355 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）
356【本邦生産者】
357 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-5-1）
358【本邦生産者】
359 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1、B-2-2、添付資料 F-1）
360 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（東海カーボン）（調査項目 H-1）

（注 1）一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円／月）／平均雇用人数（人）
（注 2）平均雇用人数は、**「表 51　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**を使用した。
（注 3）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－１２　生産性

(257)　本邦の産業の生産性は、**「表 53　本邦の産業の生産性の推移」**のとおりであった。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性は、令和元年に対前年比 27 ポイント低下、令和 2 年に対前年比 40 ポイント低下、令和 3 年に対前年比 11 ポイント上昇、令和 4 年に対前年比 2 ポイント上昇し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比で 2 ポイント減少した。調査対象期間全体では 56 ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性は、令和元年に対前年比 15 ポイント上昇、令和 2 年に対前年比 53 ポイント低下、令和 3 年に対前年比 1 ポイント上昇、令和 4 年に対前年比 3 ポイント低下し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月でさらに対前年比 5 ポイント減少した。調査対象期間全体では 45 ポイントの低下となった。

上記**「３－４－１０　雇用」**で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は令和元年に微増した後、全体的に緩やかな減少傾向にあったが、生産量及び売上高がそれ以上の割合で減少したことを反映して、物的生産性及び価値生産性は大幅に低下した。

表 53　本邦の産業の生産性の推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
物的生産性(MT／人)	【100】	【73】	【33】	【44】	【46】	【44】
価値生産性(千円／人)	【100】	【115】	【62】	【63】	【60】	【55】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1 及び様式 F-2-2）
（注 1）物的生産性（MT／人）＝本邦産同種の貨物の生産量（MT）／平均雇用人数（人）
（注 2）価値生産性（千円／人）＝売上高（千円）／平均雇用人数（人）
（注 3）平均雇用人数は、**「表 51　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**を使用した。
（注 4）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－１３　成長

(258)　製造業においては、一般的に研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するため、**「表 54　本邦の産業の研究開発費の推移」**のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認した。研究開発費は、令和元年に対前年比 27 ポイント増加、令和 2 年に対前年比 5 ポイント増加、令和 3 年に対前年比 27 ポイント増加、令和 4 年に対前年比 5 ポイント増加、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比 27 ポイント減少に転じ、調査対象期間全体として 37 ポイント増加した。本邦生産者のうち 1 者[361]については調査対象期間中に研究開発を行わなかったが、残る 2 者の研究開発は、【研究開発の目的及び内容 1】[362]で行われ、また、【研究開発の目的及び内容 2】[363]行われており、いずれも事業を継続するために必要な研究であることを確認した[364]。

(259)　また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、上記**「３－４－７　投資及び投資利益」**で分析したとおり、令和 4 年以降に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1

[361]【本邦生産者】
[362]【本邦生産者】
[363]【本邦生産者】
[364] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）

者[365]が【設備投資の目的】等を目的として行ったことが要因であるところ、これは事業を継続するために必須の投資であったことを確認した[366]。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

表 54　本邦の産業の研究開発費の推移

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
研究開発費(百万円)	【100】	【127】	【132】	【159】	【164】	【137】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様 F-5）
（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－１４　不当廉売価格差の大きさ

(260)　当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格との差について、**「表 55　不当廉売差額率と国内販売価格差率」**のとおり比較した。令和 2 年度の不当廉売差額率は 104.61%であった一方、調査対象期間における国内販売価格差率は【10-50】%で推移し、不当廉売差額率が国内販売価格差率を上回ることが認められた。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったと判断した。

表 55　不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
不当廉売差額率	104.6%
国内販売価格差率	【10-50】%

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）及び財務省貿易統計
（注 1）不当廉売差額率（%）は、**「表 28　中国の供給者の不当廉売差額率」**より算出した加重平均後の数値を使用した。
（注 2）国内販売価格差率（%）=（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）－当該輸入貨物の輸入価格（円／kg））／当該輸入貨物の輸入価格（円／kg）

３－４－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(261)　調査対象貨物の供給者 7 者より、調査対象期間中、日本の電気料金の大幅な上昇によって、日本の黒鉛電極企業の生産コストが上昇し、さらには日本の黒鉛電極企業の収益を低下させるに至った旨の意見の表明があった[367]。

(262)　上記(261)の意見について、当該意見はあくまで意見の表明であるとして証拠の提出期限を過ぎて提出がなされたものであるところ、意見の表明は新たな証拠提出の機会ではなく、挿入された URL については、そのような URL が存在するという主張に過ぎず、新たな証拠の提出とは認められないことから、分析の対象としない。ただし、**「３－４－５　国内価格に影響を及ぼす要因」**において当局が分析したとおり、電力価格を含む経費については、調査対象期間全体で 175 ポイントの増加となっている。一方で、収益への影響については、**「３－４－６　利潤」**で分析したとおり、営業利益は調査対象期間中に 97 ポイントの減少となっ

[365]【本邦生産者】
[366] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）
[367] 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日、令和 6 年 7 月 24 日）

ている。これは、**「３－３－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において述べたとおり、平成 30 年を除き、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたことにより、製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられたことによる影響を受けたものである。

(263)　調査対象貨物の供給者 7 者より、申請者側 3 社の「有価証券報告書」におけるデータによると、ここ数年、その黒鉛電極製品（または黒鉛電極が属するカテゴリーの製品）の売上高はいずれも増加傾向を示している旨の意見の表明があった[368]。

(264)　上記(263)の意見について、申請者に確認したところ、有価証券報告書の該当箇所には、人造黒鉛電極、不浸透黒鉛製品、等方性高純度黒鉛製品、機械用黒鉛製品、汎用炭素繊維及び黒鉛繊維、含樹脂黒鉛繊維製パッキング、可撓性黒鉛シール材、リチウムイオン電池負極材、付属品（吊金具や電極キャップ）を含み、調査対象貨物と同種の産品以外の産品が含まれている[369]との回答を得た。また、東海カーボンの有価証券報告書に記載されている売上高は、同社グループの売上高であり、また、輸出向けを含む全ての取引における売上高を示しているのに対し、様式 B-1 に記載されている販売額は、同社単体の国内向け取引を示したものであり[370]、上記意見が指摘するような事情は見当たらなかった。本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 45　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**で分析したとおり、調査対象期間を通じて減少していた。

(265)　調査対象貨物の供給者 7 者より、申請書におけるデータによると、本邦の雇用及び賃金は増加傾向である旨の意見の表明があった[371]。

(266)　上記(265)の意見について、当局は以下のとおり分析した。

まず、雇用については、上記**「３－４－１０　雇用」**で分析したとおり、調査対象期間を通じて 8 ポイント減少した。次に、賃金については、上記**「３－４－１１　賃金」**で分析したとおり、調査対象期間全体では 5 ポイントの増加であったものの、令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は対前年比減となっており、調査期間を通じて増加傾向であったとは言えず、指摘のような事実は確認出来なかった。なお、雇用及び賃金について、申請書と質問状回答では数字に相違があったことから、申請者に事情を確認したところ、申請書では、本社、工場、研究所を含んだ事業部全体としての数字を算出した一方で、質問状の回答においては、生産に係る各工場及び研究所の雇用人数とするなど、黒鉛電極事業に携わっていない部門の人数を除外したこと等による差異が生じていることを確認した[372]。

(267)　輸入者であるエイ・ジー・イーより、輸入通関統計で中国品の価格を見ると、輸入品の中でひときわ価格が低く表示されているが、その要因は、LF 用の安価低品位主体であること、また、半製品、未加工品での輸入が多いことによるものであり、中国品を統計上の価格でそのまま安価と捉えるべきではない。さらに、日本の黒鉛電極メーカーは、品位の劣るニードルコークスで高品位の黒鉛電極を作る努力を怠っており、技術力が劣っている。本邦生産者には日本を除く世界のメーカーに販売されているコノコ社のフィリップス 66 を輸入できない事情があり、本邦産の高価な原料を使用していることから、日本のマーケットで中国に対抗していくには、コノコ社のフィリップス 66、その他低品位ニードルコークスを使用し、技

---

368 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

369 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（日本カーボン）（調査項目 H-2）

370 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（東海カーボン）（調査項目 H-3）

371 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

372 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（【回答箇所】令和 6 年 9 月 4 日提出「別記 1　質問状回答書の指摘事項について」回答 整理番号 1）

術力を上げる必要があるとの意見の表明[373]があった。

(268) 上記(267)の意見について、当局は、次のとおり分析した。

まず、中国品はLF用の安価低品位主体であるとの主張について、調査当局は、すでに**「３－３　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において用途の相違を踏まえて価格分析を行っていることから、ここでは検討の対象としない。また、半製品、未加工品の輸入が多いとの主張については、その定義が明確ではなく、証拠も提出されていないため分析対象としない。

次に、本邦生産者にはコノコ社のフィリップス66を輸入できない事情があり、国内産の高価な原材料を使用しているという主張について、申請者に事実関係を確認したところ、【原料の調達状況】[374]。また、【原料の調達状況】、指摘の事実は誤りであることが確認された[375]。

日本のメーカーは品位の劣るニードルコークスで高品位の黒鉛電極を作る努力を怠っており、技術力が劣っているとの指摘については、本邦生産者の回答において、調査対象期間中に【原料の調達状況】[376]、指摘の事実を裏付ける事情は確認されなかった。

(269) 以上により、上記(261)、(263)及び(265)の供給者7者による意見並びに(267)のエイ・ジー・イーによる意見は受け入れられない。

３－４－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(270) 当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体として増加傾向であった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となった。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。また、本邦の産業は、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みたが、値上げのための価格改定を行おうとしたところ、一部の産業上の使用者から当該輸入貨物との価格差を指摘され、最終的には当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した。このように、価格を重視する取引先への販売機会を失ったほか、一部の取引先から当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求がなされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができず、売上総利益及び営業利益は大きく減少した。

(271) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率はおおむね国内販売量と同様の推移となった。また、調査対象期間中、生産量の減少以上に販売量が減少した結果、在庫量、在庫率は増加した。本邦の産業の雇用も、生産量、販売量の減少に伴い、調査対象期間を通じて減少した。令和2年までは、輸出量の減少が生産量の減少に影響を及ぼしていたが、令和3年以降は輸出量が増加しており、生産量減少への影響は認められなかった。物的生産性及び価値生産性は、雇用の減少、生産量及び売上高の推移を反映し、低下していた。キャッシュフローの悪化は、利潤の低下を反映しており、当該輸入貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、主に生産維持にかかる必要最低限のものに限られており、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。

(272) 当該輸入貨物の不当廉売差額の大きさは、国内産業に相当程度影響を及ぼすものであったことが認められた。

(273) 以上のとおり、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項について

---

373 意見の表明（エイ・ジー・イー、令和6年8月23日）
374 本邦生産者追加質問状（令和6年10月）回答書（【個社名】）（添付資料H-9）
375 本邦生産者追加質問状（令和6年10月）回答書（【個社名】）（添付資料H-9）
376 本邦生産者追加質問状（令和6年10月）回答書（【個社名】）（添付資料H-9）

の結論

(274)　本邦の市場における黒鉛電極の需要が調査対象期間を通じて減少する中、当該輸入貨物の輸入量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。

(275)　上記**「３－１－６　代替性」**で分析したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替性を有している上、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価しており[377]、また、上記**「３－３－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で分析したとおり、当該輸入貨物は、平成 30 年を除き、本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていた。

かかる状況を踏まえれば、本邦の産業が、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みるも、安価な当該輸入貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを行ってきた結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされ、その他の指標においても悪化が認められる。

したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し実質的な損害を与えたものと認められた。

４　因果関係

４－１　当該輸入貨物の輸入による影響

(276)　上記**「２　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記**「３　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

４－２　当該輸入貨物以外による影響

(277)　次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績、生産性及びその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠、意見、及び一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析[378]した。

４－２－１　第三国からの輸入の量及び価格

４－２－１－１　第三国からの輸入の量

(278)　当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、**「表 31　当該輸入貨物の輸入量（再掲）」**のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 30 年から令和 3 年にかけて 2,148MT から 5,575MT へ増加した。市場占拠率は、平成 30 年から令和 2 年にかけて、【数値】%から【数値】%へ増加した。市場占拠率が増加した令和 2 年までは、第三国からの輸入による影響も一定程度あったものと考えられる。

---

[377] 産業上の使用者質問状回答書（様式 D-5-1）

[378] 協定 3.5

一方、第三国からの輸入量は、令和 3 年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、4,329MT となった。また、市場占拠率も令和 2 年の【数値】%をピークに減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には【数値】%へと減少していることから、この期間の本邦産同種の貨物の市場占拠率の減少は、第三国からの輸入量によるものではないと言える。

一方で、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間を通じて増加傾向にあり、**「表 37　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）」**のとおり、市場占拠率も調査対象期間中に 44 ポイント増加し【数値】%の高水準を示している。また、産業上の使用者の回答を確認したところ、350mm 未満のサイズについて、第三国産同種の貨物を使用している者はいなかった[379]。

表 31　当該輸入貨物の輸入量（再掲）

		平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	11,420	10,557	10,034	14,498	15,395	13,036
	対総輸入量	84.2%	77.2%	69.3%	72.2%	75.8%	75.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	2,148	3,111	4,447	5,575	4,923	4,329
	対総輸入量	15.8%	22.8%	30.7%	27.8%	24.2%	24.9%
総輸入量(MT)		13,568	13,668	14,481	20,073	20,318	17,365

（出所）財務省貿易統計
（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

表 33　本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

表 37　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【109】	【126】	【139】	【151】	【144】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【92】	【78】	【75】	【72】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【170】	【296】	【284】	【256】	【254】
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

４－２－１－２　第三国からの輸入価格

(279)　次に、第三国からの輸入価格について、本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格と比較を行ったところ、**「表 56　本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格」**のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、令和元年に対前年比 29 ポイントの上昇となったが、その後、令和 2 年は対前年比で 34 ポイ

[379] 産業上の使用者当初質問状回答書（様式 B-3）

ント減少、令和 3 年は対前年比 25 ポイント減少した。令和 4 年は対前年比 4 ポイント増加し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は横ばいであった。調査対象期間全体では、26 ポイントの減少となった。当該輸入貨物の国内販売価格は、平成 30 年以降、大幅に減少し、調査対象期間全体で 58 ポイントの減少となっている。当該輸入貨物の国内販売価格は、第三国産同種の貨物と比較すると、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて【5-40】%低かった。

表 56　本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格

	品種	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
本邦産同種の貨物の国内販売価格(円／kg)	全種	【100】	【154】	【116】	【101】	【99】	【99】
当該輸入貨物の国内販売価格(円／kg)	全種	【100】	【56】	【36】	【32】	【39】	【42】
第三国産同種の貨物の輸入価格（円／kg）	全種	【100】	【129】	【95】	【70】	【74】	【74】
本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【100】	【37】	【31】	【32】	【40】	【43】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【100】	【44】	【38】	【46】	【53】	【57】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注 1）本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物　（円／kg）×100

（注 2）第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／第三国産同種の貨物（円／kg）×100

（注 3）各欄の【　】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、「本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比」及び「第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比」については、【　】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

４－２－１－３　第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(280)　上記(278)のとおり、第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 30 年から令和 3 年にかけて 2,148MT から 5,575MT へ増加し、市場占拠率は、平成 30 年から令和 2 年にかけて、【数値】%から【数値】%へ増加した。市場占拠率が増加した令和 2 年までは、第三国からの輸入による影響も一定程度あったと考えられる。

一方で、第三国からの輸入量は、令和 3 年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて減少し、市場占拠率も令和 2 年をピークに減少、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は【数値】%へと減少しており、この期間の本邦産同種の貨物の市場占拠率の減少は、第三国産同種の貨物の輸入の量によるものではないと言える。

この間、本邦産同種の貨物は販売量も市場占拠率も減少傾向にあった。他方、調査対象期間中に市場占拠率【数値】%を占めていた当該輸入貨物は、輸入量及び市場占拠率を増加させた。これらの事実は、当該輸入貨物の輸入量及び市場占拠率の増加が、本邦産同種の貨物から販売シェアを奪取したことによりもたらされたものであることを示している。

以上のことから、令和 3 年以降は、第三国産同種の貨物の輸入量が、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率の減少に顕著な影響を与えたものとは認められなかった。

また、上記(279)のとおり、当該輸入貨物の国内販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて、第三国産同種の貨物の輸入価格より【5-40】%低かった。この点を考慮すると、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物の価格に対して顕著な影響を与えたものとは認められなかった。

したがって、令和 2 年までは、第三国からの輸入による影響は一定程度あったと考えられるものの、令和 3 年以降は、本邦の産業に損害を与えた要因には当たらないと判断した。

４－２－１－４　第三国からの輸入量、価格についての証拠及び意見等の検討

(281)　調査対象貨物の供給者 7 者より、日本の黒鉛電極の輸入データを見ると、調査対象貨物の輸入による影響は小さくなっており、第三国から輸入した貨物が徐々に日本国内市場に入り込みつつある旨の意見の表明があった[380]。

(282)　上記(281)の意見については、上述のとおり、第三国産同種の貨物は、輸入量及び市場占拠率がいずれも限定的であり、価格についても、平成 30 年を除いては、調査対象期間を通じて当該輸入貨物の国内販売価格の方が第三国産同種の貨物よりも【5-40】%低かった。したがって、令和 2 年までは第三国からの輸入による影響は一定程度あったと考えられるものの、令和 3 年以降は本邦の産業に損害を与えた要因には当たらないものと判断した。

(283)　調査対象貨物の輸入者であるエイ・ジー・イーより、日本における黒鉛電極の 2024 年 4 月の輸入量及び同年 1 月～4 月の累計の輸入量のデータに照らせば、マレーシアとインドの輸入量が増えてきていることから、今後中国品だけに高関税をかけても顧客は必ずしも国内メーカーに回帰するとは限らない事実がある旨の証拠の提出[381]があった。

(284)　上記(283)について、当該証拠が示すデータは 2024 年 4 月あるいは同年 1 月～4 月の累計の輸入量であって、調査対象期間外の事実関係である。したがって、調査対象期間における第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因であることを示したものとは認められない。

(285)　以上より、上記(283)のエイ・ジー・イーにより提出された証拠は受け入れられない。

４－２－１－５　第三国からの輸入量及び価格についての結論

(286)　以上のとおり、調査当局は、第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかったと判断した。

４－２－２　需要又は消費態様の変化

４－２－２－１　需要の変化

(287)　本邦における黒鉛電極の需要量は、**「表 32　需要量の変化」**のとおり、平成 30 年から令和元年にかけて 15 ポイント低下し、令和元年から令和 2 年にかけて 15 ポイント低下した後、令和 2 年から令和 3 年にかけて 21 ポイント上昇したが、令和 3 年から令和 4 年にかけて 2 ポイント低下し、さらに令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比で 10 ポイント低下した。調査対象期間を通じては 21 ポイント低下した。

当該輸入貨物の輸入量は、平成 30 年に 11,420MT であったところ、調査対象期間中に 13,036MT へ増加したのに対し、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT と 40 ポイント減少し、調査対象期間において当該輸入貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量が減少する関係（相関性）が認められた。また、当該輸入貨物の市場占拠率が調査対象期間において 44 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイントの低下となった。

本邦における黒鉛電極の需要量は、平成 30 年から令和元年にかけて対前年比で 15 ポイント低下し、令和元年から令和 2 年にかけては、さらに対前年比 15 ポイント低下した。これ

[380] 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

[381] 証拠の提出（エイ・ジー・イー、令和 6 年 7 月 24 日）及び資料 1-1「2024 年 4 月人造黒鉛丸形電極輸入実績（全国ベース）」

は、前年に中国の地条鋼規制による世界的な黒鉛電極不足に対応するために確保していた在庫の調整が行われたことや、新型コロナウイルス感染症の拡大が背景にあると考えられる[382]。本邦産同種の貨物の国内販売量は、平成 30 年から令和 2 年にかけて 45 ポイント減少し、需要量の落ち込み以上の比率で減少した。一方で、当該輸入貨物の輸入量は、令和元年に 863MT、令和 2 年には 523MT とそれぞれ減少したものの、減少量は需要の落ち込みと比べると緩やかで、市場占拠率は 26 ポイント上昇した。

本邦の生産者の回答から、電炉メーカー各社の黒鉛電極の在庫調整が落ち着き、新型コロナウイルス感染症の影響も弱まったこと[383]が確認できた令和 3 年は、対前年比で黒鉛電極需要が改善して需要量が大きく回復し、需要量が 21 ポイント上昇する一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、【数値】MT から【数値】MT と対前年比 13 ポイントの増加にとどまった。他方で、当該輸入貨物の輸入量は本邦産同種の貨物の販売量の増加を上回り 4,464MT 増加した。そのため、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物の市場占拠率は、前者が対前年比で 3 ポイント減少したのに対し、後者は対前年比 13 ポイントの増加に転じた。

令和 4 年においては、需要量が対前年比で 2 ポイント減少した中で、当該輸入貨物の輸入量は 15,395MT へと増加した。一方で、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT と減少に転じ、前者の市場占拠率は対前年比 12 ポイントの増加に対して、後者の市場占拠率は 3 ポイントの減少となった。

また、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量は、調査対象期間中に【数値】MT 減少しているところ、もし本邦の産業の令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月における市場占拠率が平成 30 年と同様に【数値】%にとどまっていたとすれば、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量の減少は、実際の減少量の約【数値】である【数値】MT にとどまっていたものと考えられる。したがって、国内販売量及び自家消費量の減少のうち【数値】に相当する部分については、国内需要の減少による影響を排除したとしても、当該輸入貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断が否定されるものではない。

表 32　需要量の変化（再掲）

	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和4(2022)年10月～令和5(2023)年9月
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）各欄の【　】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

４－２－２－２　消費態様の変化

(288)　調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者 28 者から提出された産業上の使用者当初質問状回答書により、「購入に係る変動の有無」[384]、「購入パターンの変更の有無」[385]及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」[386]に係る回答を確認した。

（ア）「購入に係る変動の有無については、回答内容が確認できる産業上の使用者 28 者のうち 9 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額にかかる大幅な変動の有無に関して「無」と回答した。残りの 19 者は「有」と回答したものの、「購入に係る変動の理由」は、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格差を背景に調査対象

[382] 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）
[383] 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）
[384] 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-2-1）
[385] 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-2-5）
[386] 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-4-1）

貨物の購入量が増加した[387]ことや、鉄鋼需要の減退に伴い購入量が減少した[388]ことに関するものであり、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した事項以外の本邦の産業に損害を与える要因として追加で検討が必要な事項とは認められなかった。

（イ）「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 28 者のうち 22 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 6 者については「有」と回答したものの、「購入パターンの変更理由」は、本邦産同種の貨物と比較して原単価に優位性がある調査対象貨物の購入量の比率が上昇したこと[389]や、調査対象貨物及び第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物と同等の品質である旨を確認し、安価品である調査対象貨物の導入を進めてきた[390]というものであり、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した事項以外の本邦の産業に損害を与える要因として追加で検討が必要な事項とは認められなかった。

（ウ）「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 28 者のうち 24 者が、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答した。残りの 4 者については「有」と回答したものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済停滞[391]やウクライナ侵攻問題[392]を背景とした鉄鋼需要減少に伴う粗鋼生産量の減少[393]、粗鋼生産量と黒鉛電極の使用量との連動[394]といった、自社の製品の生産及び技術に係る動向以外の事情が挙げられており、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した事項以外の本邦の産業に損害を与える要因として追加で検討が必要な事項とは認められなかった。

（エ）上述の回答のほかには、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。

(289)　以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

４－２－２－３　需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討

(290)　調査対象貨物の供給者 7 者より、黒鉛電極は、主として製鋼及び精錬産業で使用されるものであるところ、これらの川下業界と黒鉛電極の市場は密接な関係にあり、粗鋼生産量の減少が黒鉛電極の販売状況に影響を及ぼすので、これらに起因して黒鉛電極企業の経営状況が悪化しているのであって、本邦の産業の損害は当該輸入貨物の輸入に起因するものではない旨の意見の表明があった[395]。

(291)　上記(290)の意見について、**「４－２―２－１　需要の変化」**で述べたとおり、調査対象期間全体を通じて需要が 21 ポイント低下した一方、当該輸入貨物の輸入量は、平成 30 年の 11,420MT から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月において 13,036MT へ増加し、当該輸入貨物の市場占拠率は、調査対象期間において 44 ポイントの大幅な上昇となった。これに対し、本

---

[387] 産業上の使用者当初質問状回答書（合同製鐵、トピー工業、北越メタル、山陽特殊製鋼、中部鋼鈑、伊藤製鐵所）（調査項目 B-2-2）
[388] 産業上の使用者当初質問状回答書（プロテリアル、JFE 条鋼）（調査項目 B-2-2）
[389] 産業上の使用者当初質問状回答書（トピー工業、山陽特殊製鋼）（調査項目 B-2-6）
[390] 産業上の使用者当初質問状回答書（愛知製鋼）（調査項目 B-2-6）
[391] 産業上の使用者当初質問状回答書（大同特殊鋼）（調査項目 B-4-2）
[392] 産業上の使用者当初質問状回答書（プロテリアル）（調査項目 B-4-2）
[393] 産業上の使用者当初質問状回答書（JFE 条鋼）（調査項目 B-4-2）
[394] 産業上の使用者当初質問状回答書（JFE スチール）（調査項目 B-4-2）
[395] 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間において 25 ポイントの低下となっている。これらのことより、供給者 7 者が主張するとおり、粗鋼生産量の減少は黒鉛電極の販売状況に影響を及ぼしており、新型コロナウイルスの感染拡大その他の要因に起因して全体として粗鋼生産量が減少し、黒鉛電極需要が低下したものと考えられる。一方で、その需要が低下している期間においても、調査対象貨物の輸入量と市場占拠率が増加している事実が認められた。粗鋼生産量が減っているという事実がありながら、当該輸入貨物の市場占拠率が増加傾向をたどったことは、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業へ損害をもたらしたという直接の因果関係を裏付けるものであり、本邦の産業は、需要減少による影響を考慮に入れてもなお、当該輸入貨物の輸入の増加により損害を受けたものである。

４－２－２－４　需要又は消費態様の変化に関する結論

(292)　以上のとおり、需要については、特に令和 2 年において、新型コロナウイルスの感染拡大等を背景とした減少がみられるものの、調査対象期間全体を通じてみると、需要減少による影響を考慮に入れてもなお、当該輸入貨物によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、需要の変化とは別個に検討が必要となる変化は認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化については、いずれも当該輸入貨物によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

４－２－３　外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(293)　調査対象期間における黒鉛電極の取引について、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者当初質問状回答書、輸入者当初質問状回答書及び産業上の使用者当初質問状回答書[396] から、回答内容が確認できる 39 者全てが阻害「無」と回答し、「有」と回答したものはいなかった。

その他、調査対象期間における黒鉛電極の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

４－２－４　技術の進歩

(294)　本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に、黒鉛電極の生産技術に大きな差異を生じさせる、又は既存の黒鉛電極の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず[397]、その他本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠も認められなかった。

４－２－５　本邦の産業の輸出実績

(295)　生産量に関わる指標以外について、調査当局は、本邦生産者の質問状回答書においてあらかじめ同種の貨物の輸出に係る影響を排除して回答するよう求めた上で、輸出実績を除外した回答内容に基づいて**「３　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**の経済的要因に係る分析を行っており、輸出実績は本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、**「３－４－１　生産**

396 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 E-6-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-6-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-6-1）

397 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-3-1）及び供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6、A-9-7）

高」で分析したとおり、令和 2 年までは輸出の減少が生産量の減少に影響を与えていると認められるものの、令和 3 年以降については生産量の減少が輸出によるものではないことが認められた。

４－２－６　本邦の産業の生産性

(296)　本邦の産業の生産性は、上記**「３－４－１２　生産性」**のとおり、生産量及び平均雇用人数の減少等を理由として若干の増減があったものの、それ以外に本邦の産業に対して損害を与える要因となるような事実は確認できなかった。

したがって、本邦の産業の生産性は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

(297)　調査対象貨物の供給者 7 者より、本邦の経営状況に影響を与えているのは、2021 年からの円安により、日本企業の輸出が影響を受けたことによる旨の意見の表明があった[398]。また、調査対象貨物の輸入者であるエイ・ジー・イーより、本来、日本の電極メーカーは輸出（60%前後）に頼るビジネスモデルであったが、2020 年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に輸出が減少し、他方で輸入は 10%前後から 30%以上に大幅に増えていながら、国内シェアは 80%前後であったものが 70%前後となっただけで大幅な減少とは言えず、これは必ずしも中国品が日本の市場を席巻したとは言えない旨の意見及び証拠の提出[399]があった。

(298)　上記(297)の意見について、調査当局は、**「４－２－５　本邦の産業の輸出実績」**において分析したとおり、生産量に関わる指標以外については、本邦生産者の質問状回答書において、あらかじめ同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき**「３　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**の経済的要因に係る分析を行っており、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、**「３－４―１　生産高」**で分析したとおり、令和 2 年までは輸出の減少が生産量の減少に影響を与えたことも否定できないが、令和 3 年以降については、生産量の減少が輸出によるものではないことが認められた。

また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記**「３－４－３　販売及び市場占拠率」**で分析したとおり、当該輸入貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間中 25 ポイント減少した。また、需要についても、**「４－２－２－１　需要の変化」**で分析したとおり、国内販売量及び自家消費の減少のうち【数値】に相当する部分については、国内需要の減少による影響を排除してもなお、当該輸入貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断は否定されないことを確認した。

(299)　以上より、上記(297)の調査対象貨物の供給者 7 者及びエイ・ジー・イーによる意見は受け入れられない。

４－３　因果関係に関する結論

(300)　以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

---

398 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

399 証拠の提出（エイ・ジー・イー、令和 6 年 7 月 24 日）及び資料 2-1,2-2「黒鉛電極（丸形）数量」並びに意見の表明（エイ・ジー・イー、令和 6 年 8 月 23 日）

５　結論

(301)　以上のとおり、不当廉売された黒鉛電極の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められた。

（別添）

主要証拠等目録

番号	標目
1	中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税を求める書面（SECカーボン株式会社、東海カーボン株式会社、日本カーボン株式会社）
2	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（SECカーボン株式会社）
3	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（東海カーボン株式会社）
4	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（日本カーボン株式会社）
5	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（株式会社レゾナック・グラファイト・ジャパン）
6	海外供給者に対する確認票の回答（方大炭素新材料科技股份有限公司）
7	海外供給者に対する確認票の回答（吉林素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
8	海外供給者に対する確認票の回答（南通揚子碳素股份有限公司）
9	海外供給者に対する確認票の回答（旭日精密炭素（大連）有限公司）
10	海外供給者に対する確認票の回答（中建材国際貿易有限公司）
11	海外供給者に対する確認票の回答（京海商事（上海）貿易有限公司）
12	海外供給者に対する確認票の回答（嘉隆新材料有限公司）
13	海外供給者に対する確認票の回答（河北瑞通炭素有限公司）
14	海外供給者に対する確認票の回答（合肥炭素有限責任公司）
15	海外供給者に対する確認票の回答（山西聚賢黒鉛新材料有限公司）
16	海外供給者に対する確認票の回答（江蘇江龍新材料科技有限公司）
17	海外供給者に対する確認票の回答（江蘇智晏国際貿易有限公司）
18	海外供給者に対する確認票の回答（大同特殊鋼（上海）有限公司）
19	海外供給者に対する確認票の回答（遼寧丹炭新材料有限公司）
20	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（遼寧丹炭科技集団有限公司）
21	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（山東旭日石墨新材料科技有限公司）
22	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（撫順金利石化炭素有限公司）

番号	標目
23	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（江蘇江龍新能源科技有限公司）
24	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（Sojitz JECT（Qingdao）Co.,Ltd.）
25	輸入者に対する確認票の回答（株式会社ＳＫカーボン）
26	輸入者に対する確認票の回答（大中物産株式会社）
27	輸入者に対する確認票の回答（大和窯業株式会社）
28	輸入者に対する確認票の回答（アークカーボントレーディング株式会社）
29	輸入者に対する確認票の回答（東栄産業株式会社）
30	輸入者に対する確認票の回答（株式会社ファインズ）
31	輸入者に対する確認票の回答（マルヤ産業株式会社）
32	輸入者に対する確認票の回答（双日ジェクト株式会社）
33	輸入者に対する確認票の回答（大同興業株式会社）
34	輸入者に対する確認票の回答（昭光通商株式会社）
35	輸入者に対する確認票の回答（株式会社トランスグローバルエージェンシー）
36	輸入者に対する確認票の回答（【輸入者A社】）
37	輸入者に対する確認票の回答（株式会社エイ・ジー・イー）
38	輸入者及び産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社プロテリアル）
39	輸入者及び産業上の使用者に対する確認票の回答（東京鋼鐵株式会社）
40	産業上の使用者に対する確認票の回答（共英製鋼株式会社）
41	産業上の使用者に対する確認票の回答（東京製鐵株式会社）
42	産業上の使用者に対する確認票の回答（合同製鐵株式会社）
43	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社中山製鋼所）
44	産業上の使用者に対する確認票の回答（トピー工業株式会社）
45	産業上の使用者に対する確認票の回答（東京鐵鋼株式会社）

番号	標目
46	産業上の使用者に対する確認票の回答（大阪製鐵株式会社）
47	産業上の使用者に対する確認票の回答（北越メタル株式会社）
48	産業上の使用者に対する確認票の回答（愛知製鋼株式会社）
49	産業上の使用者に対する確認票の回答（大同特殊鋼株式会社）
50	産業上の使用者に対する確認票の回答（山陽特殊製鋼株式会社）
51	産業上の使用者に対する確認票の回答（中部鋼鈑株式会社）
52	産業上の使用者に対する確認票の回答（日本製鉄株式会社）
53	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社向山工場）
54	産業上の使用者に対する確認票の回答（JFE条鋼株式会社）
55	産業上の使用者に対する確認票の回答（王子製鉄株式会社）
56	産業上の使用者に対する確認票の回答（ＪＦＥスチール株式会社）
57	産業上の使用者に対する確認票の回答（㈱式会社伊藤製鐵所）
58	産業上の使用者に対する確認票の回答（岸和田製鋼株式会社）
59	産業上の使用者に対する確認票の回答（新関西製鐵株式会社）
60	産業上の使用者に対する確認票の回答（千代田鋼鉄工業株式会社）
61	産業上の使用者に対する確認票の回答（山口鋼業株式会社）
62	産業上の使用者に対する確認票の回答（三星金属工業株式会社）
63	産業上の使用者に対する確認票の回答（中山鋼業株式会社）
64	産業上の使用者に対する確認票の回答（拓南製鐵株式会社）
65	産業上の使用者に対する確認票の回答（九州製鋼株式会社）
66	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社トーカイ）
67	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社城南製鋼所）
68	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社宇部スチール）

番号	標目
69	産業上の使用者に対する確認票の回答（朝日工業株式会社）
70	産業上の使用者に対する確認票の回答（日鉄スチール株式会社）
71	産業上の使用者に対する確認票の回答（大谷製鉄株式会社）
72	産業上の使用者に対する確認票の回答（ヤマトスチール株式会社）
73	産業上の使用者に対する確認票の回答（三興製鋼株式会社）
74	代替国選定１回目通知に対する意見（東海カーボン株式会社）
75	代替国選定１回目通知に対する意見（株式会社ファインズ）
76	代替国選定１回目通知に対する意見（大同興業株式会社）
77	代替国選定１回目通知に対する意見（旭日精密炭素（大連）有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司）
78	代替国選定１回目通知に対する意見（嘉隆新材料有限公司）
79	代替国選定１回目通知に対する意見（株式会社エイ・ジー・イー）
80	代替国選定２回目通知に対する意見（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
81	代替国選定２回目通知に対する意見（旭日精密炭素（大連）有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司）
82	代替国選定２回目通知に対する意見（中建材国際貿易有限公司）
83	代替国選定２回目通知に対する意見（嘉隆新材料有限公司）
84	代替国選定２回目通知に対する意見（株式会社エイ・ジー・イー）
85	代替国生産者に対する確認票の回答（SECカーボン株式会社）
86	代替国生産者に対する確認票の回答（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
87	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（遼寧丹炭科技集団有限公司）
88	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（南通揚子碳素股份有限公司）
89	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（旭日精密炭素（大達）有限公司）
90	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（山東旭日石墨新材料科技有限公司）
91	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（中建材国際貿易有限公司）

番号	標目
92	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（撫順金利石化炭素有限公司）
93	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（嘉隆新材料有限公司）
94	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（河北瑞通炭素股份有限公司）
95	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（江蘇江龍新能源科技有限公司）
96	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（合肥炭素有限責任公司）
97	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（山西聚賢黒鉛新材料有限公司）
98	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（大同特殊鋼（上海）有限公司）
99	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
100	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（遼寧丹炭新材料有限公司）
101	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（方大炭素新材料科技股份有限公司）
102	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
103	海外供給者に対する質問状の回答（方大炭素新材料科技股份有限公司）
104	海外供給者に対する質問状の回答（吉林炭素有限公司）
105	海外供給者に対する質問状の回答（南通揚子碳素股份有限公司）
106	海外供給者に対する質問状の回答（山東旭日石墨新材料科技有限公司）
107	海外供給者に対する質問状の回答（中建材国際貿易有限公司）
108	海外供給者に対する質問状の回答（撫順金利石化炭素有限公司）
109	海外供給者に対する質問状の回答（京海商事（上海）貿易有限公司）
110	海外供給者に対する質問状の回答（嘉隆新材料有限公司）
111	海外供給者に対する質問状の回答（河北瑞通炭素股份有限公司）
112	海外供給者に対する質問状の回答（江蘇江龍新能源科技有限公司）
113	海外供給者に対する質問状の回答（吉林炭素進出口有限公司）
114	海外供給者に対する質問状の回答（吉蒙炭素有限責任公司）

番号	標目
115	海外供給者に対する質問状の回答（Sojitz JECT（Qingdao）Co., Ltd.）
116	海外供給者に対する質問状の回答（大同特殊鋼（上海）有限公司）
117	海外供給者に対する質問状の回答（遼寧丹炭新材料有限公司）
118	海外供給者に対する質問状の回答（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの）（Sojitz JECT（Qingdao）Co., Ltd.）
119	産業上の使用者に対する質問状の回答（株式会社プロテリアル）
120	産業上の使用者に対する質問状の回答（株式会社トーカイ）
121	産業上の使用者に対する質問状の回答（東京鋼鐵株式会社）
122	本邦生産者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（SECカーボン株式会社）
123	本邦生産者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東海カーボン株式会社）
124	本邦生産者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（日本カーボン株式会社）
125	海外供給者に対する質問状の回答並びに令和6年7月19日付け、令和6年8月21日付け及び令和6年9月12日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（旭日精密炭素（大連）有限公司）
126	海外供給者に対する質問状の回答並びに令和6年7月19日付け、令和6年8月21日付け及び令和6年9月25日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（遼寧丹炭科技集団有限公司）
127	海外供給者に対する質問状の回答並びに令和6年7月26日付け、令和6年8月21日付け及び令和6年9月25日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（合肥炭素有限責任公司）
128	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大和窯業株式会社）
129	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社ファインズ）
130	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社SKカーボン）
131	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月19日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（双日ジェクト株式会社）
132	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大中物産株式会社）
133	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東栄産業株式会社）
134	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大同興業株式会社）
135	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（昭光通商株式会社）
136	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東京鋼鐵株式会社）
137	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社エイ・ジー・イー）

番号	標目
138	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（マルヤ産業株式会社）
139	産業上の使用者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（愛知製鋼株式会社）
140	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東京製鐵株式会社）
141	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（合同製鐵株式会社）
142	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社中山製鋼所）
143	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（トピー工業株式会社）
144	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東京鐵鋼株式会社）
145	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大阪製鐵株式会社）
146	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（北越メタル株式会社）
147	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大同特殊鋼株式会社）
148	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（山陽特殊製鋼株式会社）
149	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（中部鋼板株式会社）
150	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社向山工場）
151	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（JFE条鋼株式会社）
152	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（王子製鉄株式会社）
153	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（JFEスチール株式会社）
154	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社伊藤製鐵所）
155	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（新関西製鐵株式会社）
156	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（三星金属工業株式会社）
157	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（三興製鋼株式会社）
158	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（九州製鋼株式会社）
159	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社城南製鋼所）
160	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社宇部スチール）

番号	標目
161	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（朝日工業株式会社）
162	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大谷製鉄株式会社）
163	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（ヤマトスチール株式会社）
164	代替国生産者に対する質問状の回答及び令和6年9月4日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（SECカーボン株式会社）
165	代替国生産者に対する質問状の回答及び令和6年9月4日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
166	証拠の提出（株式会社エイ・ジー・イー）
167	意見の表明（東京鋼鐵株式会社）
168	意見の表明（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
169	意見の表明（方大炭素新材料科技股份有限公司、遼寧丹炭新材料有限公司、旭日精密炭素（大連）有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司、江蘇江龍新能源科技有限公司、吉林炭素進出口有限公司、山西聚賢石墨新材料有限公司）
170	意見の表明（株式会社エイ・ジー・イー）
171	意見の表明（山陽特殊製鋼株式会社）
172	海外供給者に対する追加質問状の回答（旭日精密炭素（大連）有限公司）
173	本邦生産者に対する追加質問状の回答及び令和6年10月11日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（SECカーボン株式会社）
174	本邦生産者に対する追加質問状の回答及び令和6年10月11日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東海カーボン株式会社）
175	本邦生産者に対する追加質問状の回答及び令和6年10月11日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（日本カーボン株式会社）
176	海外供給者に対する追加質問状の回答及び令和6年11月20日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（遼寧丹炭科技集団有限公司）
177	海外供給者に対する追加質問状の回答及び令和6年11月20日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（合肥炭素有限責任公司）
178	代替国生産者に対する追加質問状の回答（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
179	代替国生産者に対する追加質問状の回答（SECカーボン株式会社）
180	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（東海カーボン株式会社）
181	海外供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（遼寧丹炭科技集団有限公司）
182	海外供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（合肥炭素有限責任公司）

番号	標目
183	海外供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（旭日精密炭素（大連）有限公司）
184	代替国生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
185	代替国生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（SECカーボン株式会社）
186	調査当局が収集及び分析した関係証拠